

宮崎市中心市街地活性化基本計画

平成 1 9 年 5 月

平成 1 9 年 5 月 2 8 日	認定
平成 2 0 年 3 月 3 1 日	変更
平成 2 2 年 3 月 2 3 日	変更
平成 2 3 年 3 月 3 1 日	変更
平成 2 4 年 3 月 2 9 日	変更

宮 崎 県 宮 崎 市

宮崎市中心市街地活性化基本計画

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 宮崎市の広域的位置付け	1
[2] 宮崎市の都市空間の将来構図	3
[3] 多様な主体の参画による中心市街地活性化の取組	5
[4] 中心市街地の現状分析	9
[5] 市民意向の把握	19
[6] 中心市街地の現状の問題点	22
[7] これまでの中心市街地活性化に係る取組の評価	23
[8] 中心市街地活性化の課題と基本方針	24
《現況分析、課題、目標、施策の方向の整理》	25
2. 中心市街地の位置及び区域	27
[1] 位置	27
[2] 区域	28
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	29
3. 中心市街地活性化の目標	38
[1] 中心市街地の基本理念	38
[2] 基本目標と成果指標	41
[3] 数値目標の設定	43
[4] フォローアップの方針	45
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	51
[1] 市街地の整備改善の必要性	51
[2] 具体的事業の内容	53
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	65
[1] 都市福利施設の整備の必要性	65
[2] 具体的事業の内容	67
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	69
[1] まちなか居住の推進の必要性	69
[2] 具体的事業の内容	70

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	72
[1] 商業の活性化の必要性	72
[2] 具体的事業の内容	74
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	89
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	89
[2] 具体的事業の内容	93
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	111
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	112
[1] 市町村の推進体制の整備等	112
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	114
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	116
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	118
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	118
[2] 都市計画手法の活用	120
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	123
[4] 都市機能の集積のための事業等	126
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	129
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	129
[2] 都市計画との調和	129
[3] その他の事項	129
12. 認定基準に適合していることの説明	130

- 基本計画の名称： 宮崎市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体： 宮崎県宮崎市
- 計画期間： 平成19年5月 ～ 平成25年3月（5年11月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 宮崎市の広域的位置付け

■『太陽と緑のくに』

本市は、「太陽と緑のくに」のイメージで知られる宮崎県の県央部にあつて、南北約35kmにわたる海岸線と沿岸を流れる黒潮の影響により、温暖かつ風光明媚な気候風土となっている。「青島」に代表される「日南海岸国定公園」は、昭和40年代には新婚旅行のメッカとして全国的な脚光を浴びた。



しかし、海外旅行の自由化や全国総観光地化などの影響を受け、昭和50年代には、本市は「リゾート」「コンベンション」「スポーツランド」などをキーワードとする新たな観光戦略を模索することとなった。その結果として、リゾート法適用第1号の承認を受けた「宮崎・日南海岸リゾート構想」に基づき、国際級のリゾート・コンベンション施設「シーガイア」が平成5年に開業した。また、「スポーツランド」の取組も大きく結実し、プロ野球・Jリーグなど人気球団のキャンプは全国に

情報発信され本市の活性化に大きく貢献している。



■『躍動する太陽都市・・・みやざき・・・』

本市は、県都として、宮崎県の政治・経済・文化・情報等の中心地として発展してきた。昭和59年以降、宮崎SUNテクノポリス開発計画、宮崎学園都市構想、宮崎インテリジェント・シティ整備計画など、全国に先駆けた大規模プロジェクトを展開している。

現在は、第三次総合計画の着実な推進と共に、具体的な目標として、6つの『九州一のまちづくり』（健康福祉都市、ボランティア都市、教育創造都市、環境都市、景観都市、子育てサポート都市）を推進している。

この間、平成10年には中核市への移行、平成18年には近隣3町との合併という都市としての大きな飛躍の契機を迎えた。

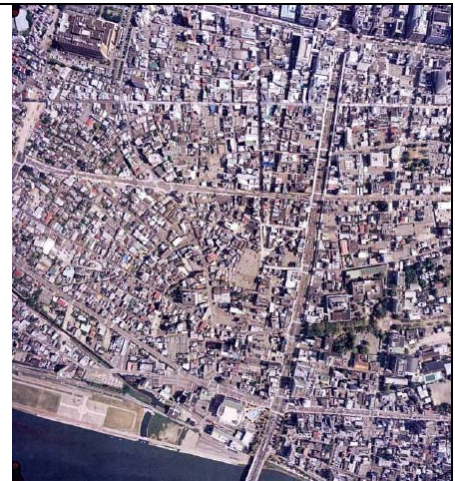


■ これからのまちづくりを牽引する中心市街地の活性化

本市の中心市街地は、昭和 21 年の戦災復興土地地区画整理事業により都市機能集積の基盤が整備された。現在では、県庁、市役所をはじめとする行政機関や公共施設が集中立地するほか、企業の支店や都市型大型店舗が立ち並び、様々な都市機能がコンパクトに集積した中心市街地となっている。

また、JRにより宮崎空港と直接結ばれる宮崎駅を擁し、高速バスの発着所や主要なバス路線のほとんどが中心市街地を経由するなど、近距離から遠距離までカバーする公共交通の要衝でもある。

しかしながら、モータリゼーションの進展と、それに伴う市街地の拡大、消費行動の多様化などを背景に、人口減少や高齢化など中心市街地の空洞化が進みつつあり、さらに、平成 17 年、市東部地域における郊外型大規模ショッピングセンターの進出は、中心市街地のこのような傾向に大きな影響を及ぼすこととなった。



中心市街地の活性化は、今後の人口減少社会、超高齢社会、地球環境問題等の課題を解く鍵でもあることから、本市では、平成 15 年に中心市街地活性化推進室を設置し、市の最重要課題として積極的な活性化策に取り組んでいる。

商店街においても、これまでの線的な取組から、大型店や市民団体等との協働による面的一体的な取組が活発化しており、既に多くの実績を上げている。

そのような状況の中、平成 18 年 9 月にオープンした老舗百貨店の増床や、世界的 IT 企業の中心市街地への進出は、活性化の機運に大きな弾みをつけるものとなった。

今後は、改正中心市街地活性化法の下、平成 18 年 1 月の 1 市 3 町合併後の課題を意識しながら、これからのまちづくりを牽引する取組を、多様な主体の参画の下、一体となって推進していくことが重要である。



[2] 宮崎市の都市空間の将来構図

(1) 第三次宮崎市総合計画（平成 10 年 3 月、平成 15 年 3 月一部改定）

目標とする都市像『躍動する太陽都市・・・みやざき・・・』を実現するため、生き生きとした市民生活と活力ある都市活動の舞台となる都市空間の将来構図を次のように描いている。

1. 広域都市圏の形成

近隣都市との緊密な連携を図りながら、交通網の整備や都市機能の適正な配置を行い、活力ある広域都市圏を形成する。

2. 多核的な都市拠点の形成

各地域の特性をいかした多核的な都市拠点をもつ都市構造を形成し、広域都市圏を牽引する拠点として中心市街地の魅力を高めるとともに、学術・文化、観光・リゾート等の拠点を形成し、市域の均衡ある発展を目指す。

3. 都市軸の形成

広域都市圏及び地域間のネットワーク化を図り、都市活動の活性化を促進する都市軸を形成する。

4. ゾーンによる空間の形成

都市的土地利用ゾーンと自然的土地利用ゾーンを設定し、本市の美しく豊かな自然環境と調和した都市空間を形成する。

5. 快適な居住空間の形成

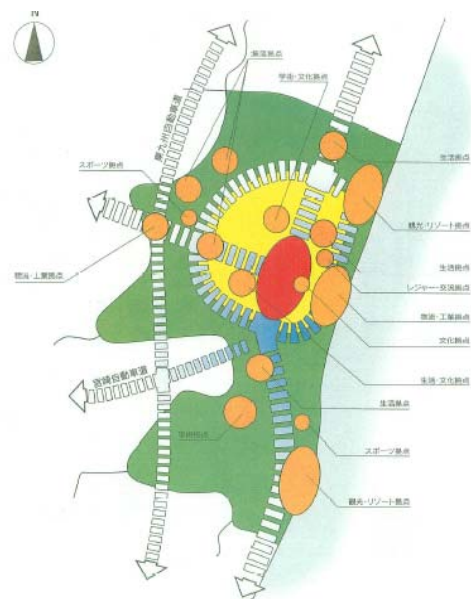
都市部には、土地の有効利用を図り、利便性の高い、バリアフリーに配慮した居住空間を形成する。

(中心市街地の形成)

中心市街地の魅力ある発展のため、商業業務地における高次な都市機能の充実や潤いのある都心居住環境の整備を推進する。

商業業務地の機能充実を図るため、あらゆる世代・分野の市民が交流できる機能の充実や、幹線道路、駐車場、駐輪場の整備、文化・情報拠点施設等の整備、回遊性のある歩行者空間やポケットパーク等の確保等を推進する。

また、快適な都心居住環境を創出するため、商業業務機能をあわせ持つ居住空間等の形成や市街地再開発事業等を推進する。



(2) 都市計画マスタープラン（平成10年8月、平成15年3月一部改定）

総合計画に掲げられた、目標とする都市像の具体化に向け、5つのステージ（活動の場）を設定し、それぞれにまちづくりの基本方針等を掲げている。その内、中心市街地に関するものは次のとおりである。

○ステージ（活動の場）『高度な集積を持つ商業・業務地』

- ・多様な都市的生活を享受する都心として、また南九州の中核都市として、高次都市機能を有するにぎわいある商業・業務地の形成。
- ・南国的な街路樹や花がいつも咲く公園など美しい都市景観を創出。
- ・国際交流都市、観光文化リゾート都市に対応した魅力ある商業機能の強化や商業振興。
- ・中心市街地の活性化を図るため中心商業機能や都市機能の一層の充実・高質化を推進し、あらゆる世代・分野の市民が交流できる場の設定。

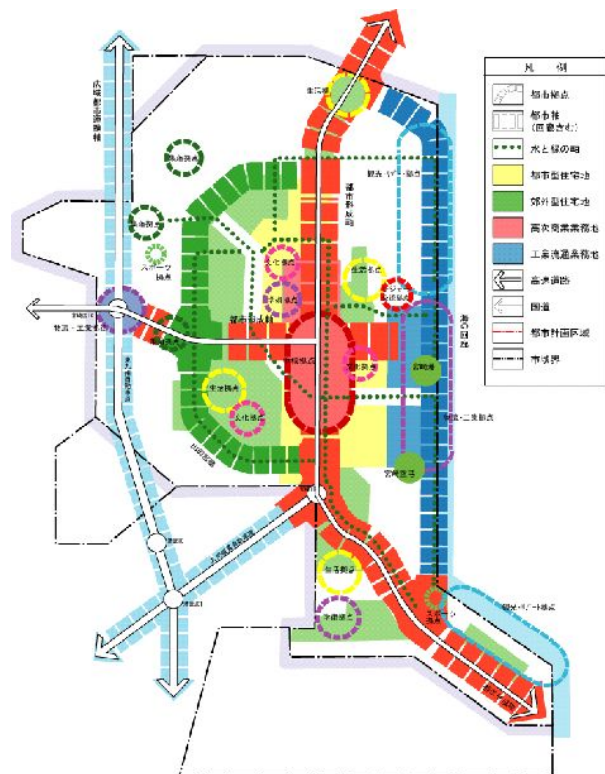
○まちづくりの基本方針『中心市街地の活力・魅力づくり』

- ・長い歴史の中で育まれた市民の文化的財産という観点から、その維持発展を図るため、高次商業・業務機能及び情報機能の充実、良好な都市景観の形成を図る。
- ・あらゆる世代の人々が交流できる場の形成や文化施設等の集積による地域文化の振興、及び中高層の商業施設との複合住宅の建設や居住環境の改善等による都心居住の促進など、中心市街地にふさわしい多様な都市機能の創出を図る。
- ・都市防災機能の強化を図る。

○中核拠点の整備方針『橋通り、宮崎駅周辺、中村等』

既存市街地の再構築や宮崎駅周辺の整備を推進し、活力ある中心市街地としての拠点性を高める。

また、商業の活性化に加え、都市機能の高質化策として、高次商業・業務、情報、交流等の多様な機能の集積や都市空間の有効・高度利用及び良好な景観形成に努め、更に快適・便利な居住環境の形成や交通利便性の向上によって、都心部としての魅力を高める。



[3] 多様な主体の参画による中心市街地活性化の取組

中心市街地では、平成 17 年 5 月の市東部地区における郊外型大規模ショッピングセンターの出店が、歩行者通行量や商業販売額の減少に大きな影響を及ぼす一方で、大型店と商店街の共同組織「Doまんなかモール委員会」をはじめ、NPOや学生等による様々な取組が活発化している。

平成 18 年 9 月には、中心市街地の新たな商業核となる宮崎山形屋の増床が完成し順調な滑り出しを見せているほか、橋通東・西 3 丁目の両地区においては、平成 20 年度の完成を目指し市街地再開発事業が着手されている。本市は、この再開発事業を新市建設計画に位置付け、(仮称)アートセンター及び立体駐車場を設置する計画である。

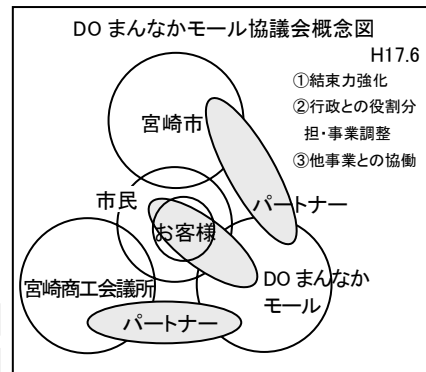
今後は、山形屋の増床及び合併に伴う新市の市民交流による効果を持続的な中心市街地のにぎわい回復につなげていくことが課題である。

(1) 「Doまんなかモール委員会」の取組

[委員会] 5 大型店、7 商店街による組織

[協議会] DOまんなかモール委員会に、行政、学識者、NPO、商工団体等を加えた組織

平成 17 年度は、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を活用し、ファッションショーやまちかどコンサートなどにぎわいにつながる 103 回のイベント事業を実施している。



四季通りビアストリート



クリスマスイルミネーション



ファッションショー



まちかどコンサート

(2) 橋通りの公園化構想

本県ではこれまで、宮崎の特徴である豊かな自然を背景に、これらをいかした先進的なまちづくりとして、全県公園化に向けた取組が推進されてきた。

『橋通りの公園化構想』は、この流れを中心市街地で展開しようとするもので、大淀川沿いの橋公園や県庁前楠並木、ワシントンアパームの街路樹などの既存ストックを活用した、これからの人口減少社会、超高齢社会、地球環境問題に対処するまちづくりの一つである。

これは、美しく豊かな環境につつまれた街が人の心に潤いや安らぎを与え人の集いやコミュニティを生み健全な人間性や文化を育てていくという理念の下、中心市街地を過度に車に依存した社会から脱却し人優先の空間へと転換を図っていくことを目的としている。また、その手段としては、交通環境の改善、市民の理解、関係行政機関の合意を前提に、中心市街地のシンボルロード「橋通り」について、現在の6車線の道路空間を再配分し、公園的な要素を含めた空間整備を図ることを視野に入れている。

【関連する行政計画・条例】

- 宮崎県沿道修景美化条例(S44.4.1)
- 人が集い華やぐ街橋通り 橋通り整備計画(H1.3、建設省宮崎工事事務所、宮崎市)
- 宮崎市都市景観条例(H2.3.29)
- 宮崎市都市景観基本計画(H3.3)
- 宮崎市緑の基本計画(H13.9)

- 宮崎地域商業近代化地域計画報告書(H3.3、宮崎地域商業近代化委員会)
- 東3区おしゃれ街づくり実施計画(H4.3、若草通り、四季通り、ハイカラ通り、あいあい通り)
- まちを生かす、まちに生きる(H10.3、まちづくり協議会)
- 宮崎 TMO 事業構想(H12.3、宮崎商工会議所)
- 橋通公園化プロジェクトチーム報告書(H17.3)

【関連計画】

- 橋通商店街活性化構想策定事業報告書(H2.3、橋通CI委員会)
- 橋通デザイン基本計画(H3.3、橋通デザイン計画策定事業専門委員会)

【主な取組】

- まちななかフラワーパーク事業(H17～)
- 日本風景街道(シーニック・ハイウェイ・ジャパン)「日南海岸きらめきライン」に関する取組

橋通りにおける市民事業等

まちななかフラワーパーク

市民による橋通り周辺の植栽ボランティア事業。年2回(春・秋)実施。毎回、約300名のボランティアが参加。(市民団体主催)



みやざき国際 ストリート音楽祭



まつり おしゃれみやざき



吉海神宮大祭



資料：「橋通デザイン基本計画」(H3)

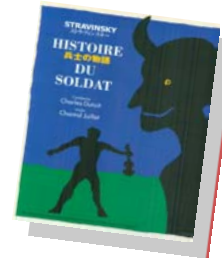
(みやざき国際ストリート音楽祭)

[主催] 宮崎国際ストリート音楽祭実行委員会

(商店街、宮崎県立芸術劇場ボランティア会、NPO、企業等)

[共催] 宮崎県、宮崎市、(財)宮崎県立芸術劇場

[後援] 国土交通省宮崎河川国道事務所、(財)みやざき観光コンベンション協会、宮崎市商店街振興組合連合会他



「橋通りの公園化」を象徴するイベントとして、本県のメインストリート「橋通り」を歩行者天国にし、世界的指揮者シャルル・デュトワ氏の指揮によるストラヴィンスキー『兵士の物語』のストリート演奏をメインに、4ステージで県内アマチュア演奏家によるコンサート等を行う。平成18年5月6日に実施した第1回は、雨天時プログラムとなり、屋内やアーケード内で実施したが約3万人の人出となった。



シャルル・デュトワ氏の指揮



『兵士の物語』演奏



アーケード内での様子

(3) 学生との協働による取組 (駅前商店街)

駅前商店街は、中小企業庁のタウンマネージャー派遣制度を活用しながら、勉強会やワークショップ、土地所有者会議等、様々な活動に意欲的に取り組んでいる商店街の一つである。

特に、宮崎大学との協働の取組はユニークで、フリーペーパーの作成、地域通貨“ちゃが”の発行、まちかど掲示板“駅前宣伝板長”の設置など、試行的・実験的な取組も積極的に実践している。



学生とのイベント

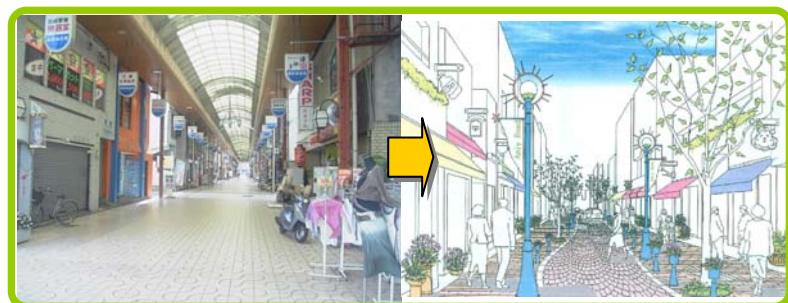


アーケード撤去後のまちづくり検討



まちかど掲示板

○駅前商店街では、長年にわたる検討の結果、アーケードを撤去し、オープンモール化することを選択している。⇒
(平成18年度撤去済)



(4) NPO等による取組

中心市街地の集客力につながるNPO等による主な取組として、子どもの一時預かりや子ども向け文化イベントを実施する「まちななかプレイパーク」、気軽に立ち寄り育児やDV等のカウンセリングを受けることができる「まちの保健室・女性の相談室」、また、NPO運営による全国初の映画館「宮崎キネマ館」がある。



まちななかプレイパーク



まちの保健室



宮崎キネマ館

(5) 地域住民等による取組

にぎわいの回復と近隣住民との交流を図るため、かつて青空市場のあった場所（現在の「バージニアビーチ広場※¹」）において、「灯台ひろば朝市実行委員会※²」が、毎週末朝市を開催している。（平成18年度「宮崎市先進的商店街等活性化支援事業」選定）



朝市の様子

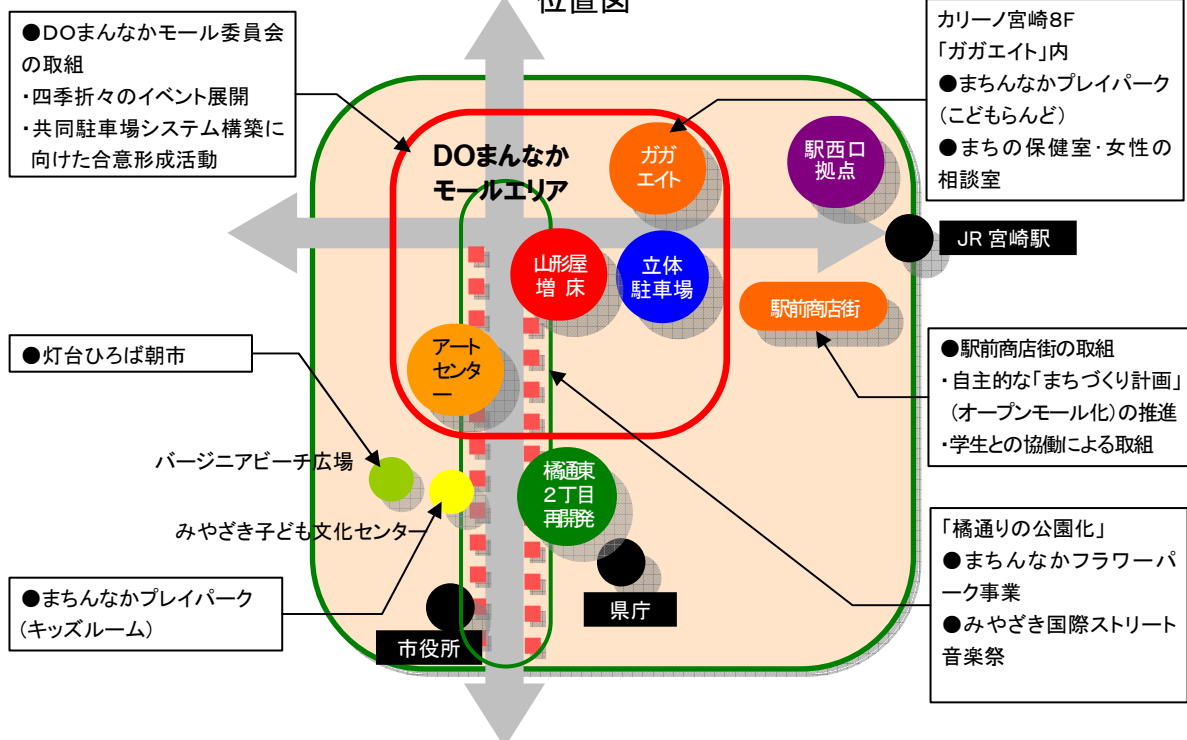
※1 「バージニアビーチ広場」

宮崎市の姉妹都市・米国バージニアビーチ市との交流を記念して整備された広場、バージニアビーチ市のシンボルである灯台をデザインしたモニュメントを設置している。

※2 「灯台ひろば朝市実行委員会」

近隣の自治会及び商店会などにより組織。

位置図



[4] 中心市街地の現状分析

(1) 人口・世帯数

本市全体の人口が増加基調を保っているのに対し、中心市街地の人口は一貫して減少している。

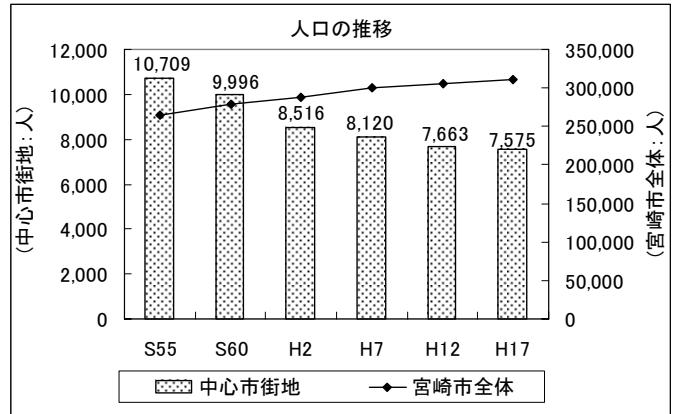
世帯数は、平成 12 年以降下げ止まりの傾向にあり、地価の下落によるマンションの建設・販売が堅調なことから、市民の都心回帰の機運をうかがうことができる。

人口密度は、昭和 55 年の約 66 人/ha から平成 17 年には、約 47 人/ha となっており、DID（人口集中地区）の最低基準である 40 人/ha に迫る状況にある。これによって、中心市街地の市全体に対する人口割合は、昭和 55 年の約 6 割にまで落ち込んでいる。

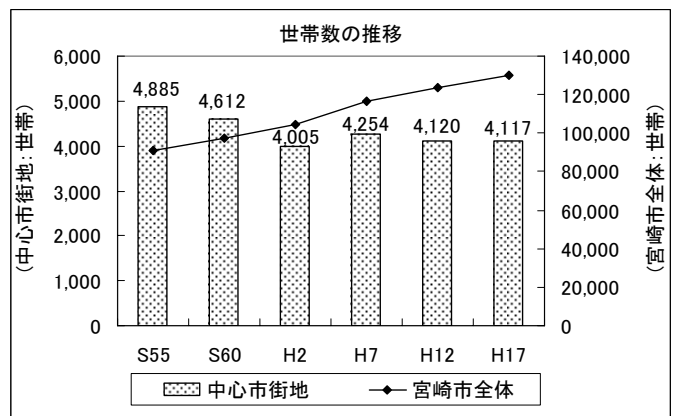
また、65 歳以上の老年人口は、市全体の割合を上回っており、人口減少化と高い老年人口比率は、地域のコミュニティの維持や、防犯・防災といった面に支障をきたす懸念がある。

中心市街地の活性化を支える人口の確保が課題である。

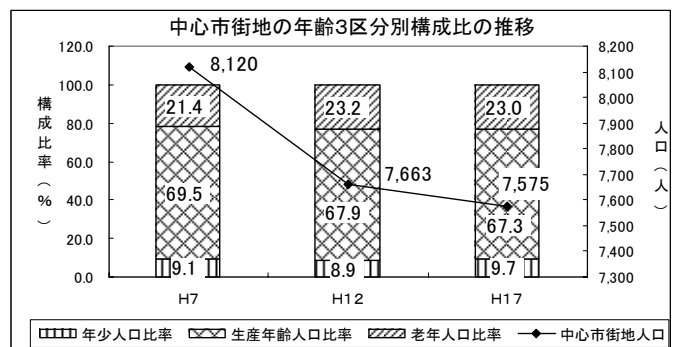
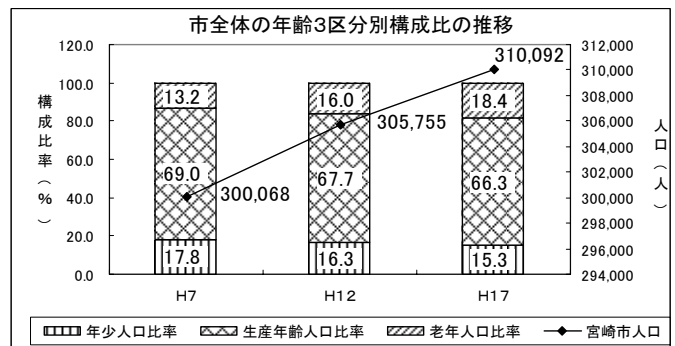
※推移をより厳密に分析するため、3町合併（H18.1.1）前の旧宮崎市域の数値を使用している。（以下同じ）



実数(人)	S55	S60	H2	H7	H12	H17
中心市街地	10,709	9,996	8,516	8,120	7,663	7,575
宮崎市全体	264,855	279,114	287,352	300,068	305,755	310,092
中心/全体	4.0%	3.6%	3.0%	2.7%	2.5%	2.4%



実数(世帯)	S55	S60	H2	H7	H12	H17
中心市街地	4,885	4,612	4,005	4,254	4,120	4,117
宮崎市全体	91,283	97,434	104,349	116,735	123,810	129,764
中心/全体	5.4%	4.7%	3.8%	3.6%	3.3%	3.2%



資料：国勢調査

(2) 土地・建物利用

土地利用の現況は、商業用地が最も多く、47.3haで地区全体の約30%を占めている。次いで道路用地の42.3ha（26.1%）、住宅用地の22.9ha（14.1%）となっている。

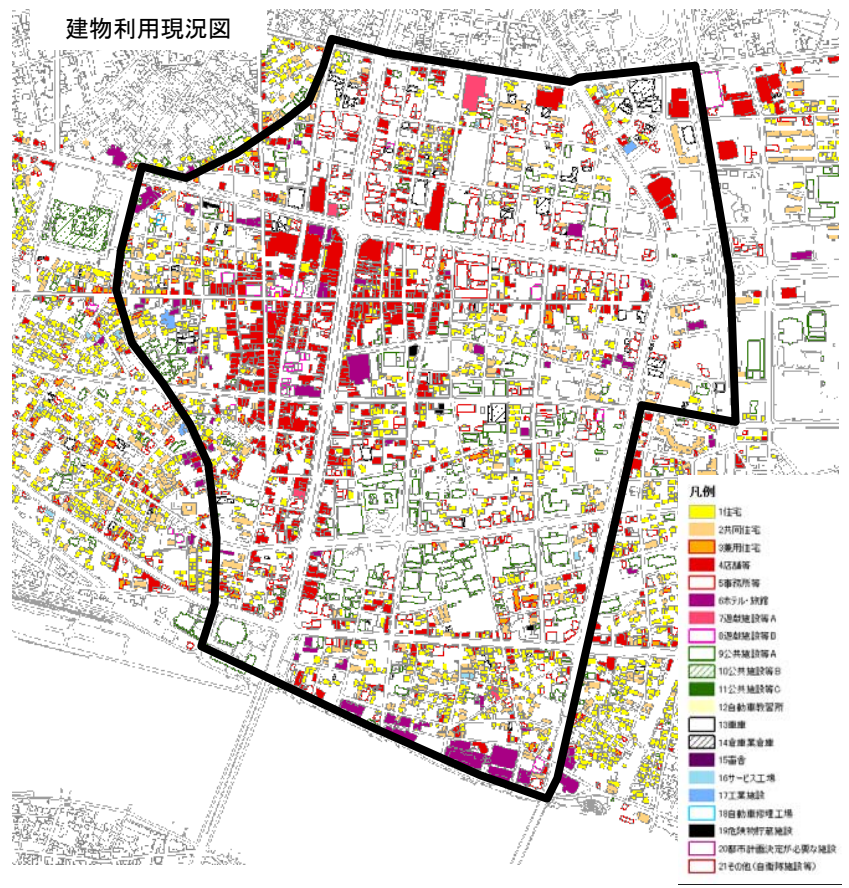
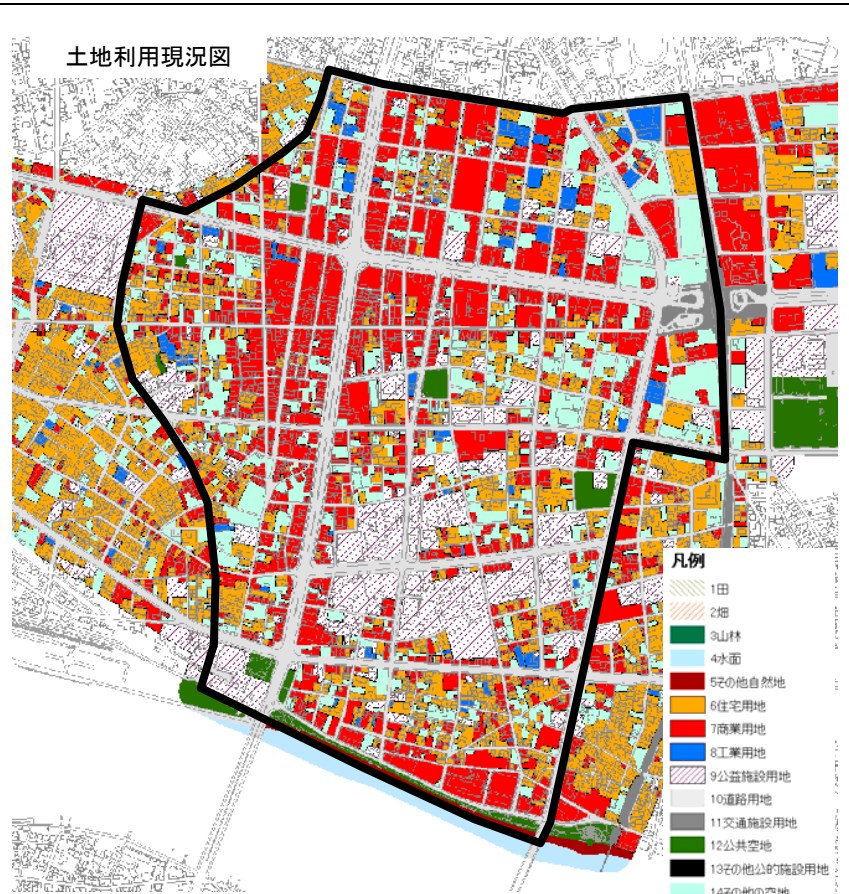
国、県、市の行政施設等が集中しており、公共施設用地面積が19.2ha（11.9%）と多いのが特徴である。

沿道の商業施設用地の裏街区の地帯に、平面駐車場等の「その他の空地」が広がっており、21.6ha（13.3%）と高い値となっている。

既成市街地の社会資本ストックをいかした、土地の有効利用策が必要である。

土地利用別面積

種別	h a	%
住宅用地	22.9	14.1
商業用地	47.3	29.2
工業用地	3.9	2.4
公共施設用地	19.2	11.9
道路用地	42.3	26.1
交通施設用地	2.1	1.3
公共空地	2.7	1.7
その他の空地	21.6	13.3
合計	162.0	100.0



(3) 商業

(店舗数)

店舗数は、市全体、中心市街地とも減少しており、それぞれピーク時（平成3年）の約82%と78%になっている。

中心市街地のシェアも、平成9年まで上昇していたが、平成14年には減少に転じている。

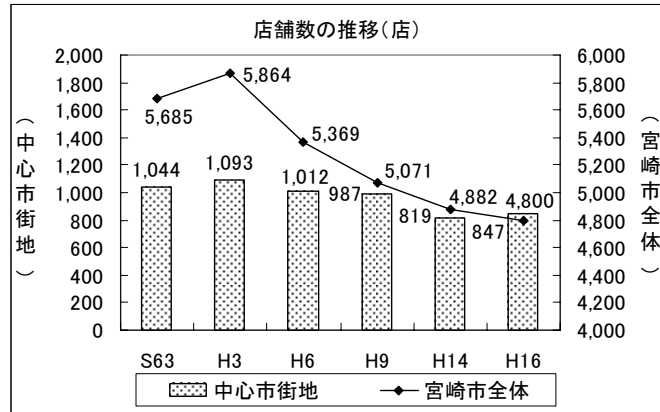
(年間販売額)

年間販売額は、市全体、中心市街地とも減少しているが、中心市街地の落ち込みは大きく、平成3年時の約41%となっている。

また、中心市街地のシェアは、昭和63年の約35%から、4割弱の13%にまで落ち込んでおり、商業機能の郊外流出が顕在化している。

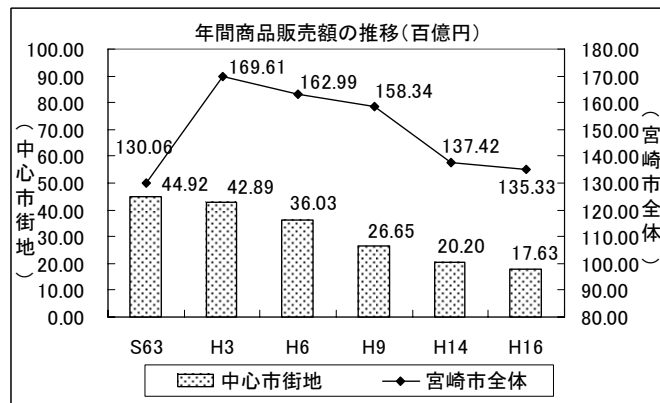
(大規模小売店舗)

中心市街地が横ばいなのに対し、中心市街地以外での出店は著しく増加しており、平成18年時点で、昭和51年の約8倍となっており、市全体出店数の約86%を占めている。



実数(店)	S63	H3	H6	H9	H14	H16
中心市街地	1,044	1,093	1,012	987	819	847
宮崎市全体	5,685	5,864	5,369	5,071	4,882	4,800
中心/全体	18.4%	18.6%	18.8%	19.5%	16.8%	17.6%

伸び率(%)	S63	H3	H6	H9	H14	H16
中心市街地	95.5%	100.0%	92.6%	90.4%	74.9%	77.5%
宮崎市全体	96.9%	100.0%	91.6%	86.5%	83.3%	81.9%

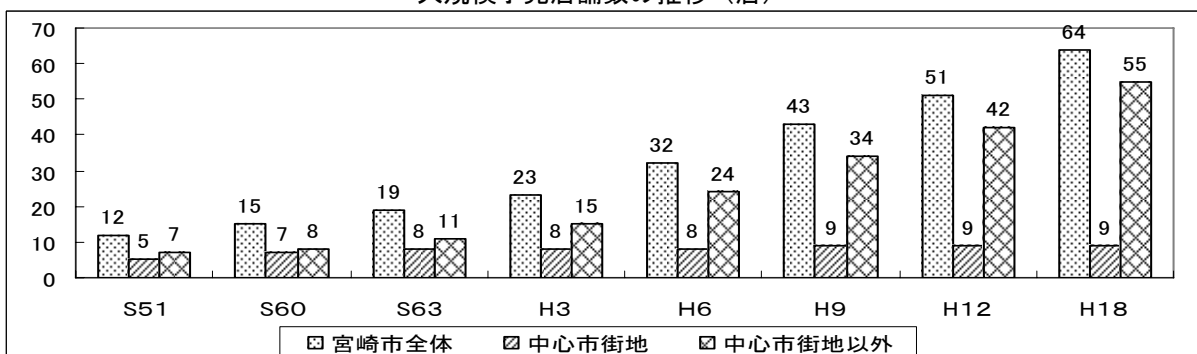


実数(百億円)	S63	H3	H6	H9	H14	H16
中心市街地	44.92	42.89	36.03	26.65	20.20	17.63
宮崎市全体	130.06	169.61	162.99	158.34	137.42	135.33
中心/全体	34.5%	25.3%	22.1%	16.8%	14.7%	13.0%

伸び率(%)	S63	H3	H6	H9	H14	H16
中心市街地	104.7%	100.0%	84.0%	62.1%	47.1%	41.1%
宮崎市全体	76.7%	100.0%	96.1%	93.4%	81.0%	79.8%

資料：商業統計

大規模小売店舗数の推移(店)



資料：宮崎市資料

(売り場面積)

売り場面積は、市全体が年々増加しているのに対して、中心市街地を含む中央4地区※では、平成9年までがほぼ横ばい、平成14年には、当時の寿屋宮崎店の閉店もあり、大きく減少している。

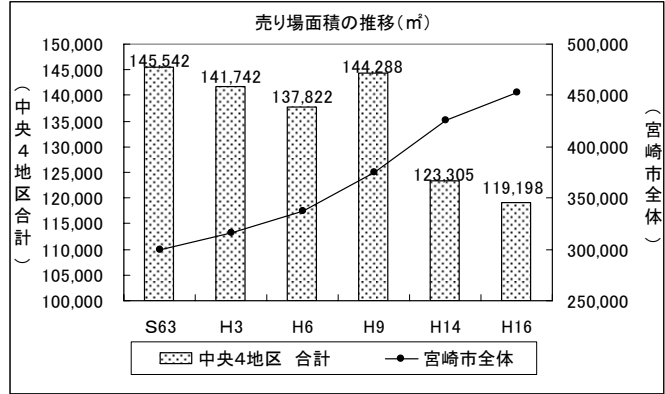
このため、中央4地区の市全体に占める割合は、昭和63年の約49%から、平成16年には、約26%となっている。

(人口あたりの売り場面積)

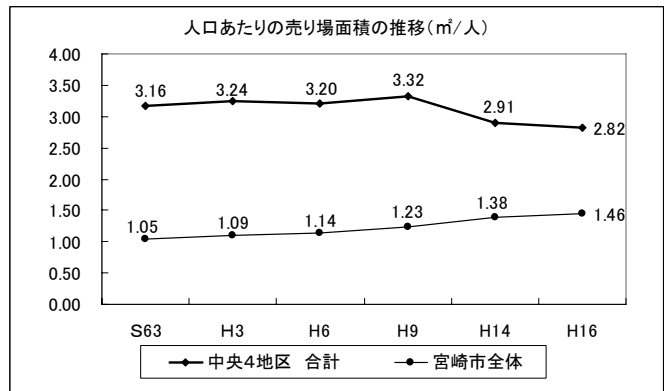
人口あたりの売り場面積は、昭和63年に市全体で1.05㎡/人であったものが、平成16年には1.46㎡/人と、約40%増加しており、店舗の大型化が人口の伸び(約9%)を上回っている状況である。

一方、中央4地区では、昭和63年の3.16㎡/人から2.82㎡/人に約11%減少している。

※中央4地区：中心市街地を含む、中央北、中央南、中央東、中央西の4地区(参照P27「位置図」左下図)



実数(㎡)	S63	H3	H6	H9	H14	H16
中央4地区 合計	145,542	141,742	137,822	144,288	123,305	119,198
宮崎市全体	299,293	316,467	337,077	374,945	425,324	453,013
中央4地区/全体	48.6%	44.8%	40.9%	38.5%	29.0%	26.3%



実数(㎡)	S63	H3	H6	H9	H14	H16
中央4地区 合計	3.16	3.24	3.20	3.32	2.91	2.82
宮崎市全体	1.05	1.09	1.14	1.23	1.38	1.46

資料：商業統計

※カーリーノ宮崎店(旧寿屋宮崎店)

寿屋宮崎店は、平成15年にカーリーノ宮崎店として再開を果たしている。

本市は、中心市街地の新たな交流拠点となるコミュニティスペース・ガガエイトを、8階フロアに設置している。

また、平成17年には、米パソコン大手メーカーDELLが、4・5階に顧客サポートセンター「カスタマーセンター」を開設しており、5年後には従業員を1,000人に増やす計画を発表している。

新たな機能の充実が進む一方で、大型書籍店や地下の食品店は撤退しており、中心市街地において貴重な生鮮食料品売り場が失われている。

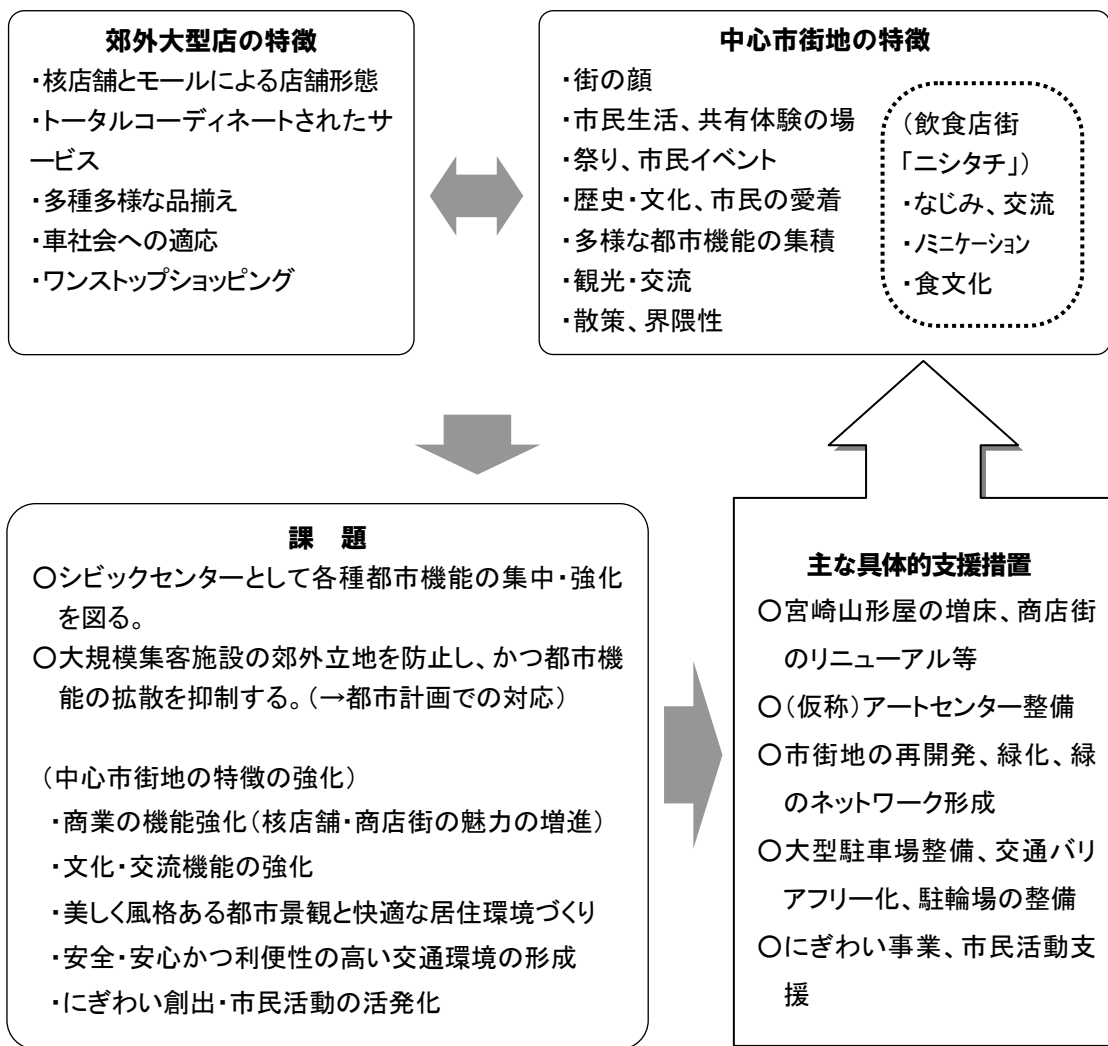
(郊外大型店と中心市街地商業)

平成17年5月、市東部地区にオープンした郊外型ショッピングセンターは、大規模な駐車場を完備し、核店舗とショッピングモールを基本構成として、食料品から娯楽に至る多くの品揃えと多様なサービスを提供しており“ひとつのまち”と形容されるほどである。

このことは、中心市街地における歩行者通行量の減少や商業売上げの減少など、中心市街地に大きな影響を及ぼしている。

中心市街地は、宮崎を代表する都市(まち)の顔であり再生が必要である。このため、「商業の機能強化」「文化・交流機能の強化」「美しく風格ある都市景観と快適な居住環境づくり」「安全・安心かつ利便性の高い交通環境の形成」「にぎわい創出・市民活動の活発化」など、郊外大型店とは異なる中心市街地の特徴を強化することが重要である。

郊外大型店に対する中心市街地活性化のイメージ



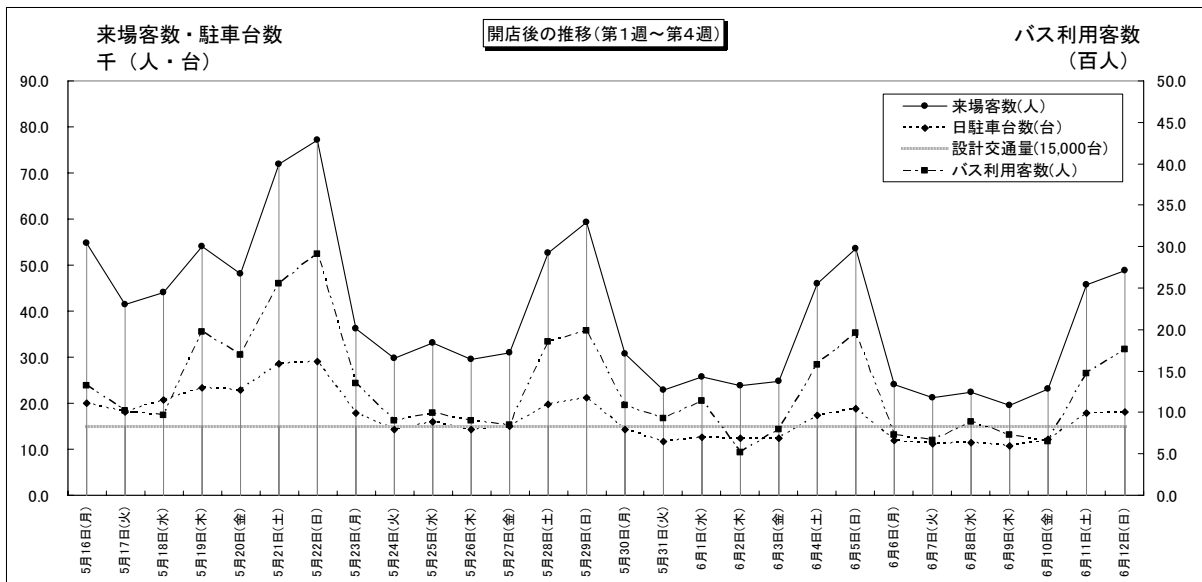
※参考「イオンショッピングセンター」の進出について

平成13年7月、イオンモール株式会社は、市東部地区における複合型ショッピングセンター（イオンSC）の出店構想を表明した。市はイオンSCの進出は、都市計画や商業施策に及ぼす影響が大きいことから、進出対策会議を設置し地元商業者をはじめ関係者や学識経験者に対するヒアリングを実施するとともに、各種影響度調査を行い総合的な検討を行った。

この調査結果を、『イオンショッピングセンター出店構想と中心市街地の活性化を考える市民フォーラム』（平成14年2月）において公表し、中心市街地活性化のあり方や広く宮崎のまちづくりについて議論を行ったほか、市民・議会を巻き込んだ1年間にわたる議論の末、平成14年7月イオンSCの出店構想を容認した。

その後、都市計画マスタープラン策定委員会及び総合計画策定検討委員会において審議され、市は東部地区における新たな拠点「レジャー・交流拠点」の位置付けを行った。

イオンショッピングセンター出店時の集客状況 [H17.5.19オープン]



資料：宮崎市資料

(4) 産業

本市全体の事業所、従業員数ともに、平成8年をピークに大きく減少に転じている。

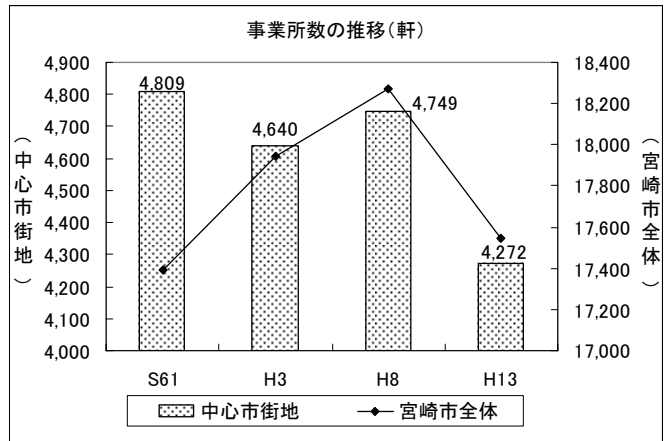
中心市街地のシェアも年々減少しており、ともに昭和61年時点の約28%から24%に減少している。

このような状況の中、平成17年11月米パソコン大手メーカーDELLのカーリー宮崎店への進出は、高千穂通りのオフィス街のイメージアップにつながり、関連企業の誘致・育成に弾みがつくとともに、周辺の商業や飲食業などへ波及する効果が期待される。

本市では、企業誘致を積極的に推進するため、「企業誘致推進室」の新設(H19.4.1)により誘致活動の充実強化を図っている。

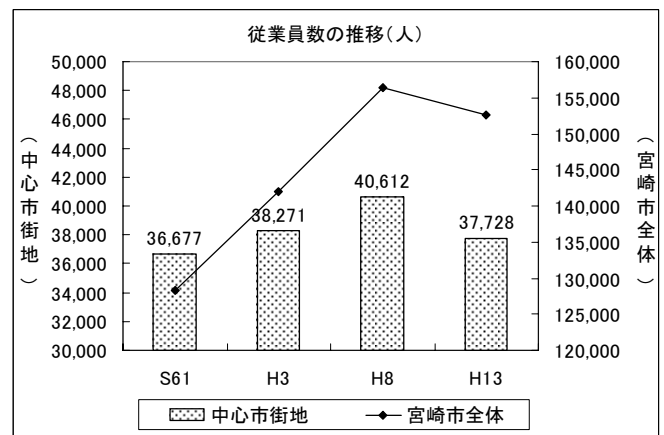
また、企業団体との意見交換の場として、「宮崎市企業団体連絡協議会」を開催し、企業側のニーズの把握に努めている。

今後は、都市型産業の誘致・育成によって、既存の多様な都市機能との連携をさらに強化していくことが課題である。



実数(軒)	S61	H3	H8	H13
中心市街地	4,809	4,640	4,749	4,272
宮崎市全体	17,392	17,946	18,271	17,544
中心/全体	27.7%	25.9%	26.0%	24.4%

伸び率(%)	S61	H3	H8	H13
中心市街地	100.0%	96.5%	98.8%	88.8%
宮崎市全体	100.0%	103.2%	105.1%	100.9%



実数(人)	S61	H3	H8	H13
中心市街地	36,677	38,271	40,612	37,728
宮崎市全体	128,231	142,055	156,428	152,632
中心/全体	28.6%	26.9%	26.0%	24.7%

伸び率(%)	S61	H3	H8	H13
中心市街地	100.0%	104.3%	110.7%	102.9%
宮崎市全体	100.0%	110.8%	122.0%	119.0%

資料：事業所統計

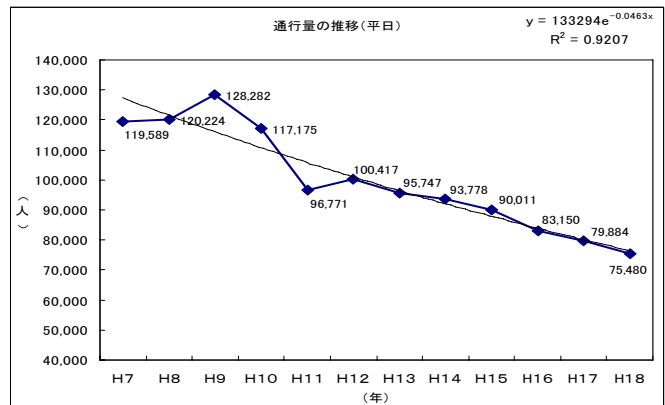
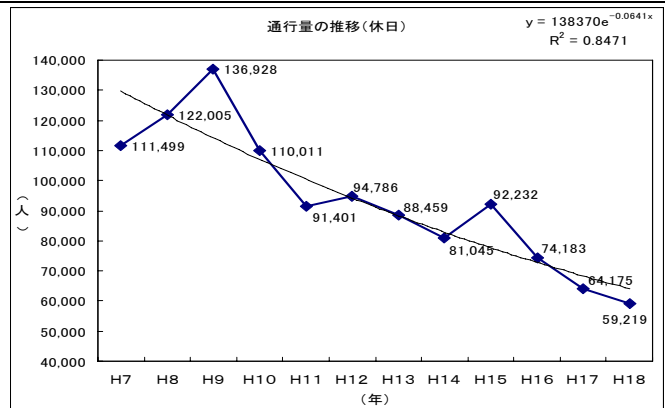
(5) 交通

(歩行者通行量)

右図は中心市街地の通行量を表したもので、数値は、中心市街地内 20 箇所の観測ポイントの合計値である。

平成 8 年から 9 年にかけて、一時的に上昇した以外は、ほぼ一貫して減少傾向を示しており、休日でピーク時（平成 9 年）の約 43%、平日で同じく 59%となっている。

歩行者通行量は、にぎわいの指標となるものであり、平日の通行量減少は、商業の要素だけではなく、仕事や活動の場として、中心市街地の依存度が低下していることが推察される。



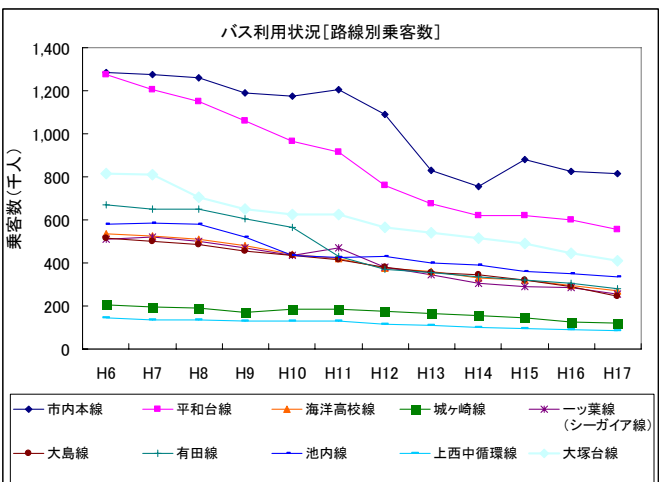
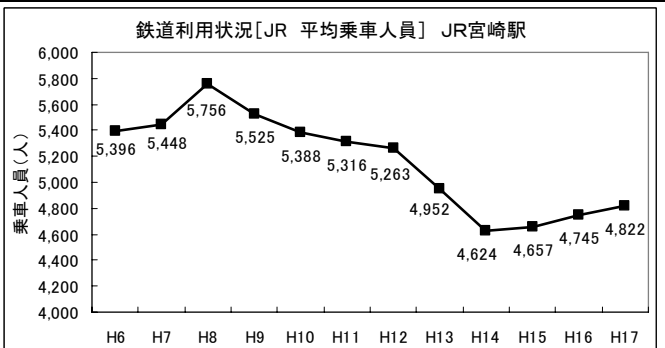
資料：宮崎市・商工会議所資料

(公共交通機関)

中心市街地には、本市の陸の玄関口である JR 宮崎駅とバス路線の最も集中する橋通りがあり、現在でも公共交通の要衝となっている。

JR は、平成 8 年に宮崎空港への直接乗り入れが実現しており、利便性が向上しているものの、利用者数の増加は小幅にとどまっている。

バス利用客についても、ほとんどの路線で、横ばいか減少傾向にある。



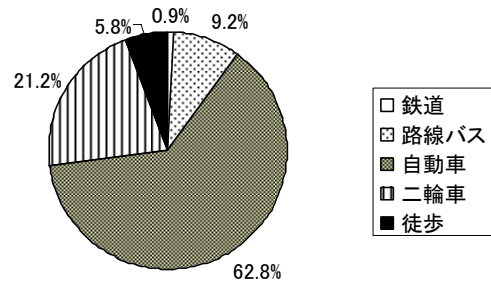
資料：宮崎市統計書

(交通手段別特性)

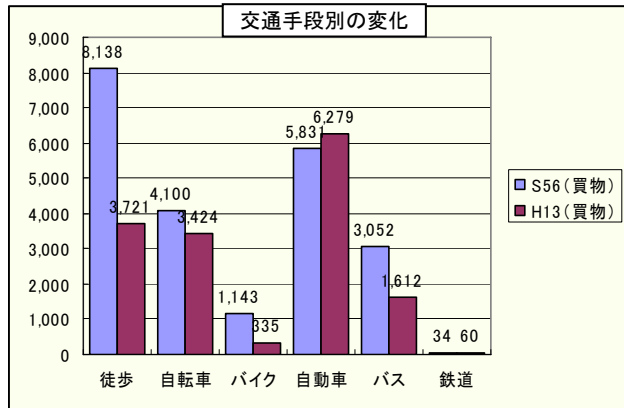
平成 14 年度宮崎都市圏総合都市交通計画調査※¹によると、中心市街地の交通手段別では、自動車による利用が全体の約 6 割を超えている。

昭和 56 年と平成 13 年との比較では、自動車以外の徒歩、自転車、バイク、バス、鉄道全ての交通手段が減少しており、車への依存傾向が顕著である。

交通手段割合 (中心市街地)



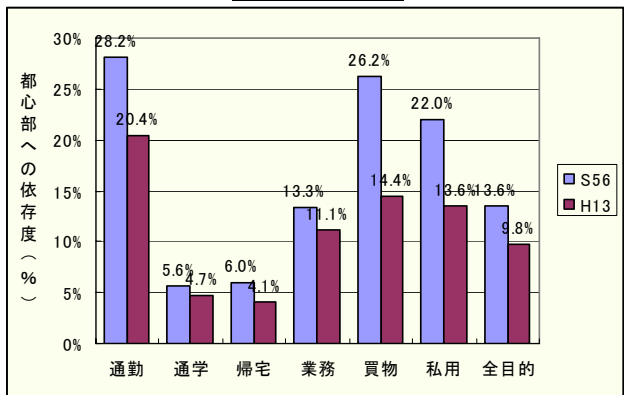
交通手段別の変化



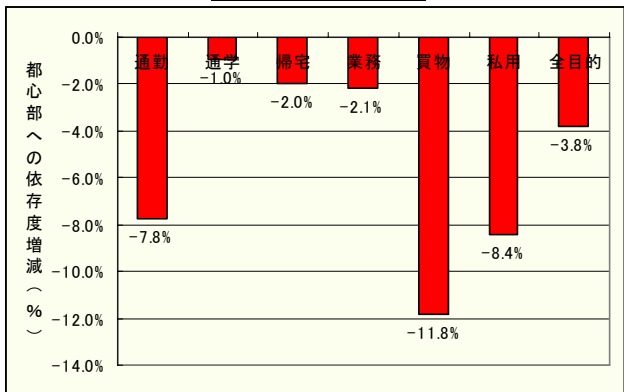
(都心部への依存度)

都心部への依存度※²では、買物目的をはじめとして、私用目的、通勤目的など全目的で減少しており、都心部への依存度低下が著しい状況となっている。

都心部への依存度



都心部への依存度増減



※ 1) H14 宮崎都市圏総合都市交通計画調査による中心市街地の範囲は、中心市街地活性化基本計画の中心市街地区域とは異なる。
(橋通 2～5 丁目の国道 10 号及び 220 号を中心とした区域)

※ 2) 依存度：都心部での発生集中トリップ数 / 都市圏全体での発生集中トリップ数

資料：上下とも H14 宮崎都市圏総合都市交通計画調査

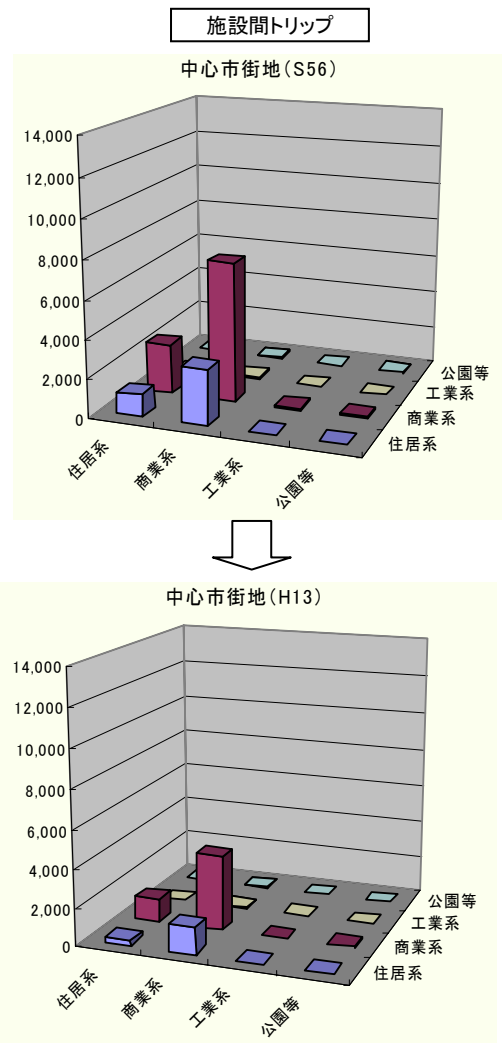
(施設間の移動)

施設間の移動では、商業系施設間の移動が減少しており、買物回遊性の減少が推察される。

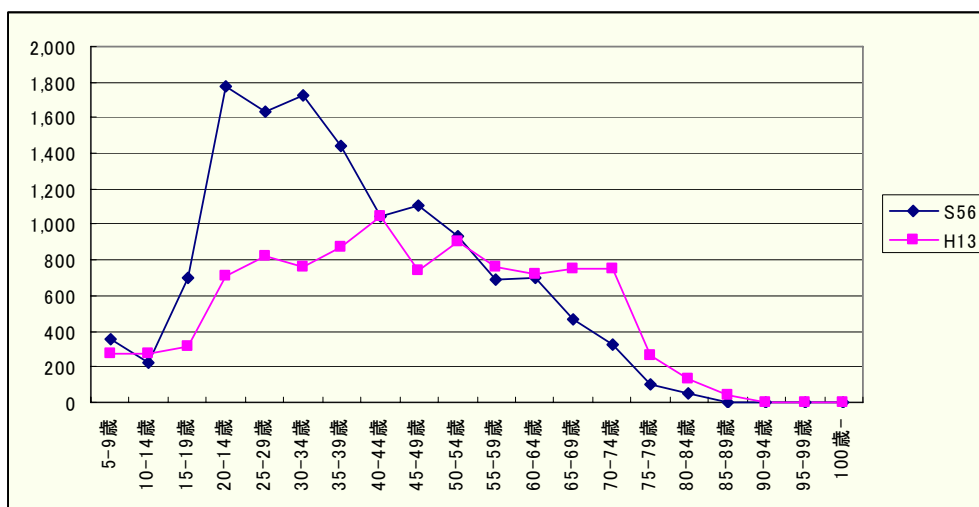
また、来街者の年齢階層（買物）をみると、20代から40代の減少が著しく、50代以上で増加しており、来街者に高齢化傾向がみられる。

これは、比較的、中高年齢層にとっては、中心市街地に対する“慣れや親しみ”があること、また、若年層は車への依存度が高いこと等を反映しているものと推察される。

これからの中心市街地活性化を担う若年層の取り込み、まちなかに対する愛着の醸成が課題である。



来街者の年齢階層（買物）



資料：H14 宮崎都市圏総合都市交通計画調査

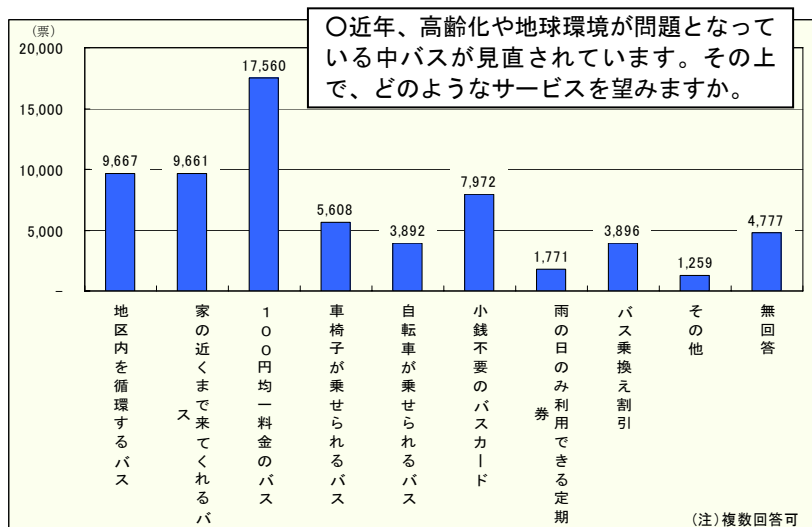
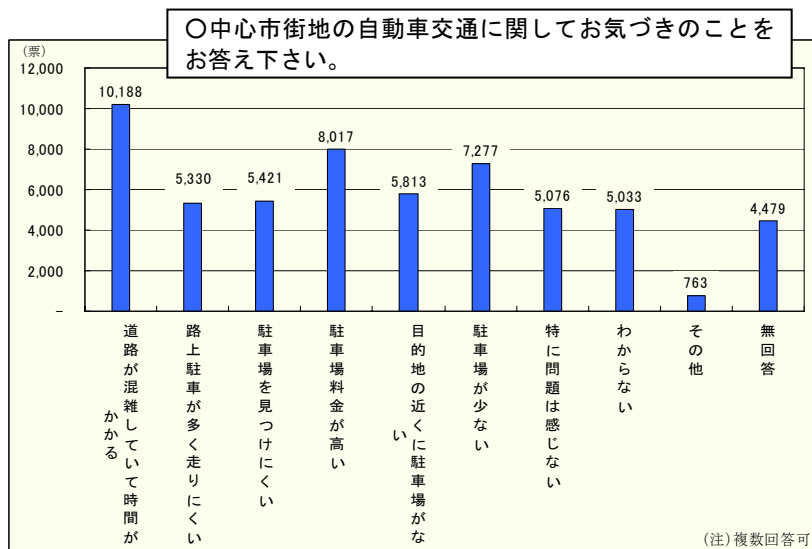
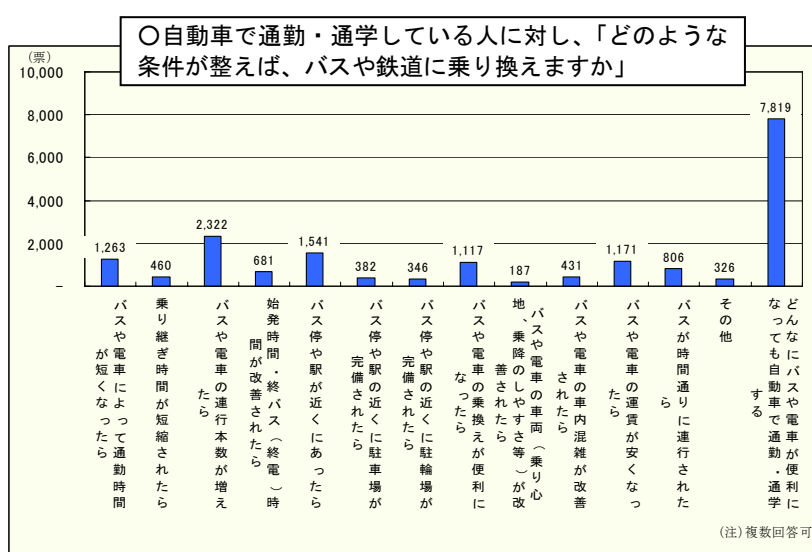
**〔5〕 市民意向の把握
（交通に関する利用者の
意識調査）**

バスや鉄道への乗り換えの条件に関しては、「どんなに便利になっても自動車を利用する」が最も多く、2番目に多い「バスや電車の運行本数が増えたら」の3倍以上である。

自動車交通に関しては、「道路が混雑していて時間がかかる」が最も多く、次いで「駐車料金が高い」「駐車場が少ない」となっており、車への高い依存度を反映したものとなっている。

このため、利便性の高い駐車場の確保など、現実的な対応が必要であるが、超高齢社会や地球環境問題に対する意識の啓発も必要である。

バスへの利用転換については、「家の近くまで来てくれるバス」「地区内を循環するバス」「100円均一料金のバス」の導入にその可能性をみることができる。



資料：H13 宮崎都市圏総合都市交通計画調査

(中心市街地の必要性)

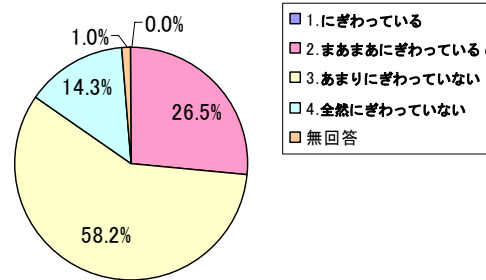
中心市街地については、「全然にぎわっていない」「あまりにぎわっていない」が合わせて7割を超えており、約9割が活性化は「必要」と答えている。

理由としては、県都の顔としての印象や、市全体の活気への影響、若者の県外流出があげられている。

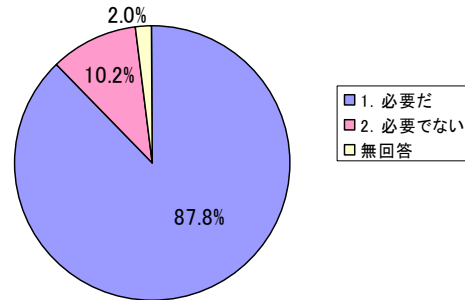
「活性化が必要な理由」主な意見

- ・市全体が衰退する。
- ・観光客にも悪い印象を与える。
- ・若者が県外に行ってしまう。
- ・宮崎市のイメージや雰囲気が、ショッピングセンターでは感じられない。

中心市街地のにぎわい度への感覚



活性化の必要性



資料：H16・17 市政モニターアンケート調査

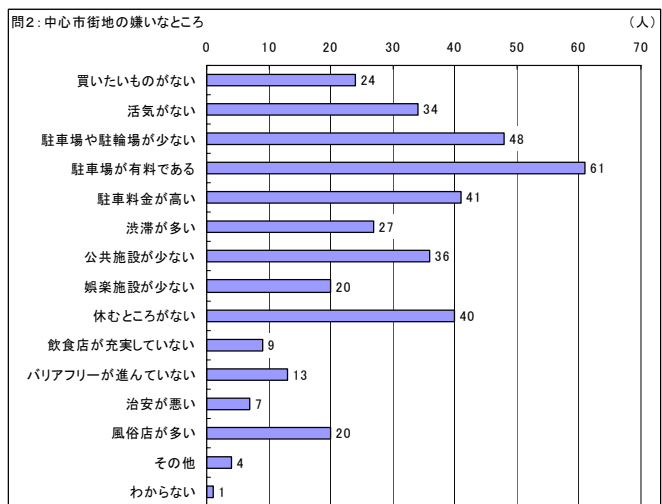
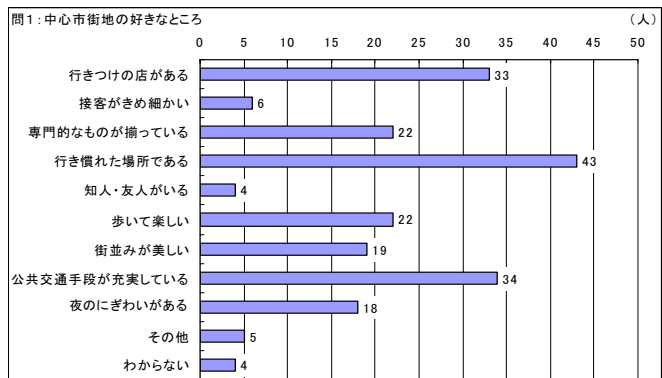
(中心市街地の好きなおとこ)

中心市街地を好む理由としては、慣れ親しんでいることによる理由が大きいと推察され、人との触れ合いを重要視しており、公共交通機関の充実も上位である。

逆に中心市街地の嫌いな理由としては、駐車場に対する不満(少ない・有料・料金が安い)が多く、郊外型大型店の好きなおとこで「駐車場が広く無料である」が、最も多くなったことと対照的である。現在の商業施設等の利用者が車の利便性を重要視していることがうかがえる。その後に、「休むところがない」が続いている。

「活性化に望むこと」主な意見

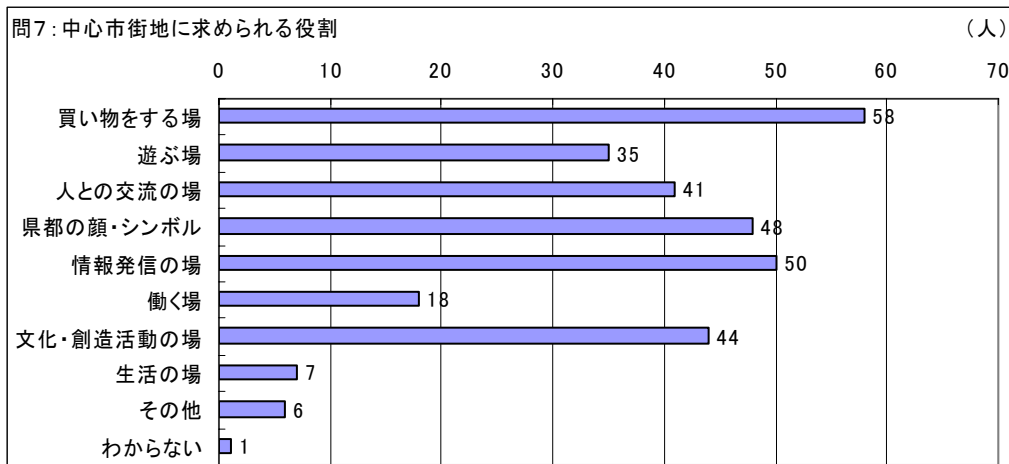
- ・家族が安心して利用できるまちづくり
- ・街に出るだけで気分転換になり、楽しく元気になるまちづくり
- ・花と緑を増やし、憩い、癒しのまちづくり



資料：H16・17 市政モニターアンケート調査

(中心市街地に求められる役割)

中心市街地に期待する役割は、「買い物」「情報発信」「文化・創造活動」「交流の場」といった機能的な役割が主となっているが、「県都の顔・シンボル」としての役割も期待されている。

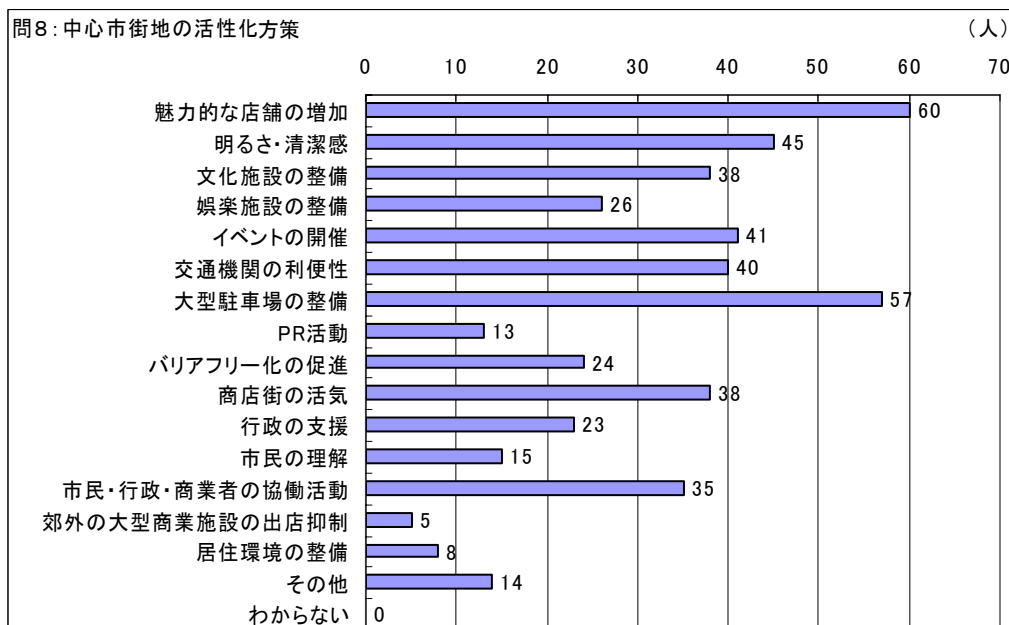


その他では、人が集いitくなる魅力や市民活動の場などの意見があった。

資料：H16・17 市政モニターアンケート調査

(中心市街地の活性化策)

中心市街地の活性化に向けて、「魅力的な店舗の増加」と「大型駐車場整備」が多く示されている。「明るさ・清潔感」「商店街の活気」が上位にきており、商店街のイメージの向上が求められている。



その他では、駐車場の無料・低料金化、店舗同士の連携などの取組、他との差別化や安心安全であることなどの意見があった。

資料：H16・17 市政モニターアンケート調査

[6] 中心市街地の現状の問題点

(現状)	(心配される問題点)	(課題)
<p>[人口・世帯]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人口の減少 ● 高い高齢人口割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ機能の低下 ・まちなか文化の喪失 ・防犯、防災 	<p>“宮崎らしさ” によるまちなか再生</p>
<p>[市街地環境]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緑の喪失 ● 広告物の氾濫 ● 広場の不足 ● 老朽密集地区の存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の悪化 ・潤いの喪失 ・交流拠点の不足 ・防災性の低下 	<p>市民活動・ 文化活動の 活性化</p>
<p>[商業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商店数、販売額の減少 ● 郊外ロードサイド店の急増 ● 中心市街地のシェア低下 ● 空店舗の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済活力の低下 ・店舗の魅力低下 ・消費の郊外化 ・店舗の遊休化 	<p>良好な都 市景観、居 住の創出</p>
<p>[事業所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所、従業員数の減少 ● 事業所の郊外立地 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の遊休化 ・昼間人口の減少 	<p>魅力ある 産業の創 出と交流 の活性化</p>
<p>[交通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場の不足 ● バス・鉄道利用者の減少 ● 車利用率の増加 ● 放置自転車 ● 商業に係る回遊性の減少 ● 来街者の高齢化 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者通行量の減少 ・中心部へのアクセス性の低下 ・活動域の郊外化 ・過度な車社会の弊害 (環境問題、エネルギー問題、高齢社会への対応の懸念) 	<p>人優先の 交通環境 の形成</p>

[7] これまでの中心市街地活性化に係る取組の評価

本市では、平成10年に策定した中心市街地活性化基本計画において、合計39のプロジェクトを位置付け各種施策に取り組んできた。これまで、ほとんどの事業に着手しているものの、関係者に中心市街地全体が活性化に向かっているという実感が得られない、という状況にある。そのため、旧基本計画の評価に基づき、新たな中心市街地活性化基本計画を策定する上での考え方を整理する。

(旧基本計画 (H10.12) プロジェクトの取組状況)

(数字は事業数)

種別	全体	着手事業	事業の内訳		
			完了・継続	実施中	検討中
商業活性化プロジェクト	22	21 (95.5%)	14 (63.6%)	4 (18.2%)	3 (13.6%)
市街地整備改善プロジェクト	17	17 (100%)	5 (29.4%)	6 (35.3%)	6 (35.3%)
計	39	38 (97.4%)	19 (48.7%)	10 (25.6%)	9 (23.1%)

旧基本計画のプロジェクト	評価
○山形屋増床 ○ニシタチの商業基盤整備事業 ○橋通イルミネーション事業 ○産直市の開催 ○空店舗対策事業 ○街路事業等	⇒にぎわいの創出等に一定の効果があがっている。
○地下広場の検討 ○公共公益施設の配置・必要性の検討 ○総合都市交通体系調査 ○中心市街地循環バスの検討等	⇒調査・検討のみの事業であるが、成果は活性化事業等の構築に寄与している。
○コミュニティFM局開設事業	⇒事業完了したものの、活性化という上位の成果に結びついていない。
○アミューズメント整備(駅西口共同店舗整備)事業 ○橋通東3丁目地区(文化マーケット)再開発事業等	⇒周辺住民の反対や地権者の合意が整わず、事業化に至っていない。

(旧基本計画の評価)

旧計画のほとんどのプロジェクトが着手はされているものの、調査・検討のみのプロジェクトであったり、事業化に至らなかったものが含まれている。また、完了した事業についても、その成果が活性化という上位の成果に結びついていないものがある。

そのため、旧計画における各プロジェクトの検証を踏まえ、新たな計画作成に当たっては、目標への貢献を明確にしながら補強すべき点や新たに追加すべき点を見出すとともに、選択と集中の観点から実効性の高いプロジェクトを構築することが必要である。

(原因)

- 目標値の設定が不明確であり、各事業及び活性化の状況を把握・検証するシステムが欠如している。
- 市民、商業者、行政の役割分担が不明確であり、まちづくりに参画している市民・NPO・学生等と商店街との接点が不十分である。
- 大規模商業施設の郊外立地の影響

(新たな中心市街地活性化基本計画を策定する上での基本的な考え方)

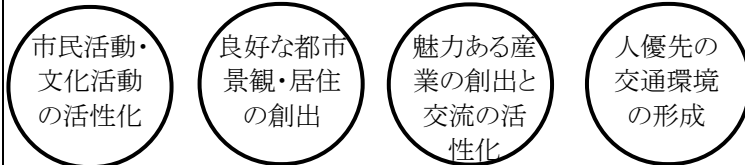
- 検証可能なシステムを構築する。
- 多様な主体の参画により計画の推進・評価・再構築を行う。
- 都市機能の郊外化を抑制する都市計画との整合を図る。

[8] 中心市街地活性化の課題と基本方針

(中心市街地活性化の条件)

- 広域的位置付け
- 都市空間の将来構図
- 活性化への独自の取組
- 市民ニーズの把握

(中心市街地の課題)



(旧基本計画の検証)

- ・検証システム欠如
- ・各主体の役割、接点が不十分
- ・都市機能の郊外化を抑制する都市計画との整合

(中心市街地活性化の必要性)

- a. 歴史的にも経済・行政・文化的にも、宮崎市の中心市街地は、宮崎県及び宮崎広域都市圏の中心であり、地域の「顔」であることから、中心市街地の衰退は地域の「顔」を失うことにつながる。
- b. 多様な都市機能の集積がなされており、これを積極的に活用したコンパクトなまちづくりを進めることで、効率的な都市経営が可能となるとともに、郊外部の環境の保全にも寄与できる。
- c. 同時に、多様な都市機能の集積は、様々な目的(住む、働く、楽しむなど)の利用者に利便性の高いサービスを提供することができる。
- d. 公共交通(バス)は、ほとんどが中心市街地を経由する形態となっており、公共交通の活用度を高めることで、環境負荷の小さいまちづくりに寄与できる。
- e. 中心市街地は様々な目的、年代の人が集う「共有体験」の場であり、合併に伴い新市全域の人々がふれあうことで、新たな文化や産業などを創造することが可能となる。

(中心市街地活性化の目標)

- コンパクトなまちづくりの推進による中心市街地の活性化と郊外部の環境保全による環境負荷の軽減 [b, d] — 都市計画関連
 - 県都の顔としての役割を担う中心市街地の創出 [a]
 - 様々な人が満足できる楽しみ憩える商業を核とした空間の形成①
 - まちなかの活力を支え人と環境にやさしい交通体系の形成②
 - 個性や魅力にあふれ人が住まい・集う街づくり③
 - 市民活動・文化活動を通じた多世代交流によるにぎわい創出④
 - 選択と集中による実効性のあるプロジェクトの実施 [b] — 推進方策関連
- [c, e] 中心市街地関連

(中心市街地活性化の基本方針)

- I 豊かな自然をいかしたまちづくりを継承する花と緑に囲まれた美しい都市空間の創出
- II 多様な主体の社会的、経済的、文化的活動の活発化による活力ある地域経済社会の確立
- III 多様な都市機能がコンパクトに集積した歩いて暮らせる生活空間の創出

※現状分析、課題、目標、施策の方向の整理

中心市街地の「現状分析」を踏まえて中心市街地活性化の「課題」と「目標」を整理し、それぞれの目標ごとに「施策の方向」を設定する。

	現状分析	課題	目標	施策の方向
産業 (商業)	<ul style="list-style-type: none"> ●複合的な要因による消費の郊外化の傾向が強く、点や線での取組では、対抗しきれない状況にある。 	<p>魅力ある産業の創出と交流の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商業機能の強化に加え、郊外化に対抗するまちなかの強みを最大化しながら、中心市街地を面にとらえ、多様な都市機能との融合を図り、都心の吸引力を回復させていくことが課題である。 	<p>①様々な人が満足できる楽しみ憩える商業を核とした空間の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●短期的には、山形屋の増床効果を、ソフト事業等により誘引・増幅させにぎわいを回復させる。 ●地権者をはじめ、多様な主体の参加による中心市街地の魅力の向上、交流空間の創出を図り、子供から高齢者まで、まちなかに対する愛着を獲得していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●核店舗の吸引力強化。 ●商店街リニューアル。 ●空き店舗の有効活用。 ●面的・一体的取組（協調ソフト事業、駐車場共同利用等）推進。 ●市民活動・文化活動との連携。
	<ul style="list-style-type: none"> ●世界的企業DELLの進出は、関連企業の誘致・育成に弾みがつくことが期待されている。 ●交流人口としての観光客が、中心市街地のにぎわいに結びついていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市機能の集積を活用した企業の誘致・育成。 ●観光交流人口のまちなかへの取り込み。 	<ul style="list-style-type: none"> ●企業の投資を促し、従業員数を増加させる。 ●にぎわいの創出。 	<ul style="list-style-type: none"> ●企業ニーズの把握に基づく誘致・育成。 ●観光イベントとまちなかにぎわいイベントとの連携。
交通	<ul style="list-style-type: none"> ●車依存の体質は、既に社会に浸透しており、活動の郊外化は著しい。超高齢社会や環境問題を背景に、過度な車社会からの脱却は、都市づくりの命題であるが、市民の意識・行動を変えさせるまでには至っていない。 	<p>人優先の交通環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浸透した車社会への現実的な対応（必要な駐車場の確保等）を行いつつ、人優先・環境重視の交通環境へ転換するための市民意識の啓発・醸成が課題である。 ●公共交通機関への転換を動機付けるに足る、鉄道・バスの利便性向上を図る。 ●安全かつバリアフリーで快適な、自転車・歩行者空間の確保。 	<p>②まちなかの活力を支え人と環境にやさしい交通体系の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●短期的には、合併による新市の一体性を高める大型駐車場の整備、及び連動した周辺駐車場の共同利用化を図り、来街者を面で受けとめ、歩行者通行量の増加を図る。 ●公共交通機関の利便性向上とともに、駐輪場の整備や安全安心でバリアフリーな歩行者ネットワークを確立し、中心部へのアクセス性、回遊性を向上させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大型駐車場の整備。 ●橋通りの公園化の理念（人優先都市）の啓発・醸成。 ●鉄道・バス交通のシームレス化。 ●循環バスの導入検討。 ●駐輪場の整備。 ●安全かつバリアフリーな歩行者空間の確保。

	現状分析	課題	目標	施策の方向
景観・居住 (景観) (居住)	<p>●これまでの県・市の積極的な緑化政策により、大淀川沿いの橋公園をはじめ、楠並木やワシントンアパームの街路樹など良好な緑のストックがある。</p> <p>●平面駐車場や空き店舗の増加、建物の密集による景観の悪化がみられる。</p>	<p>良好な都市景観、居住の創出</p> <p>●市の重点施策「九州一の景観都市づくり」、及び「緑の基本計画」の具現化。</p> <p>●市民によるまちなか緑化等を通じた「橋通りを中心とした公園化」の理念の浸透。</p> <p>●公共空間、半公共空間、民有地に対応した、適切な景観の改善。</p>	<p>③個性や魅力にあふれ人が住まい・集う街づくり</p> <p>●宮崎らしさと風格ある都市景観形成。</p> <p>●都市景観の向上による、憩い・潤いの創出。</p>	<p>●景観形成ガイドラインの作成。</p> <p>●市民によるまちなか緑化。</p> <p>●道路工作物の美化、電線類地中化。</p> <p>●緑のネットワーク形成。</p>
	<p>●高い高齢人口比率と人口減少化は、コミュニティの維持や良好な市街地環境の保全に支障をきたすおそれがある。</p> <p>●民間のマンション建設・分譲が堅調であり、都心回帰の兆しがみられる。</p>	<p>●人口減少を見据えた都市づくりとして、都市全体の住宅のあり方を踏まえた、都心居住策が課題である。</p> <p>●都心居住策として、市街地環境の改善と一体的な住宅の確保が必要である。</p>	<p>●居住人口の増加。</p> <p>●居住環境の改善。</p>	<p>●市街地の再開発。</p> <p>●優良な賃貸住宅の供給促進。</p>
市民活動・文化活動	<p>●市民ニーズに対応するためには、商業のみの活性化では十分ではない。</p> <p>●市民・文化イベントの成功により、市民・文化活動との連携の必要性の認識が商業者に広がっている。</p> <p>●人口減少などの要因により、コミュニティ機能が失われつつある。</p> <p>●市民の共有体験の場として、多様な主体の参画を円滑化・促進するためにも市民参加が必要。</p>	<p>市民活動・文化活動の活性化</p> <p>●市の重点施策『九州一のボランティア都市づくり』に基づく、宮崎の地域性をいかした市民活動・文化活動の活性化。</p> <p>●市民参加・市民協働に関する人材育成、活動支援。</p>	<p>④市民活動・文化活動を通じた多世代交流によるにぎわい創出</p> <p>●にぎわいの創出。</p> <p>●中心市街地に対する市民愛着度の増進。</p>	<p>●にぎわい交流の促進。</p> <p>●協働のまちづくりの推進。</p> <p>●コーディネーター育成。</p> <p>●まちかどギャラリーの開催。</p>

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

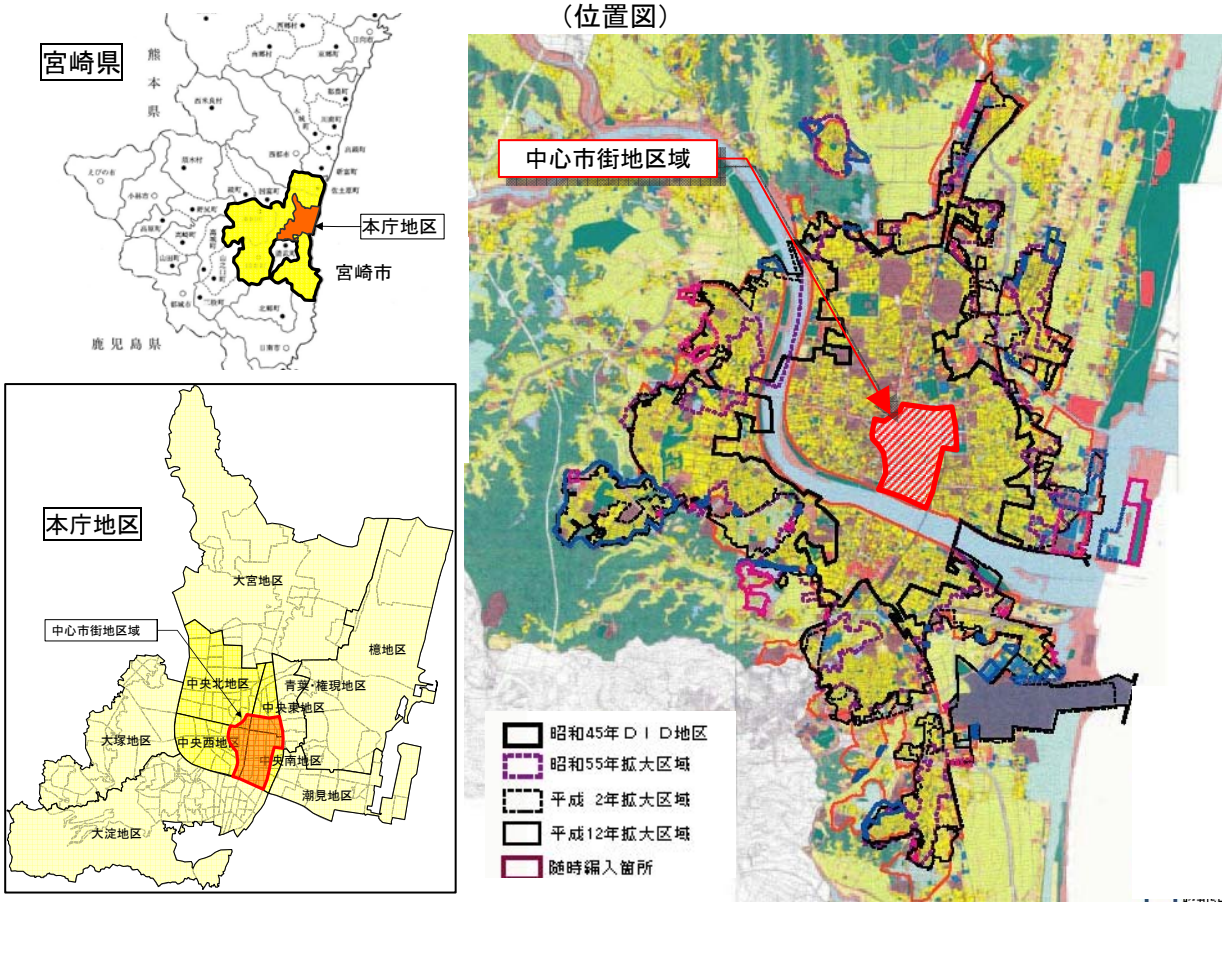
本市の市域は、平成18年を含む過去6度の合併によって約597k㎡にまで拡大し、人口も平成17年まで一貫して増加傾向にあるものの、市街地はこれまでの都市計画の効果によって比較的コンパクトにまとまった形状をしており、中心商業地を核として同心円状に市街地が形成されている。

中心市街地は、明治初期に県庁が設置されて以来急速に市街化が進み、戦災復興事業により現在の市街地の基盤が形づくられている。その後は一貫して、この地域が県・市の中核機能を担ってきたが、急速な人口増加に対応するため丘陵地での宅地開発が進むと、中心部の人口は減少を始め、それに伴ってまちのにぎわいも拡散していった。

本市ではこのような状況に対処するため、平成10年に中心市街地活性化基本計画を作成し、各種施策を推進してきたが、中心市街地の衰退には歯止めがかからず、今後本格的な人口減少・超高齢社会の到来する中、環境問題や都市の活力維持への対応が課題である。

そのため、新たな中心市街地区域の設定では、当初計画の区域を絞り込み、活性化施策を集中的に実施することで施策の効果を高めるものとする。

(位置図)

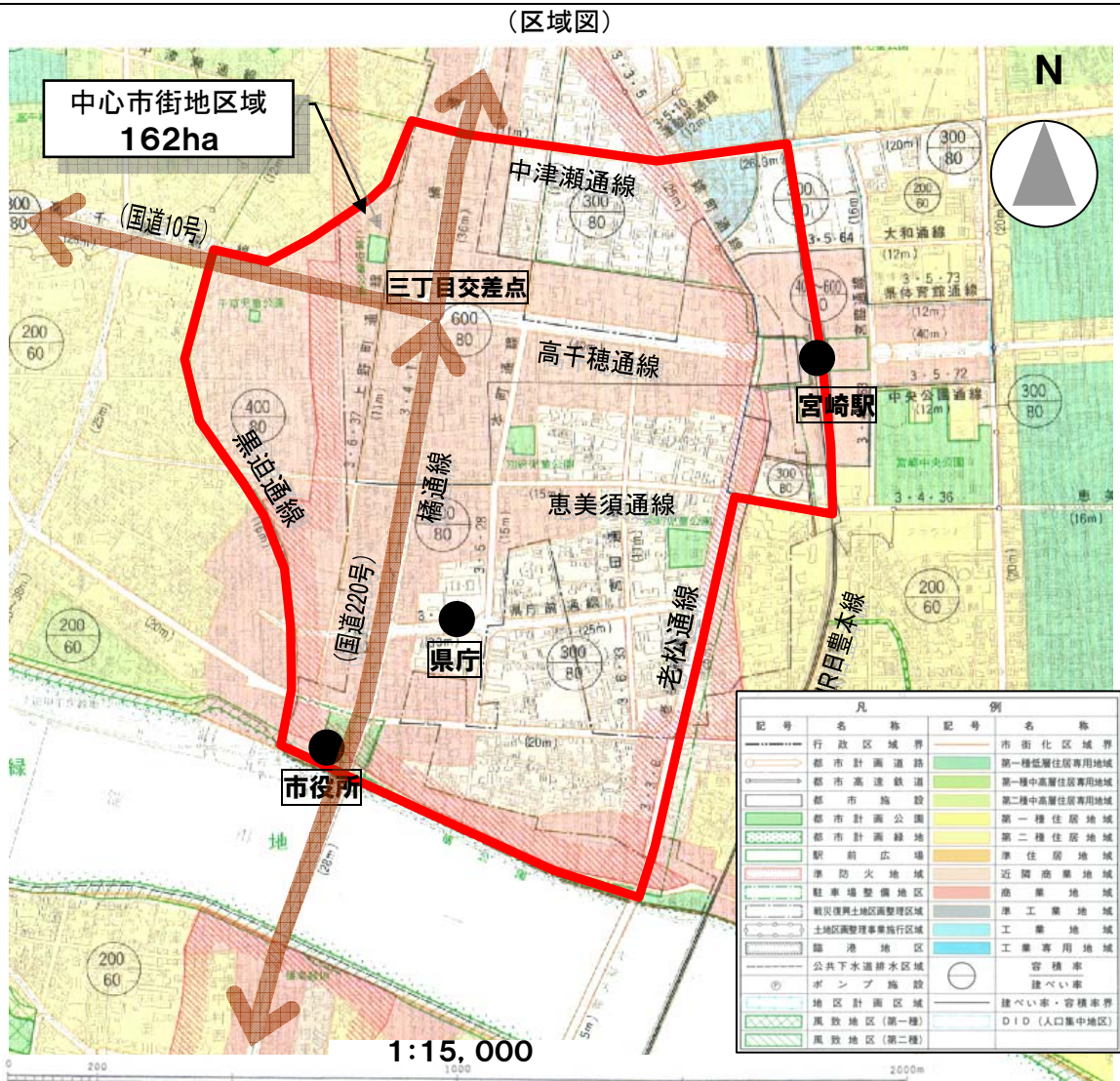


[2] 区域

区域設定の考え方

中心市街地区域は、「中心市街地の活性化に関する法律」第2条各号の要件に該当する区域とする。第一に当該市街地に相当数の小売商業者及び都市機能が相当程度集積しており、本市の中心としての役割を果たしている市街地であること（第1号要件）、第二に土地利用及び商業活動の状況等から見て、機能的な都市活動の確保又は経済活動の維持に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること（第2号要件）、第三に都市機能の増進及び経済活力の向上と一体的に推進することが、本市及び周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること（第3号要件）、を総合的に勘案し、道路等の明確な地形地物や町丁目界をもって設定する。

本市の中心市街地区域は、選択と集中の観点から、本市の重要な商業集積地である橋通り3丁目周辺を中心に、陸の玄関口JR宮崎駅周辺と市役所とを結ぶ、中心市街地のシンボルロード「高千穂通線」と「橋通線」を骨格として、東は「老松通線」、南は「大淀川」、西は「黒迫通線」、北は「中津瀬通線」に囲まれた、南北約1.5km東西約1.3km面積162haの区域とする。



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>(1) 商業・業務の集積</p> <p>本区域の小売商業は、大型店5店舗を含む小売商店が847店（市全体の約18%）立地しており、年間販売額で約1,763億円（同13%）となっている。</p> <p>業務機能は、JR宮崎駅から高千穂通り沿道に連なる業務街を中心に、事業所数で4,272事業所、従業員数が37,728人となっており、いずれも市全体の約25%を占める。</p> <p>(2) 公共公益施設の集積</p> <p>主要な公共公益施設として、国、県、市の行政・関連施設が中心市街地区域内に集中立地しており、区域外東側には、隣接して保健所、県・市体育館、科学技術館等があり、区域外西側には隣接して県立病院が立地している。</p> <p>(3) 商圈・通勤圏</p> <p>公共交通機関は、交通の結節点であるJR宮崎駅が、区域内東端部に立地しており、路線バスのほとんどが中心市街地区域を縦貫する橋通りを経由している。</p> <p>このように、本区域は、本市で最も商業・業務及び都市機能が集積する地域であり、これを核として一定の商圈や通勤圏が形成され、本市において経済的、社会的に中心的な役割を担う市街地となっている。</p>

商業施設の集積度

	面積 (ha)	小売店数 (店)	店舗密度 (店/ha)	販売額 (百億円)	販売額密度 (百万円/ha)
中心市街地	162	847	5.2	17.6	10.8
市全体※	4,912	4,800	1.0	135.3	2.8
中心／市全体	3.3%	17.6%	520.0%	13.0%	385.7%

資料：平成16年商業統計

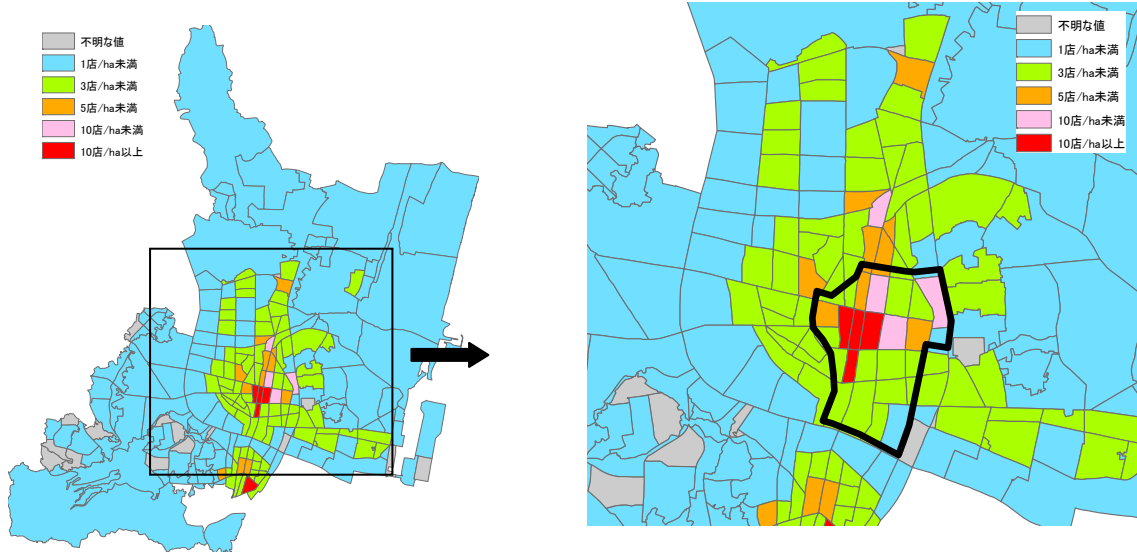
業務施設の集積度

	面積 (ha)	事業所 (軒)	事業所密度 (軒/ha)	従業員数 (人)	従業員数密度 (人/ha)
中心市街地	162	4,272	26.4	37,728	232.9
市全体※	4,912	17,544	3.6	152,632	31.1
中心／市全体	3.3%	24.4%	733.3%	24.7%	748.9%

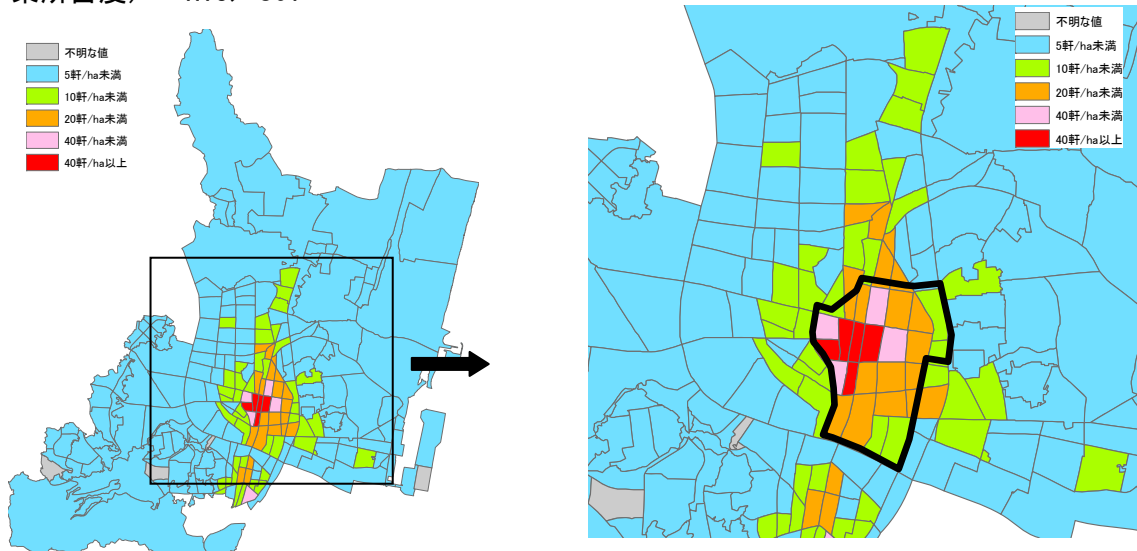
資料：平成13年事業所統計

※市全体の面積は：旧宮崎市市街化区域面積

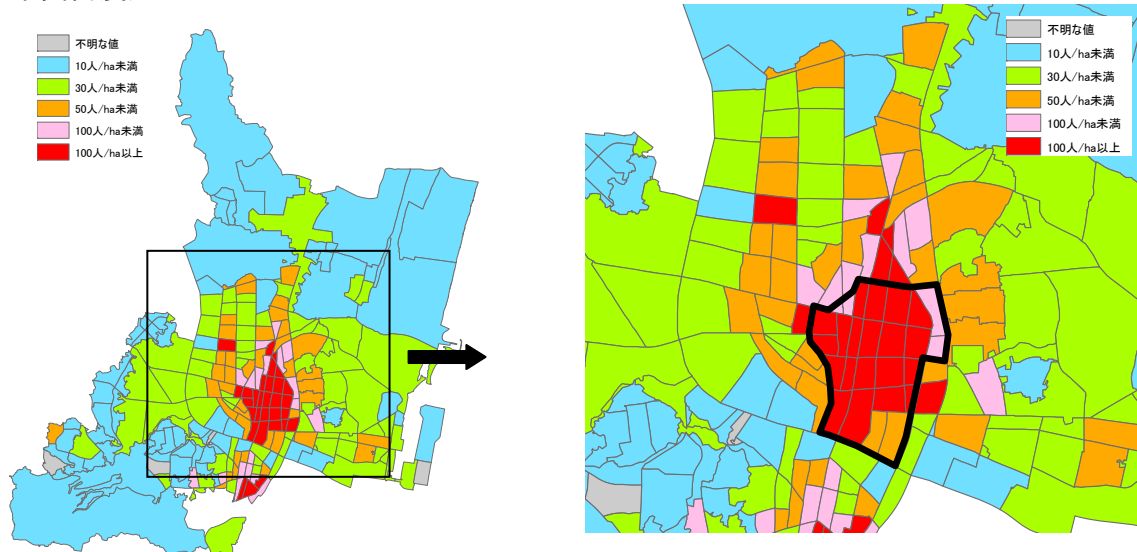
(小売店舗密度) H16/S63



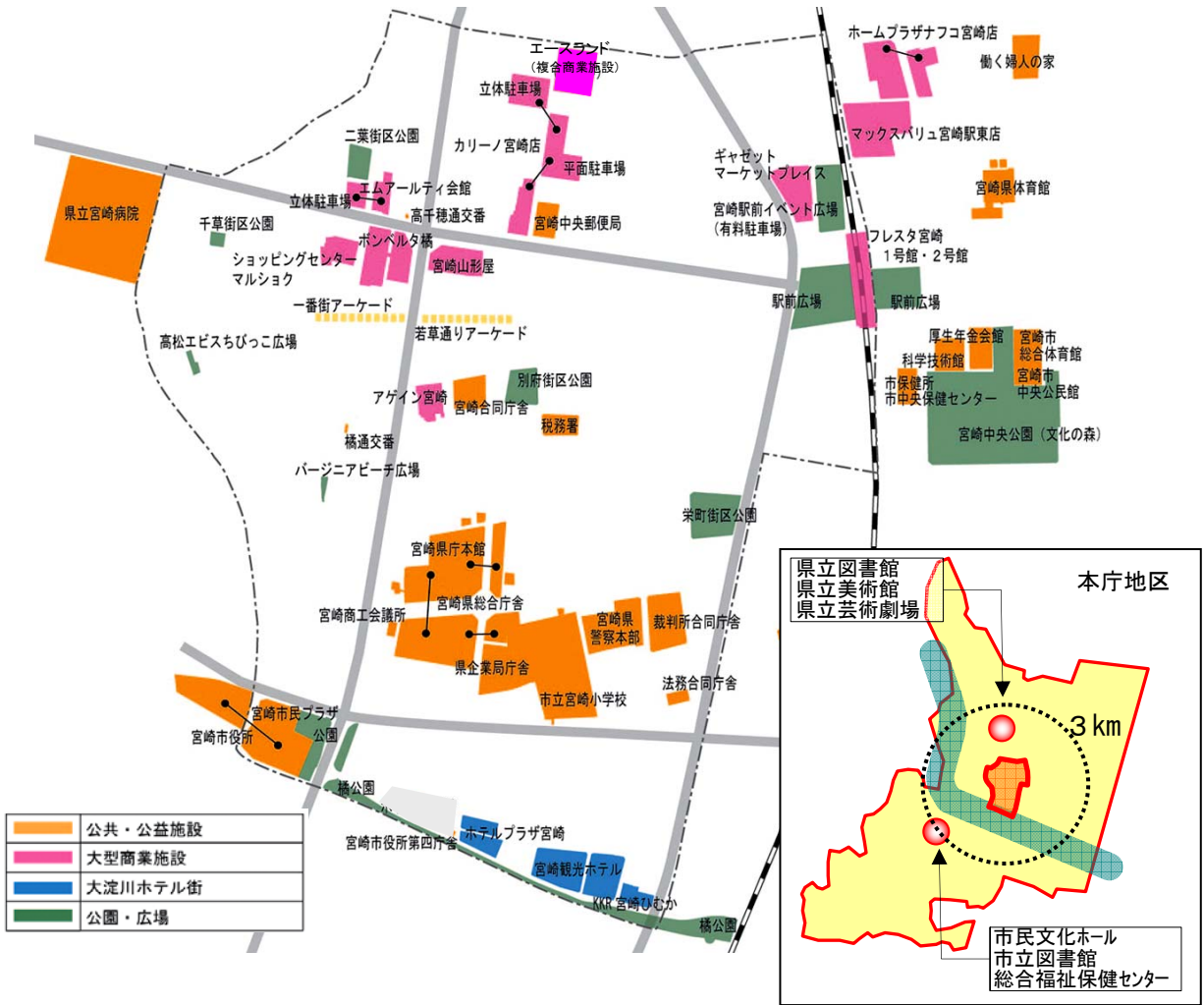
(事業所密度) H13/S61



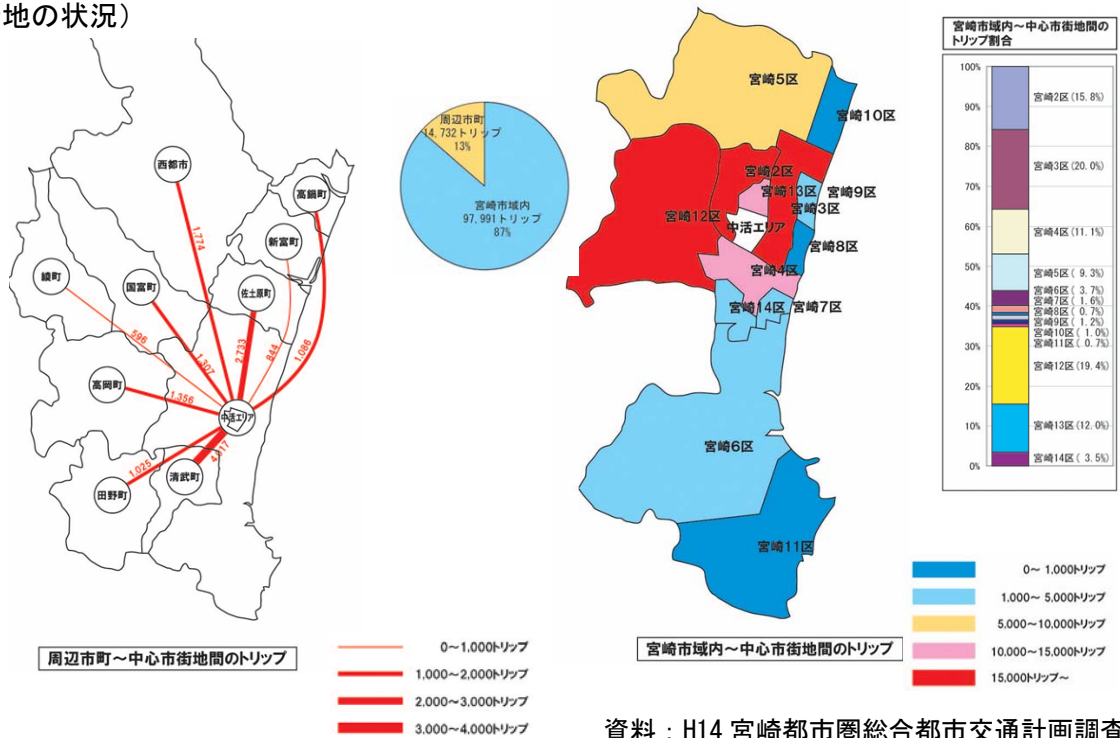
(従業員密度) H13/S61



(公共公益施設等の立地状況)



(発着地の状況)



第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等から見て、機能的な都市活動の確保又は経済活動の維持に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

(1) 低・未利用地の趨勢

中心市街地における平面駐車場等の低・未利用地は、平成13年比で1.9ha増加している。空ビルや空き店舗をコイン駐車場に転換する事例が見られ、専用駐車場が大幅に減少している半面、時間貸し駐車場が増加傾向にある。

(2) 商業・業務の趨勢

本区域の商業機能としては、店舗数が平成3年をピークに平成16年にはその約78%に減少しており、年間商品販売額については、平成3年比で約41%と大きく減少している。また、市全体に対する中心市街地の年間販売額シェアは、昭和63年の4割弱に落ち込んでいる。

業務機能としては、事業所数、従業員数ともに平成8年で減少に転じ、平成13年時点とともに約1割減少している。(参照P11「(3)商業」、P15「(4)産業」)

(3) 交通の趨勢

交通の趨勢としては、車利用の増加と移動の郊外化によって、都心部への依存度減少が顕著となっている。それに伴ってにぎわいの指標となる歩行者通行量の減少には歯止めがかからない状況にあり、同時に来街者の高齢化傾向がある。

(参照P16「(5)交通」)

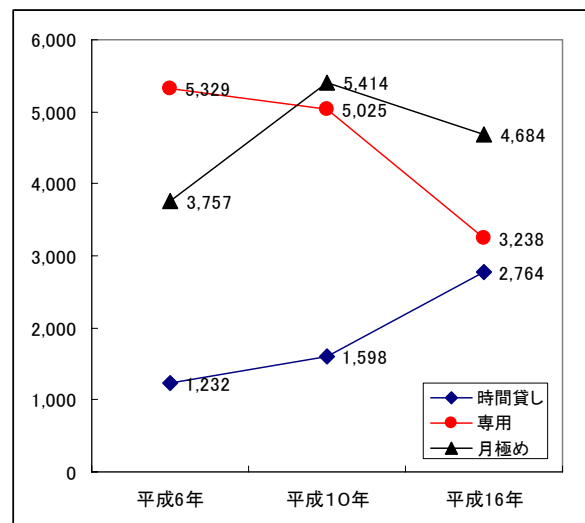
このままでは、機能的な都市活動の確保及び経済活力の維持に支障を生じることが懸念される。

未利用地の状況

	平成13年		平成18年	
	面積	%	面積	%
その他空地	19.7ha	12.2%	21.6ha (+1.9ha)	13.3%
地区全体	162.0ha	100.0%	162.0ha	100.0%

資料：都市計画基礎調査図に基づく図上求積

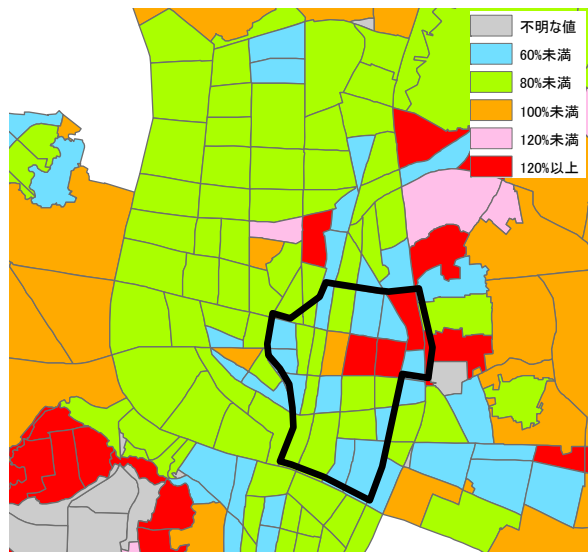
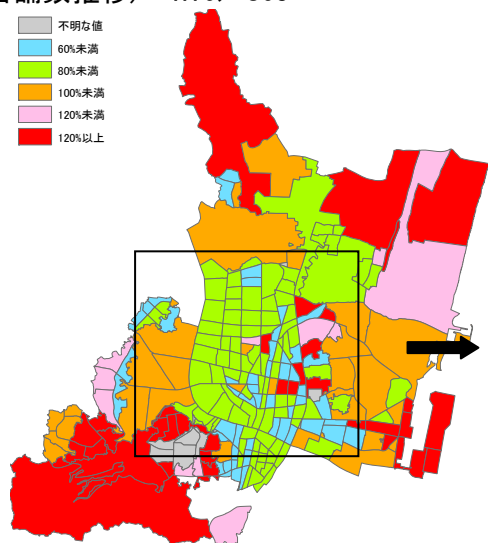
駐車場収容台数の推移



資料：H6 駐車場案内システム基本計画調査 (H7)
H10 駐車場整備計画事前調査 (H10)
H16 駐車場整備計画策定業務 (H17)
※各調査での共通ゾーンでの合計値

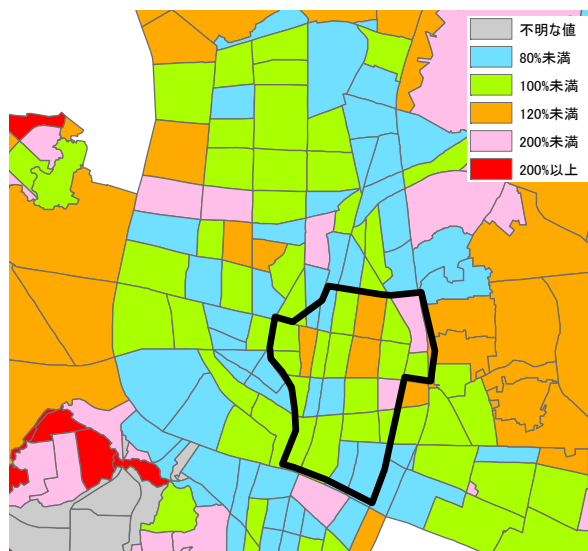
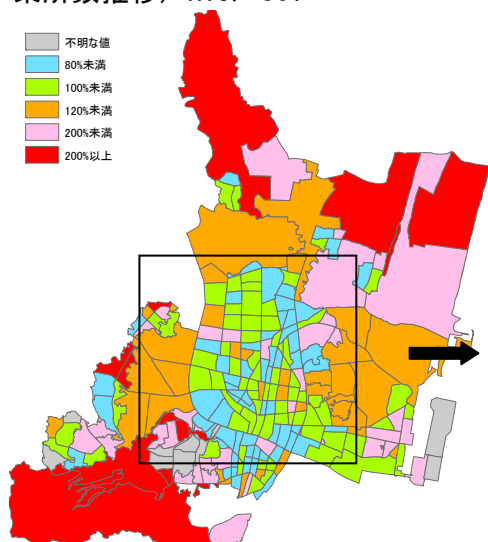
(店舗数推移) H16/S63

- 不明な値
- 60%未満
- 80%未満
- 100%未満
- 120%未満
- 120%以上



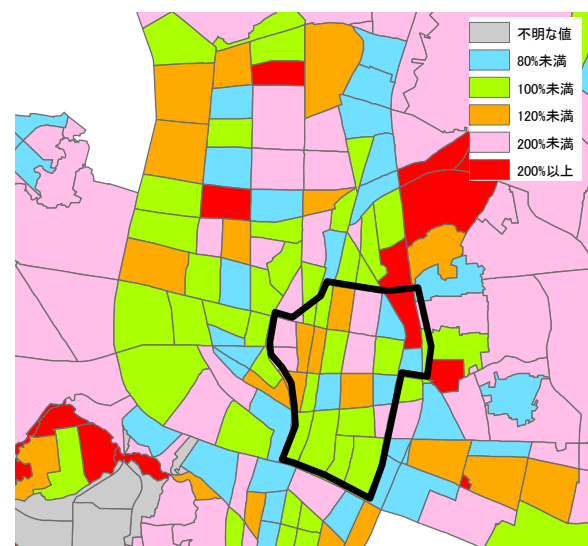
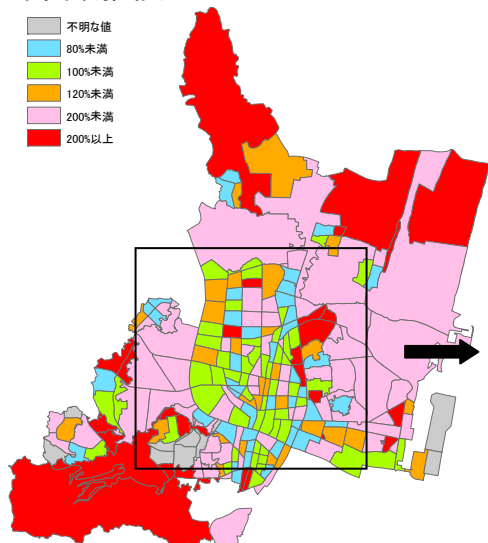
(事業所数推移) H13/S61

- 不明な値
- 80%未満
- 100%未満
- 120%未満
- 200%未満
- 200%以上

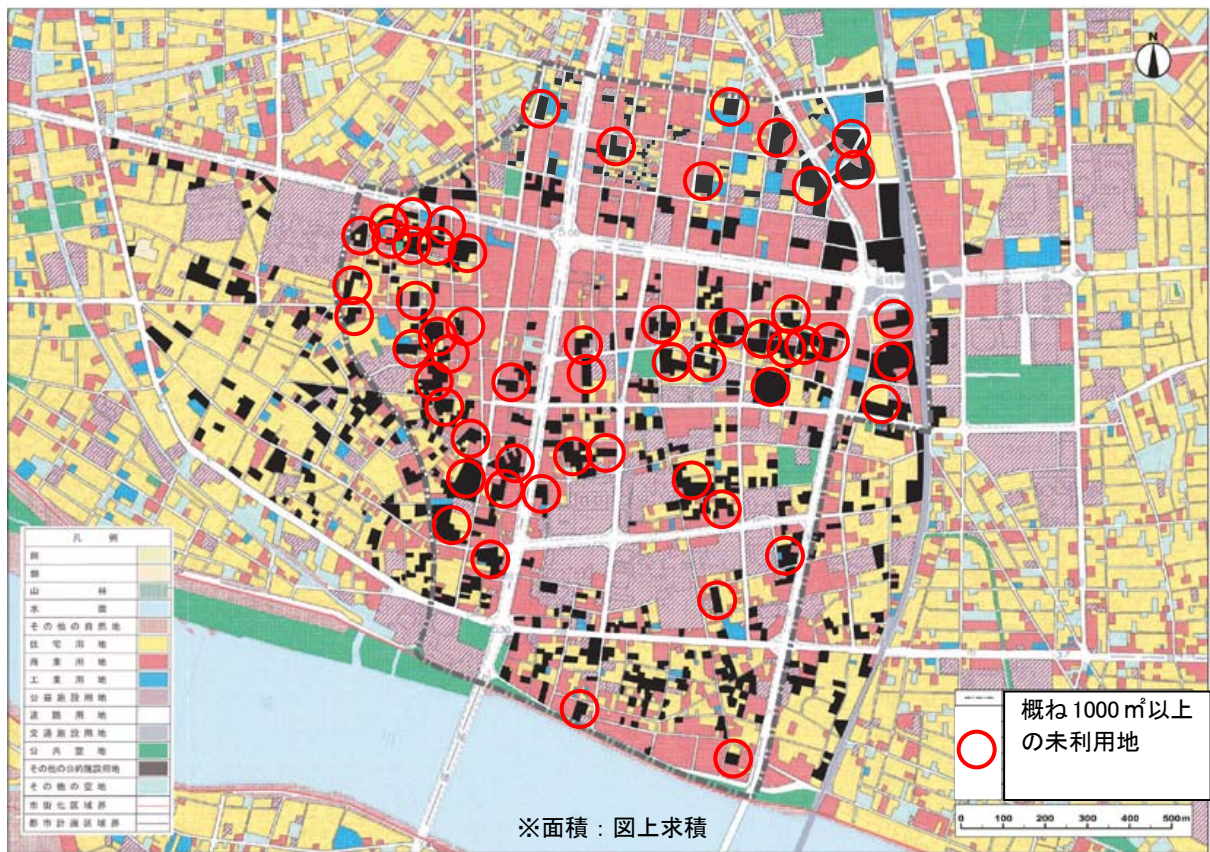


(従業員数推移) H13/S61

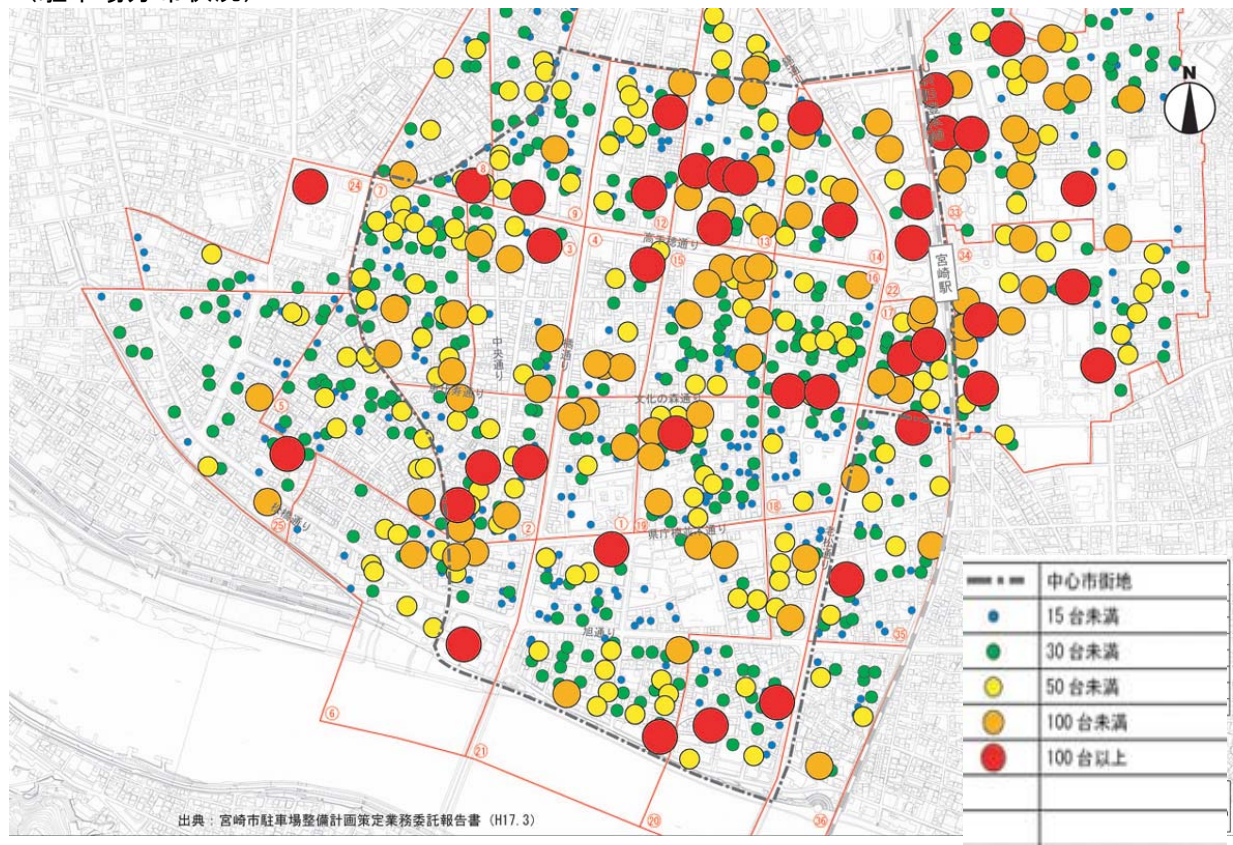
- 不明な値
- 80%未満
- 100%未満
- 120%未満
- 200%未満
- 200%以上



(1000 m²以上の低未利用地の状況)



(駐車場分布状況)



第3号要件

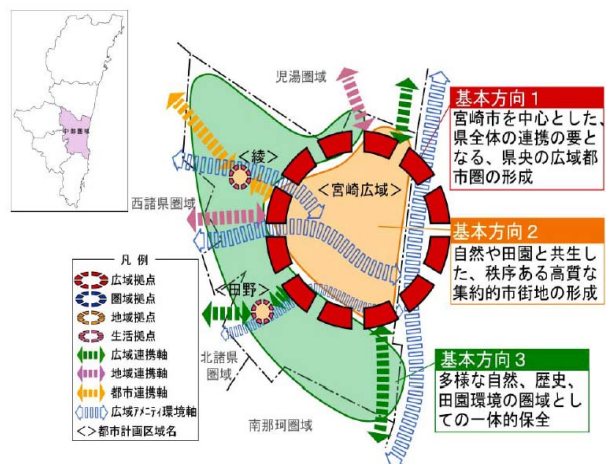
当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

○本市の中心市街地は、本県の政治、経済、文化、交流の中心であり、既に多くの広域的都市機能が集積しており、また、主要な幹線道路が集中する交通の要衝でもある。そのため、既存の社会資本ストックを活用し地域の要としての役割を果たすため、中心市街地において都市機能の増進と経済活力の向上を一体的に推進することは、本市及び周辺地域の発展に有効かつ適切である。

○本市の中心市街地は、宮崎広域都市計画区域の中心であるため、中心市街地のあり方は、本市のみならず周辺の地域の発展にとって重要である。そのため、市の総合計画及び都市計画マスタープランには、中心市街地活性化の方向性を明確に定めており、これは国・県の上位関連計画とも整合するものである。以下にその概要を示す。

(1) 『都市計画区域マスタープラン』(平成16年5月) 宮崎県

宮崎市を核として、様々な分野の中心的役割を担うため、宮崎市を中心とした県全体の連携の要となる県央の広域都市圏の形成や、自然と共生した秩序ある集約的市街地の形成を図ることとしている。また、橘通り周辺、宮崎駅周辺等に対しては、広域的な商業、業務、文化、交流及び居住機能が集積した魅力ある、潤いと活力のあるまちづくりを推進することとしている。



(2) 『第三次宮崎市総合計画』(平成10年3月、平成15年3月一部改定) 宮崎市

近隣都市との緊密な連携を図りながら活力ある広域都市圏を形成し、中心市街地については、高次都市機能の充実や潤いのある居住環境の整備を推進することとしている。

(参照 P3 「(1)第三次宮崎市総合計画」)

(3) 『都市計画マスタープラン』(平成10年8月、平成15年3月一部改定) 宮崎市

総合計画に掲げる都市像の具現化に向けて、中心市街地を都市構造上の中核拠点として位置付け、商業の活性化に加え都市機能の高質化策や都市空間の有効・高度利用及び良好な景観形成に努め、都心部としての魅力を高めることとしている。

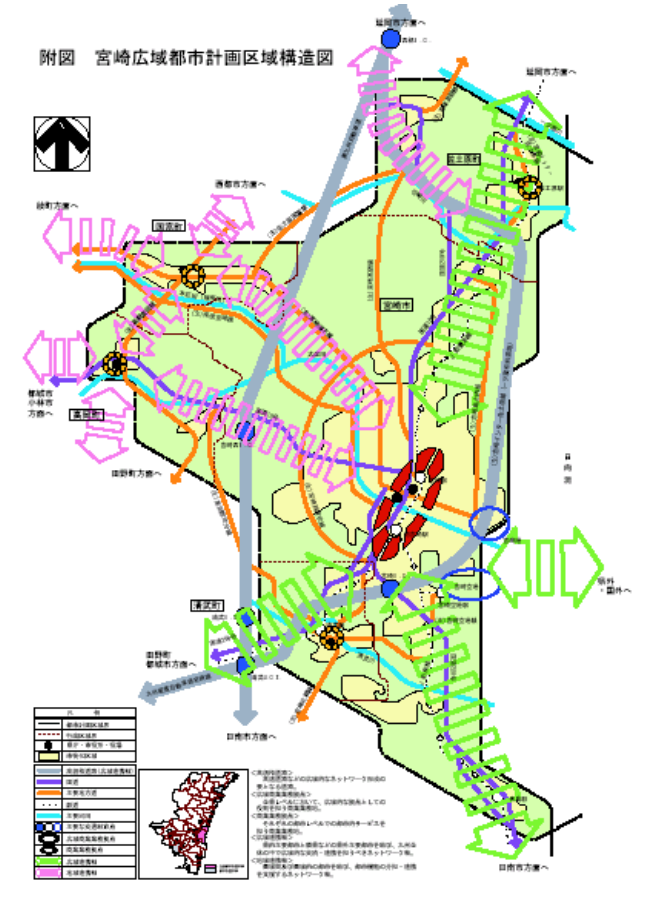
(参照 P4 「(2)都市計画マスタープラン」)

(4) 『日本風景街道(シーニック・バイウエイ・ジャパン)』国土交通省

～人海大地輝き薫る～「日南海岸きらめきライン」

本市の中心市街地を起点にルートが指定されており、沿道地域の方向性を、「多様な活動や豊富な地域資源や歴史・文化を結び付け、連携させることで、「うつくし」「もてなし」「いやし」のきらめき空間の創造を図る」こととしている。積極的な市民参加の下、沿道の植栽など具体的な活動が始まっている。

都市計画区域マスタープラン「都市計画区域構造図」

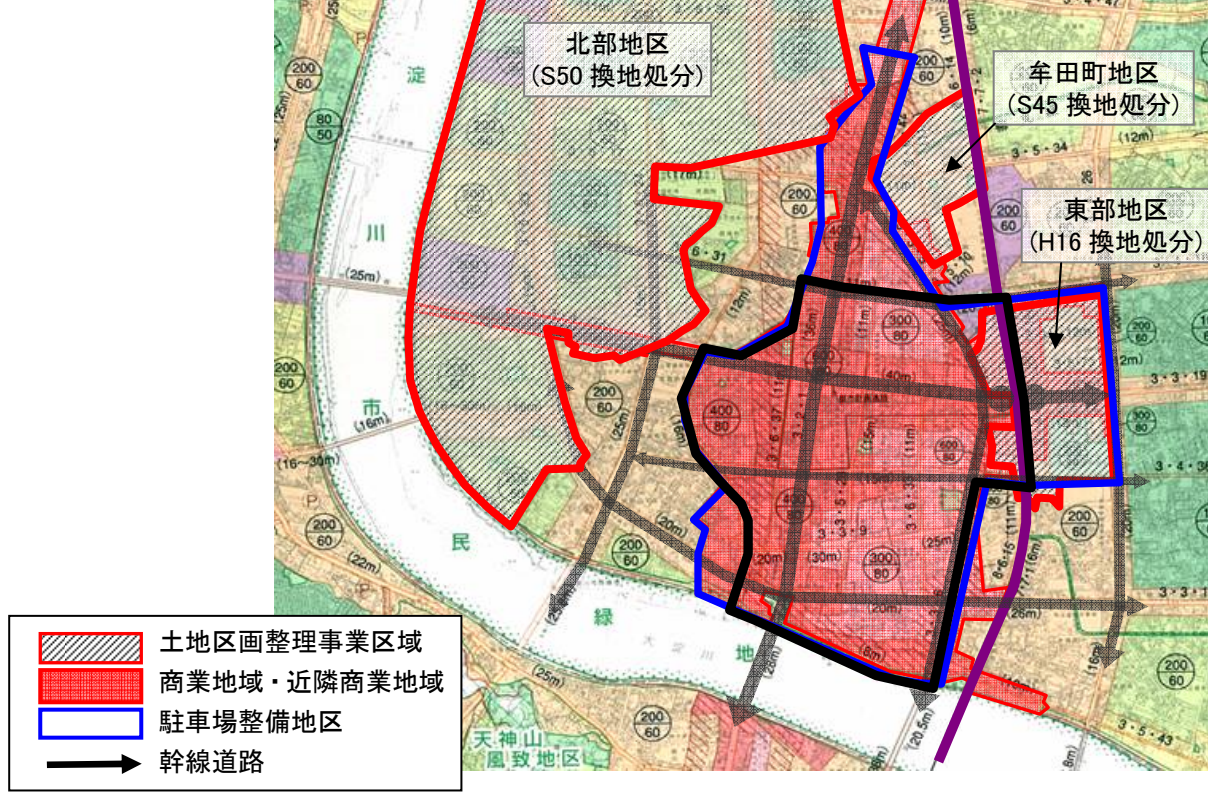


日本風景街道（シーニック・ハイウェイ・ジャパン）

「日南海岸きらめきライン」



都市計画の状況



3. 中心市街地活性化の目標

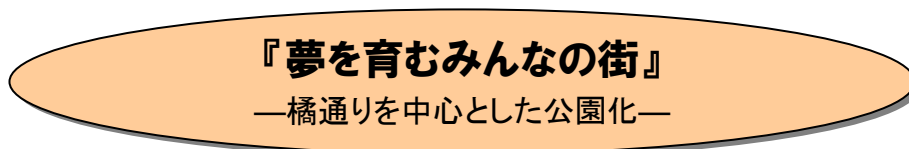
[1] 中心市街地の基本理念

本市の中心市街地は、宮崎県及び宮崎広域都市圏の中心として、広域的な都市機能やまちの「顔」としての風格を兼ね備えたものでなければならない。

このため、いろいろな人が、様々な目的（＝夢）をもって中心市街地を訪れ、思い思いの時間を過ごすことができる（＝育む）、みんなにとって必要不可欠な場所としてあり続けるまち、であることを目指す。また、中心市街地が公園のように花や緑で縁取られ、その中に文化的施設や魅力ある商業施設が立ち並び、まちを散策することそのものを楽しむことができるような市街地となることを目指す。

このような観点から、中心市街地活性化の基本理念・基本方針・基本目標を次のように設定する。

[中心市街地活性化の基本理念]



[中心市街地活性化の基本方針]

- I 豊かな自然をいかしたまちづくりを継承する花と緑につつまれた美しい都市空間の創出
- II 多様な主体の社会的、経済的、文化的活動の活発化による活力ある地域経済社会の確立
- III 多様な都市機能がコンパクトに集積した歩いて暮らせる生活空間の創出

[中心市街地活性化の基本目標]

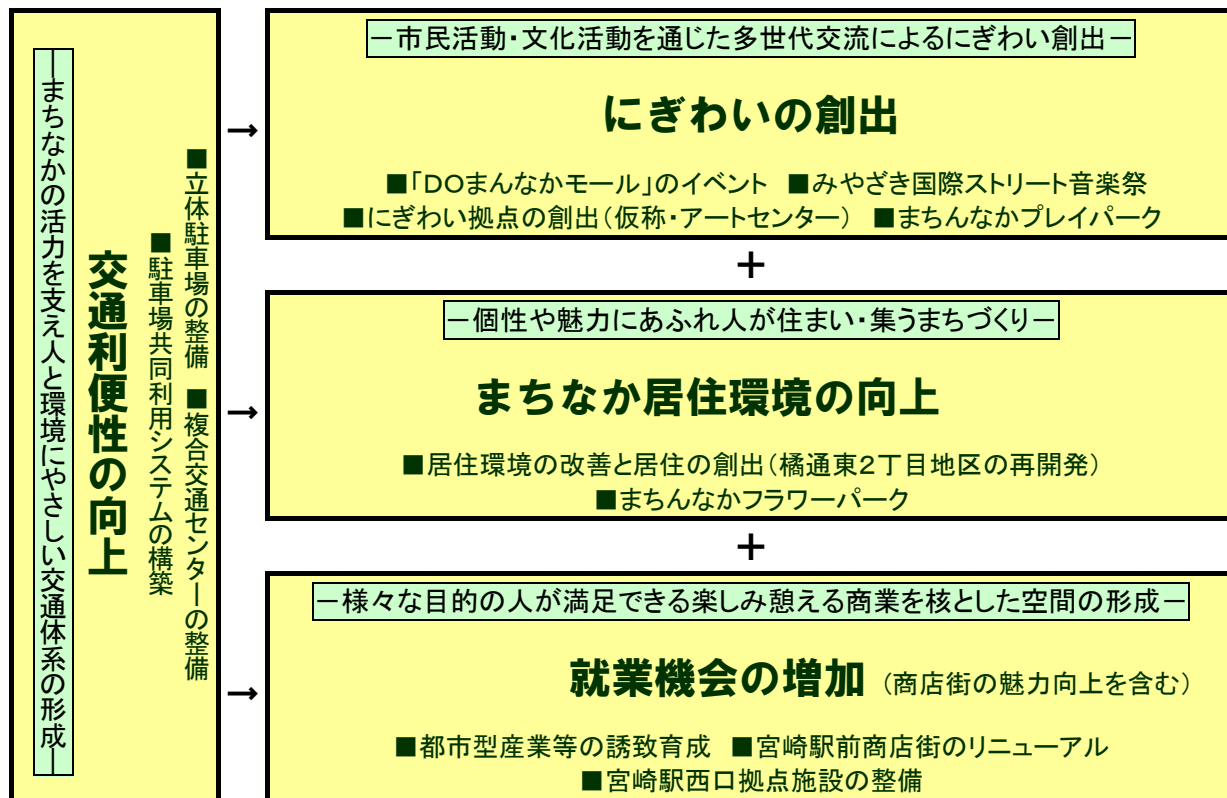
個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくり

様々な目的の人が満足できる楽しみ憩える商業を核とした空間の形成

まちなかの活力を支え人と環境にやさしい交通体系の形成

市民活動・文化活動を通じた多世代交流によるにぎわい創出

中心市街地活性化のプロセス



「橘通りを中心とした公園化」の理念の下、人と環境にやさしい交通体系づくりを推進し、にぎわい・まちなか居住環境・就業機会を増進させ、宮崎らしいコンパクトシティの実現を図る。



橘通りを中心とした公園化のイメージ

中心市街地活性化の主要プロジェクト

○「DOまんなかモール」のイベント



にぎわい創出を図るため、5つの大型店と7つの商店街の共同組織「DOまんなかモール委員会」が、協調して各種イベント等を実施する。(H17実績:103回)

にぎわい創出

○みやぎき国際ストリート音楽祭



にぎわい創出を図るため、橋通りの公園化を象徴するイベントとして、橋通りを舞台に、市民参加による国際音楽祭を行う。

○(仮称)アートセンターの整備

橋通西三丁目地区第一種市街地再開発事業



にぎわい拠点創出のため、「文化芸術によるコミュニティの再生拠点」となる施設(広場を含む)を整備する。

にぎわい拠点創出

まちなか居住環境の向上

○橋通東2丁目地区の再開発
居住環境の改善と同時に、居住・商業・業務・公益施設等の機能を創出する。

○家賃助成と建設費補助
高齢者、子育て世代への家賃補助と事業主への建設費補助。

「橋通りの公園化」に向けて

○橋通り空間の活用調査・検討
橋通りを、将来的なにぎわいづくり・地域のコミュニティ再生の場としての活用に向け、道路空間の再配分を視野に入れた基礎調査及び社会実験を行う。

まちなか居住環境の向上

○まちなかフラワーパーク



まちなかの緑化と、橋通りの公園化を推進するため、市民による植栽ボランティアを行う。

にぎわい創出

○まちなかプレイパーク



まちなかのにぎわい創出を図るため、NPOによる子どもの一時的預かりや親子向けのイベントを行う。

商店街の魅力向上

○駅前商店街のリニューアル
アーケードを撤去し、オープンモール化に向け、電線類地中化やカラー舗装、オーニング設置等を行う。

交通利便性の向上

就業機会の創出

○複合交通センターの整備

(宮崎駅西口拠点施設)
鉄道・バスの乗り換え利便性の向上、及び駅西口における商業・業務・公益施設等の新たな都市拠点機能を創出するため、複合交通センターを整備する。

交通利便性の向上

○立体駐車場の整備

○駐車場共同利用システムの構築

橋通東三丁目地区第一種市街地再開発事業



アクセス利便性の向上を図る大型立体駐車場の整備、及び回遊性を高める周辺駐車場との共同利用化を推進する。

○都市型産業等の誘致育成

「宮崎市企業団体連絡協議会」を通じ企業のニーズを把握しながら都市型産業等の誘致育成に努める。

就業機会の創出

[2] 基本目標と成果指標

中心市街地活性化の基本目標の達成度を点検・評価するため、先に設定した4つの目標について、それぞれの関係を整理するとともに目標を指標化し、定量的に検証可能な成果指標を設定する。目標「まちなかの活力を支え人と環境にやさしい交通体系の形成」については、中心市街地活性化の全体を支える目標として位置付ける。他の3つの目標については、市民に、実感として活性化の進捗が感じられ、かつ目標達成の度合いを測定することができる、適切な成果指標を定めるものとする。

①目標「市民活動・文化活動を通じた多世代交流によるにぎわい創出」 (成果指標設定の考え方)

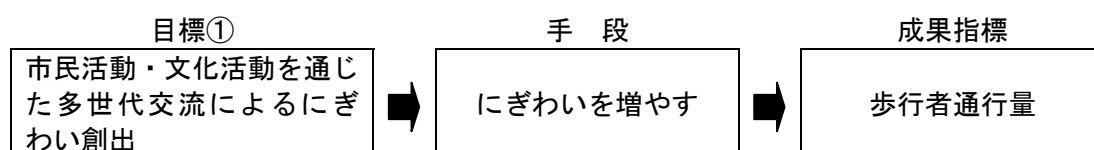
本市の中心市街地の基本理念は、「まちを散策することそのものを楽しむことができる市街地となることを目指す(参照 P38)」ことであり、まちなかのにぎわいの回復が、本市の中心市街地活性化の最も重要な目標である。そのため、にぎわい回復の指標として、市民にわかりやすく定量的に検証可能な指標として「歩行者通行量」を設定する。

歩行者通行量調査は、毎年度、商工会議所が中心市街地に観測ポイントを設けて実施しており、これまでのデータの蓄積がある。そのため、歩行者通行量の増減と社会情勢との関係について分析が可能であり、対策を立案する上で適切と考えられる。

なお、成果の検証は、平成7年度以降のデータのある20箇所の合計カウント数を用いるものとし、また、調査は休日と平日に行っているが、以下の理由により「休日」の値を成果指標として用いるものとする。

○休日を成果指標とすることの理由

- ・歩行者通行量の現状は、平日がピーク時(平成9年)の59%、休日で同じく43%の値となっており、休日の落ち込みの方が大きいため、この動向を注視する必要がある。
- ・休日の落ち込みの原因は、買物を主目的とする来街者の減少であり、中心市街地活性化の重要な要素である商業活性化の動向をみるために休日が望ましい。
- ・中心市街地は、買物に加え様々な楽しみや情報を求める人々の交流の場であり、中高生を含む若者層からファミリー層など多様な人々が来街できる休日が望ましい。
- ・本市の中心市街地は、県都として、広域商業の中心としての役割が求められており、市外からの来客を見込む休日が望ましい。

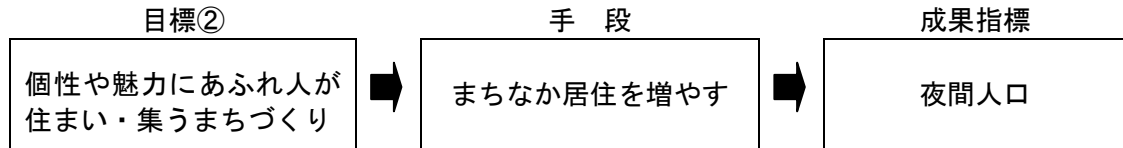


②目標「個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくり」

(成果指標設定の考え方)

中心市街地が、健全な地域社会の基盤として再生するためには、居住人口の回復が不可欠である。このため、まちなか居住を増やすことが重要であり、定量的に検証可能な指標として「夜間人口」(居住人口)を設定する。

居住人口は、毎年度、住民基本台帳により把握するものとする。

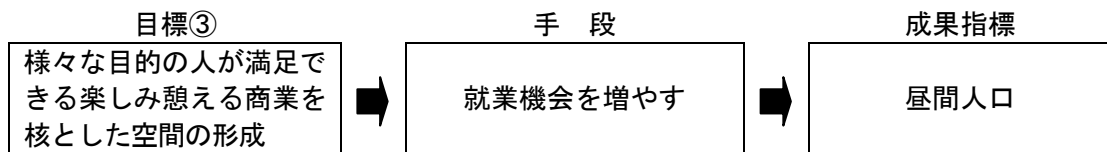


③目標「様々な目的の人が満足できる楽しみ憩える商業を核とした空間の形成」

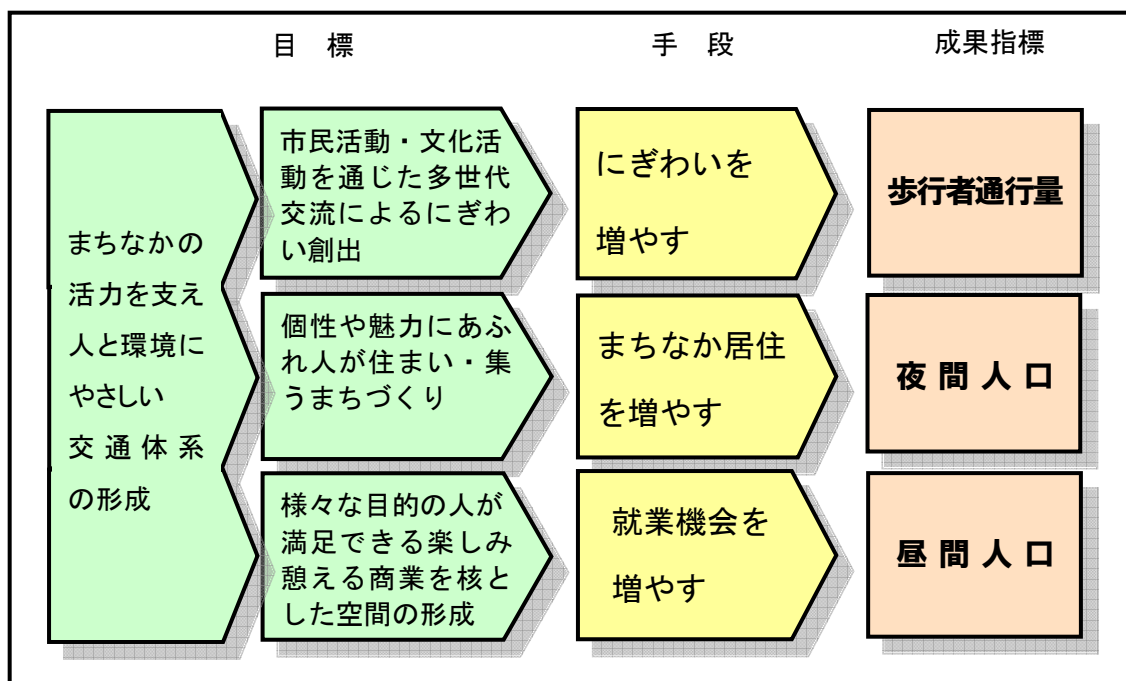
(成果指標設定の考え方)

中心市街地がまちの顔として、活力ある地域経済社会を先導するためには、商業はもとより知的産業等を含む様々な業種の集積が必要である。このためまちなかの就業機会を増やすことが重要であり、定量的に検証可能な指標として「昼間人口」(従業者数)を設定する。

昼間人口は、事業所統計調査(本調査・簡易調査)により把握するものとする。



目標と成果指標



[3] 数値目標の設定

(1) 目標年次

本計画では、第一段階を「にぎわいの回復期」として、橘通3丁目地区に再開発事業による大型プロジェクト等を集中的に実施することで活性化の起爆剤とし、第二段階では、その流れを確実なものとするため「宮崎駅西口拠点施設整備事業」を位置付けている。これらの事業が完了し効果の発現する時期を考慮し、目標年次を平成24年度とする。

(2) 目標値の設定

①歩行者通行量

歩行者通行量の目標値については、「中心市街地活性化基本計画策定専門部会・合同部会（平成17～18年度）」において、「10年後において平成10年当時の歩行者通行量を回復する」との整理がなされた。これは、厳しい商業事情を背景に「平成10年当時の通行量が回復できれば、まだ中心市街地で頑張ろうという気になる」という意見に集約されたものであることから、平成10年当時の通行量約110,000人を平成28年に設定し、これと現状の約59,200人（平成18年）を結んだ線上にある5年後の値84,600人を、平成24年度に達成すべき目標値として設定する。

②夜間人口

夜間人口の目標値については、同じく「10年後において平成4年当時の居住者数を回復する」という整理がなされた。これは、「バブル以降の最も歩行者通行量の多かった平成4年当時の居住人口を回復することが必要」との意見に集約されたものであることから、平成4年当時の居住人口約8,400人を平成28年に設定し、これと現状7,575人（平成17年）を結んだ線上にある5年後の値8,025人を、平成24年度に達成すべき目標値として設定する。

③昼間人口

昼間人口の目標値については、同じく「10年後において平成8年当時の従業者数を回復する」という整理がなされた。これは、従業者数が平成13年に大きく減少する以前の最も多かった年（平成8年）に回復させようとするものであることから、平成8年当時の従業者数約40,600人を平成28年に設定し、これと直近の事業所統計データ38,728人（平成13年）を結んだ線上にある5年後の値39,600人との差、約900人の増加を平成24年度に達成すべき目標値として設定する。

※なお、計画の終期は「平成23年度」から「平成24年度」に変更したが、目標値の設定については、計画策定当初の目標年次である「平成23年度」の値を用いることとする。

成果指標と目標値

成果指標	目標値
歩行者通行量	84,600
夜間人口	8,025
昼間人口	900 増加

(3) 目標値達成の考え方

①歩行者通行量

歩行者通行量の回復は、中心市街地全体の魅力の向上によって成し得るものであるため、それぞれの目標に向けた総合的な取組によって達成されるものと考えられる。しかし、このまま歩行者通行量（にぎわい）の減少が続くと、その他の目標の達成を困難にする要因ともなるため、にぎわいの回復は喫緊の課題である。

そのため、イベント等によりにぎわいの底支えを積極的に行うとともに、にぎわい回復の起爆剤となる、新たな集客拠点の整備に早急に着手するものとする。

目標値達成に当たっては、歩行者通行量がこれまで一貫して減少傾向にあることを考慮し、今後もこのまま減少を続けた場合の値を推計（平成 23 年：46,500 人）し、これと先に設定した目標値（平成 24 年：84,600 人）までの差、38,100 人を回復させることとする。

具体的には、38,100 人の歩行者通行量を確保するための新規集客数を積算し、必要な事業を設定するものとする。主な事業としては、「橋通西三丁目地区市街地再開発事業（仮称）アートセンター整備」「宮崎駅西口拠点整備事業」「橋通東 2 丁目市街地再開発事業」等を位置付ける。

②夜間人口 [居住人口]

近年、中心市街地の周辺において分譲マンションの建設が増加しており、中心市街地の居住人口の減少も下げ止まりつつあるが、この機運を中心市街地に呼び込むため、「橋通りを中心とした公園化」の理念の下、中心市街地全体の魅力を高めることが重要である。

この流れを確実なものとし目標値を達成するため、「橋通東 2 丁目市街地再開発事業」「高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業・特定優良賃貸住宅供給促進事業」及び、「民間のマンション建設事業」により、平成 24 年度までに約 450 人の増加人口を確保するものとする。

③昼間人口 [従業者]

平成 13 年度の事業所統計によると、中心市街地の従業者数は、平成 8 年の値から約 2,900 人の大きな減少をみせている。しかし、平成 13 年度から平成 18 年度まで、DELL をはじめとする産業支援事業及び山形屋増床により約 950 人の従業者数を確保している。

活力ある地域経済社会を確立するため、具体的には、DELL 進出の波及効果をいかし、引き続き「産業支援事業」により都市型産業の誘致育成を積極的に推進するほか、「宮崎駅西口拠点施設整備事業」により新たな企業誘致の受け皿を確保しながら、平成 24 年度までに約 900 人の従業者数の確保を目指すこととする。

※なお、計画の終期は「平成 23 年度」から「平成 24 年度」に変更したが、推計値については目標年次の変更を考慮せずに、「平成 23 年度」の値を用いることとする。

※具体的な目標値達成の積算については「目標値達成の根拠」において詳述する。

－目標年次・成果指標・数値目標のまとめ－

○目標年次

平成24年度	計画期間：平成19年5月～25年3月（5年11月）
--------	---------------------------

○成果指標、数値目標 (人)

成果指標	基準値	目標値	目標増加数
歩行者通行量	46,500	84,600	38,100
夜間人口	7,575	8,025	450
昼間人口	※1	900 増加	同左

※1:平成18年度事業所・企業統計調査の結果により確定。

○目標値達成のための主な事業の計画値（想定値）

事業名	施 設		成果指標
	商業床	その他	
・山形屋増床(実績)	5,500 m ²	－	歩行者通行量
・宮崎駅西口拠点施設整備事業	10,000 m ²	－	歩行者通行量、昼間人口
・橋通東2丁目市街地再開発事業	5,400 m ² テナント:4	住戸 64	歩行者通行量、夜間人口、 昼間人口
・橋通東3丁目市街地再開発事業	テナント:1	立体駐車場	昼間人口
・橋通西3丁目市街地再開発事業	テナント:3	(仮称)アートセンター	歩行者通行量、昼間人口

[4] フォローアップの方針（事業の評価と継続的改善）

○成果指標「夜間人口」「歩行者通行量」については、毎年度、活性化協議会において、達成状況の検証及び事業の実施状況の点検・評価を行い、要すれば基本計画の再構築（事業の追加を含む）を適時に行って、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。なお、成果指標「昼間人口」については、平成18年度及び平成21年度の「事業所・企業統計調査」（平成21年度は簡易調査）の調査結果に基づき、活性化協議会において、達成状況の検証及び事業の実施状況の点検・評価を行うものとする。

○最終年度（平成24年度）においても、成果指標の達成状況の検証及び事業の実施状況の点検・評価を行うものとする。

※中心市街地活性化に関し重要な要素と考えられる「景観」「商業」「交通」「にぎわい」については、基本計画策定専門部会・合同部会の決定に基づき、補完的に市民の満足度調査を行う。（平成19年度に初期値を把握）

[目標値達成の根拠]

歩行者通行量：「平成24年度の時点において84,600人に回復させる」

①目標歩行者通行量の設定

- 通行量： 調査地点20ポイントの歩行者通行量の合計値。
- 目標通行量： 平成24年度時点で達成すべき値。
- 目標増加通行量： このまま減少した場合の推計値と目標通行量との差（「H18に回復させるべき通行量(B)」と「H18から増加させるべき通行量(A)」の和）。

●H24時点の目標値 = 84,600人 :次項「通行量の推移と目標値」参照

- H18から増加させるべき通行量
 - ・現況通行量 = 約 59,200人 :H18 通行量
 - ・増加通行量 = 約 25,400人 →(A) :H24-H18
- H18に回復させるべき通行量
 - ・H23 通行量推計 = 約 46,500人 :H7～H18の傾向による推計値
 - ・減少通行量推計 = 約 12,700人 →(B) :H18-H23 推計値
- 目標増加通行量 = (A)+(B)
 - = 38,100人 ※現況通行量から42.9%アップ

②新規集客数の設定

- 目標増加通行量を確保するために必要な集客数を求める。
 - 施設の整備等によって新規集客数(③の積上げ)が増加し、また、その他の事業により中心市街地全体の通行量が1割(α)増加すると想定する。
 - 来街者一人が平均3箇所の調査地点を通過すると想定する。
 - (式) 目標通行量 = {(H23推計値) + (新規集客数×3)} + (α : 1割)
 - = (46,500 + 10,300×3) + 7,740
 - = 85,140人 84,600 < 85,140
- よって、新規集客数 = 10,300人が必要となる。

③集客数の内訳

○新規集客数を確保するための事業を以下のとおり設定する。

a.山形屋増床整備事業

	商業床面積㎡	㎡当り人数	
○集客数 (根拠)	5,500	× 0.68	= 3,800人
{	・売場面積(既存):	14,600 ㎡(a)	
	・来客数:	10,000 人/日(b)	
	・㎡当り集客数(b/a):	0.68 人/㎡「山形屋原単位」	
	・増床売場面積:	5,500 ㎡	

b.橘通西三丁目地区市街地再開発事業〔(仮称)アートセンター整備〕

○集客数 = (仮称)アートセンター整備構想より = 1,000人
 ※「(仮称)アートセンター利用者数の目標設定」より設定した。

c.宮崎駅西口拠点施設整備事業

○集客数 = 10,000 × 0.34 = 3,400人
 ※商業床は、立地条件等を考慮し「山形屋原単位」の2分の1(0.68×0.5=0.34)の集客力を想定した。

d.橘通東2丁目市街地再開発事業

○集客数 = 5,400 × 0.34 ≒ 1,800人
 ※商業床は、立地条件等を考慮し「山形屋原単位」の2分の1(0.68×0.5=0.34)の集客力を想定した。

e.産業支援事業(カーリーノ誘致企業)

○集客数 = 550 × 0.5 ≒ 300人
 ※新規雇用数はDELLのH19以降の数。
 ※来街率:中心市街地に働く者の実感としての食事や買物等のため中心市街地へ出向く割合を設定した。

合計 10,300人

※その他事業:橘通東3丁目再開発、駐車場共同利用事業、駅前商店街整備事業等

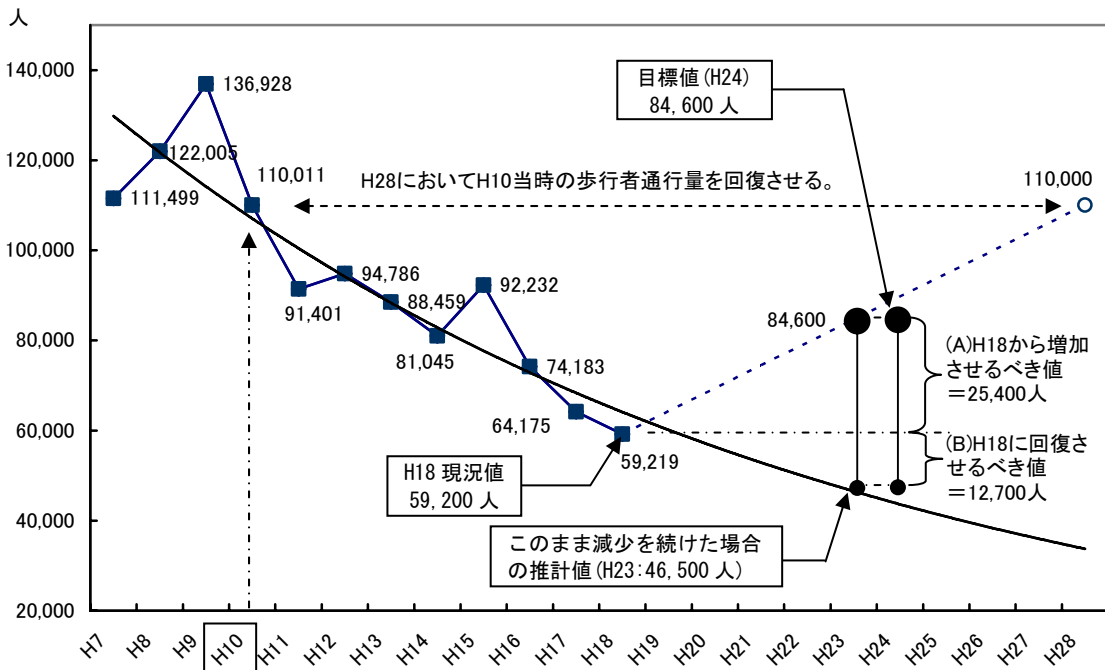
○歩行者通行量の推移

(休日)

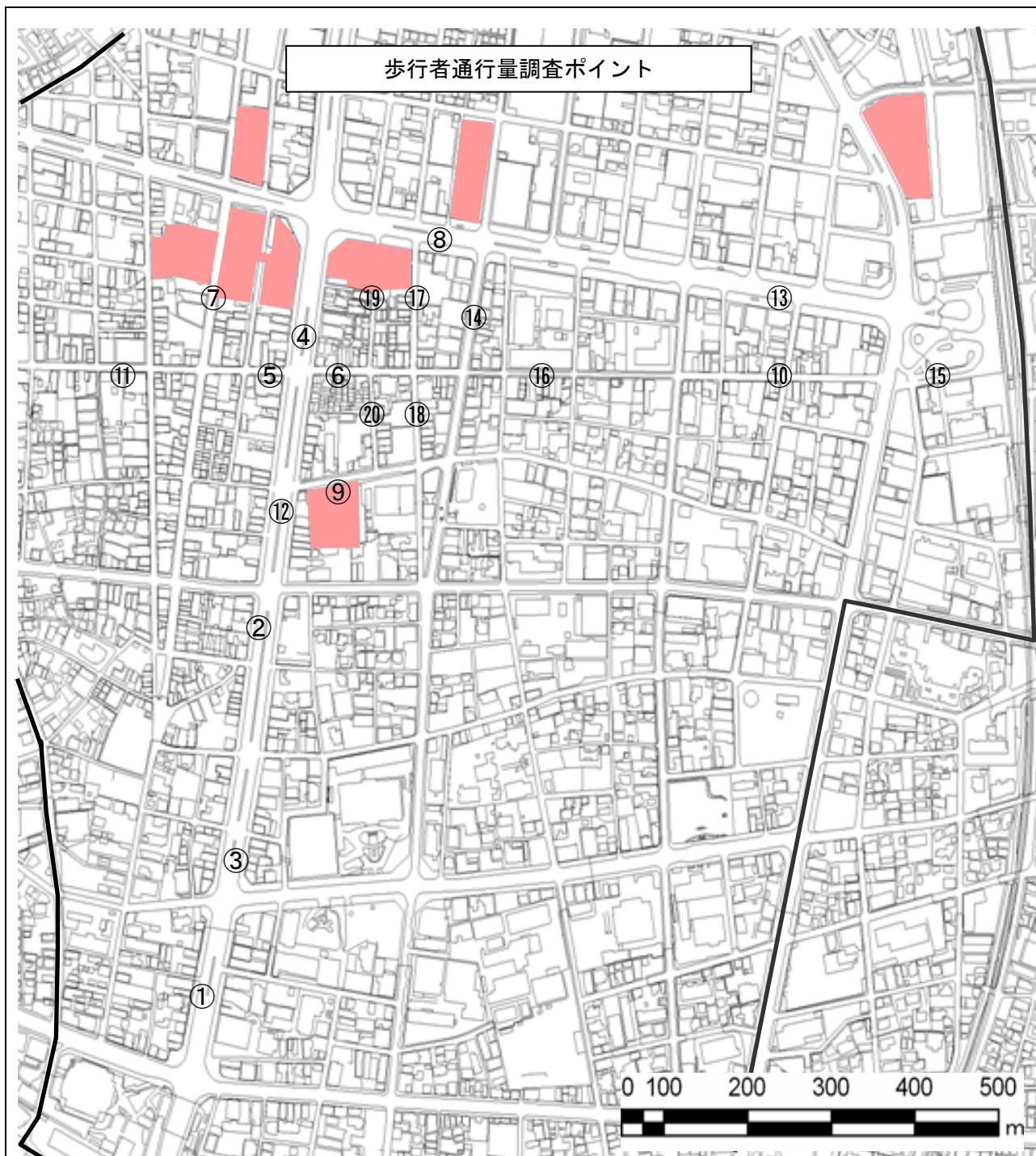
調査地点	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
橋通1丁目(東西)	2,527	2,641	2,595	1,975	1,702	1,516	1,998	2,191	2,583	1,671	1,838	1,303
橋通名店街(東西)	3,953	4,038	5,433	2,670	2,860	2,969	2,438	2,662	2,899	2,385	2,109	2,006
橋通2丁目(東西)	2,833	2,654	3,097	2,501	2,164	1,417	1,464	1,717	1,939	1,619	1,570	1,305
橋通3丁目(東西)	15,204	15,708	16,766	14,458	11,988	11,183	10,483	10,069	11,025	8,725	7,332	7,632
一番街	10,997	14,043	15,732	11,969	10,907	11,093	10,473	11,207	10,808	8,894	7,018	8,174
若草通	10,243	11,198	12,458	10,410	9,564	8,962	8,782	9,108	8,473	6,678	4,886	5,213
中央通	8,495	9,936	10,072	8,956	6,289	6,971	7,375	6,663	6,725	5,839	4,896	4,827
高千穂通(南北)	12,808	15,068	17,486	14,035	12,860	12,781	12,291	5,610	12,449	9,228	8,137	6,066
橋通東3丁目	4,695	3,994	5,924	4,137	1,823	2,315	1,588	2,004	2,458	1,715	2,005	1,236
広島通	3,720	4,648	4,031	3,786	3,371	3,930	3,570	3,808	3,522	3,163	2,885	2,707
高松通	4,056	3,567	5,241	4,610	3,383	3,908	3,590	2,931	3,131	2,985	2,303	2,511
三番街(東西)	5,126	5,208	5,891	4,632	4,090	3,649	3,574	3,699	3,799	3,566	3,456	3,142
高千穂通2丁目	3,125	4,260	3,761	3,977	3,262	4,007	3,466	2,814	3,791	2,681	3,049	2,104
あいあい通(北)	3,078	2,960	4,191	3,787	3,052	3,279	2,857	2,414	2,578	2,288	1,978	1,465
宮崎駅(南)	3,071	3,650	2,890	2,376	2,315	2,297	2,059	2,146	2,170	2,090	2,313	1,903
広島2丁目	4,961	4,767	5,446	4,059	3,633	4,172	3,852	4,014	3,903	3,317	2,967	2,640
ハイカラ通(北)	2,041	2,871	3,222	2,547	1,561	3,100	1,792	1,525	1,527	1,350	1,226	1,148
ハイカラ通(南)	2,159	2,240	2,375	1,503	1,110	1,149	1,080	1,172	1,380	1,106	1,065	809
四季通(北)	4,703	4,260	5,085	3,985	2,913	3,351	3,189	2,946	4,226	2,835	1,666	1,716
四季通(南)	3,704	4,294	5,232	3,638	2,554	2,737	2,538	2,345	2,846	2,048	1,476	1,312
歩行者通行量	111,499	122,005	136,928	110,011	91,401	94,786	88,459	81,045	92,232	74,183	64,175	59,219
		+9.4%	+12.2%	-19.7%	-16.9%	+3.7%	-6.7%	-8.4%	+13.8%	-19.6%	-13.5%	-7.7%

○H10～H18の8年間： -50,792人 -46.2%減 年平均： -6,349人

○通行量の推移と目標値



- H28 の目標通行量 (H10 通行量) : 110,000 人 (H28)
 - ・ H18 通行量 (現況) : 59,200 人 (H18)
 - ・ 増加させる人数 (総数) : 50,800 人 (H28-H18)
 - 79.2% アップ
- H24 の目標通行量 : 84,600 人 (H24)
 - ・ 増加させる人数 (総数) : 25,400 人 (H24-H18)
 - ・ 増加させる人数 (年平均) : 4,200 人/年



地点	名 称	地点	名 称	地点	名 称	地点	名 称
①	橋通 1 丁目 (東西)	⑥	若草通	⑪	高松通	⑯	広島 2 丁目
②	橋通 名店街 (東西)	⑦	中央通	⑫	三番街 (東西)	⑰	ハイカラ通 (北)
③	橋通 2 丁目 (東西)	⑧	高千穂通 (南北)	⑬	高千穂通 2 丁目	⑱	ハイカラ通 (南)
④	橋通 3 丁目 (東西)	⑨	橋通 東 3 丁目	⑭	あいあい通 (北)	⑲	四季通 (北)
⑤	一番街	⑩	広島通	⑮	宮崎駅 (南)	⑳	四季通 (南)

※橋通り、高千穂通りについては通りの両側で測定。(①、③、②、⑫、④、⑧)

夜間人口：「平成 24 年度の時点において、8,025 人に回復させる」

①目標居住人口の設定

○10年後(H28)において平成4年当時の居住者数を回復させることとし、平成 17 年と平成 28 年を結んだ線上にある平成 23 年度の値を、本計画の目標居住者数として設定する。

- ・平成17年時点の値＝ 7,575 人 :国勢調査速報値
- ・10年後(H28)の目標値＝ 8,400 人 :H4 当時の居住者数。
- H24 時点での目標値＝ 8,025 人 :H17 と H28 を結ぶライン上の H23 時点の値。

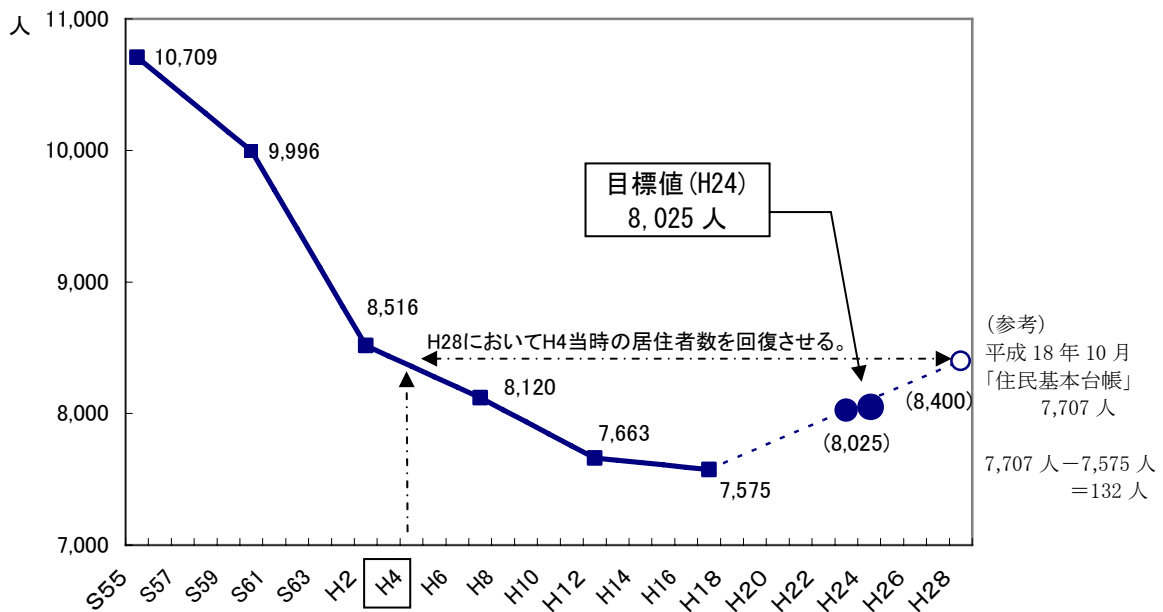
②目標増加居住者数

○目標値から平成 17 年時点の実数を減じた値で、本計画により増加させるべき人数。

●目標増加居住者数＝ H24 － H17
 ＝ 8,025 － 7,575
 ＝ 450 人 ※現況居住人口から 5.9%アップ

居住者数(人)	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H24	H28
	10,709	9,996	8,516	8,120	7,663	7,575	(8,025)	(8,400)

10月1日現在



③目標増加居住者数の内訳

○目標値(H24)を達成するための事業を以下のとおり設定する。

a. 橋通東2丁目市街地再開発事業	64 戸	×	2.5	=	160 人
b. 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業・特定優良賃貸住宅供給促進事業	10 戸	×	1.5	=	15 人
c. 民間のマンション等建設事業	110 戸	×	2.5	=	275 人
合計					450 人

※ 2.5 人 ≒ 「宮崎市一世帯あたりの平均人員(2.44)」
 1.5 人 ≒ 「1～2人が住むと想定」

昼間人口：「平成 24 年度の時点において、平成 18 年度より 900 人を増加させる」

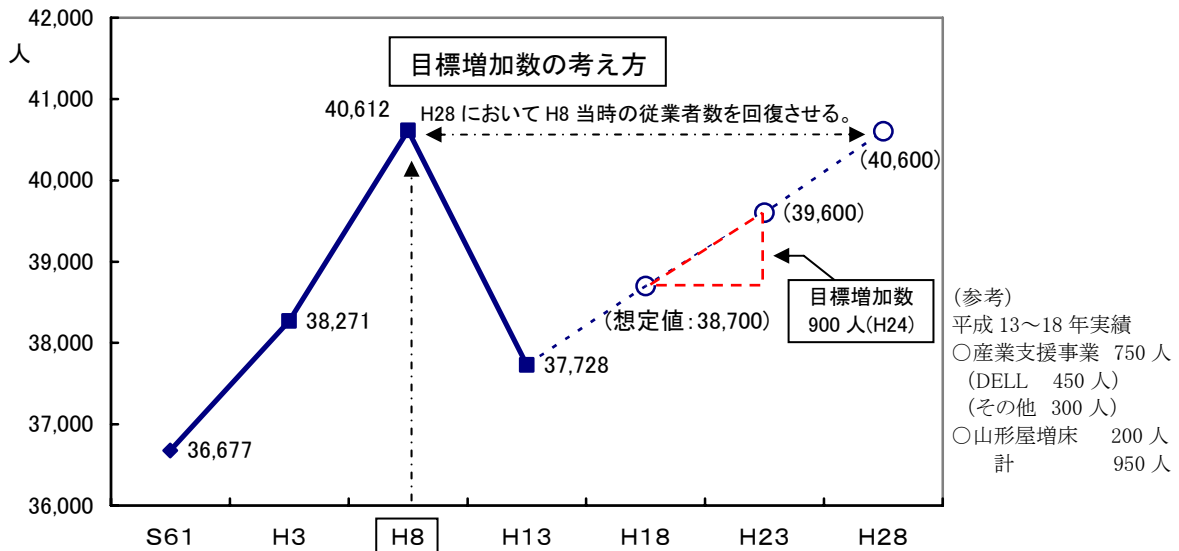
①目標増加従業者数の設定

- 10年後(H28)に平成8年当時の人口を設定し、平成13年と平成28年を結んだ線上にある平成23年度の値を求める。平成18年については同ライン上にあると想定する。
- 平成23年設定値から平成18年想定値を減じた値を本計画により増加させるべき人数として設定する。

- ・10年後(H28)の目標値 = 40,600人 :H8 当時の従業者数。
- ・平成18年時点の想定値 = 38,700人 :H13 とH28 を結ぶライン上のH18 時点の値。
- ・H23 時点の設定値 = 39,600人 :H13 とH28 を結ぶライン上のH23 時点の値。

●目標増加従業者数 = H23 - H18
 = 39,600 - 38,700
 = 900人

従業者数(人)	S61	H3	H8	H13	H18	H23	H28
	36,677	38,271	40,612	37,728	(38,700)	(39,600)	(40,600)



②目標増加従業者数の内訳

○目標増加数を達成するための事業を以下のとおり設定する。

a. 産業支援事業		750人
・DELLによる公表値	H19~H21	(550人)
・その他:企業誘致目標値	H19~H23	(200人)
b. 宮崎駅西口拠点施設整備	H23	120人
・10,570 m ² (敷地面積)×600%(容積率)=63,420 m ² (想定延床面積)、うち10,000 m ² が商業床と想定。		
・宮交シティ(バスターミナル併設)	400人 ÷ 33,119 m ² = 0.0121 人/m ²	
	10,000 m ² × 0.0121 人/m ² = 121人 ≒	(120人)
c. その他事業		30人
・橋通東3丁目地区再開発事業(商業テナント1店:2人、駐車場管理:3人)		(5人)
・橋通西3丁目地区再開発事業(商業テナント:6人、アートセンター:9人)		(15人)
商業テナント:3店×2人、アートセンター:3フロア×3人		
・橋通東2丁目地区再開発事業(商業テナント:4店×2人)		(8人)
・空き店舗対策事業(2店×1人)		(2人)
合計		900人

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(背景)

本市では、昭和21年の戦災復興土地区画整理事業により、都市機能集積のための基盤が整備され現在の中心市街地が形づくられている。

また、昭和59年以降、宮崎SUNテクノポリス開発計画、宮崎学園都市構想、宮崎・日南海岸リゾート構想等が実施され、全国に先駆けた大規模プロジェクトが展開されている。

(課題)

本市の人口は、西暦2010年をピークに減少に転じることが推計^{*1}されており、人口減少社会、超高齢社会、地球環境問題、合併に伴う市域の拡大に対応したまちづくりが必要となっている。

また、これまでの経済性優先のまちづくりから、蓄積した社会資本ストックを活用し、景観や文化を重視した、人優先のまちづくりへと転換を図っていくことが課題である。

^{*1}国立社会保障・人口問題研究所推計 (H15.12)

(市街地の整備改善の方針)

本市は平成10年の「中心市街地活性化基本計画」に加え、中心市街地を「緑の基本計画」に基づく「緑化重点地区」に、また中心市街地及び周辺区域を「移動円滑化基本構想」による「重点整備地区」に位置付け積極的に各種施策を講じている。

新たな「中心市街地活性化基本計画」では、合併による新市の一体性の向上及び『橋通りを中心とした公園化』の理念を具現化するため、文化・芸術によるコミュニティの再生拠点の整備、立体駐車場の整備、安全快適な歩行者ネットワークの形成、公共交通機関の利便性向上、景観に配慮した緑のネットワークの形成等を推進する。

(主要な市街地整備改善事業)

- | |
|--|
| ●橋通西三丁目地区第一種市街地再開発事業（仮称・アートセンター整備事業）／参照 P53
→文化・芸術によるコミュニティの再生拠点づくり |
| ●橋通東三丁目地区第一種市街地再開発事業（立体駐車場整備事業）／参照 P54
→橋通3丁目周辺の駐車場不足を解消し来街者のアクセス性を向上させる |
| ●まちなか景観の向上に資する公共施設整備の推進（道路工作物の美装化、電線類の地中化、緑のネットワーク形成等）／参照 P55, 56, 59, 61
→都市景観の向上による、憩い・潤いの創出、人優先の空間形成 |
| ●安全かつバリアフリーな歩行者ネットワークの整備推進（歩道等の段差・勾配の解消、視覚障害者誘導ブロックの設置等）／参照 P55, 59, 60, 62
→超高齢社会への対応、ユニバーサルな都市空間の形成 |
| ●鉄道・バスの乗り換え、利便性の向上（複合交通センターの整備）／参照 P57, 58, 64
→公共交通機関の利用促進による、地球環境問題及び超高齢社会への対応 |
| ●利便性の高い駐輪場の整備／参照 P57
→自転車利用の促進と放置自転車の解消 |



宮崎山形屋の増床 (H18.9 新館完成)



橋通東三丁目地区第一種市街地再開発事業 (立体駐車場)

橘通3丁目周辺の市街地整備の取組



カーリーノ8階フロア「ガガエイト」



新設道路

[立体都市計画通路 (H16)]
・増床建築物の一体化と回遊性の確保



橘通西三丁目地区第一種市街地再開発事業 (仮称・アートセンター)

コミュニティ再生
拠点創出



四季ふれあいモール (H18.9 完成)

交流広場の創出

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 市街地再開発事業・橋通西3丁目地区</p> <p>●内容 橋通西3丁目地区において、市街地再開発事業により、公共機能と商業機能を併せ持った複合建築物を整備する。 地区面積:約0.3ha 敷地面積:約1,600㎡ 延床面積:約5,400㎡</p> <p>●実施時期 H18年度～H21年度</p>	<p>●橋通西3丁目地区第一種市街地再開発事業個人施行者</p>	<p>①位置付け 多様な主体の社会的、経済的、文化的活動の活発化により活力ある地域経済社会を確立し、合併に伴う新市の市民の交流を図るため、文化・芸術を基調とした魅力ある複合施設を整備する。</p> <p>②必要性 地区内の建物の多くが築後40年程度経過しており、老朽化が進んでいる。また、地区内にあった銀行の本店機能の移転により、建物が十分利用されていない状況であるため、健全な市街地形成のため土地の有効利用が求められている。</p> <p>●フォローアップの時期 H22年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H18年度～H21年度</p>	
<p>●事業名 高次都市施設・地域交流センター・橋通西3丁目(仮称・アートセンター)</p> <p>地域創造支援事業・(仮称)アートセンター</p> <p>●内容 橋通西3丁目地区において、市街地再開発事業の保留床を取得し、公共施設(仮称アートセンター)として整備する。 専有面積:約2,800㎡</p> <p>●実施時期 H19年度～H21年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体の社会的、経済的、文化的活動の活発化により活力ある地域経済社会の確立し、合併に伴う新市の市民の交流を図るため、文化・芸術を基調とした魅力ある複合施設を整備する。</p> <p>②必要性 中心市街地には、現状で多くの都市福利施設が整備されているものの、市民が気軽に立ち寄り芸術・文化に触れることのできる場が少ない状況であるため、「文化・芸術」という新たな魅力を加え、にぎわい創出の拠点を整備するものである。</p> <p>●フォローアップの時期 H22年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H19年度～H21年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 市街地再開発事業・橋通東3丁目地区</p> <p>●内容 中心市街地内の駐車場不足（橋通3丁目周辺地区）を解消し、来街しやすい環境にするため、官民共同による駐車場整備を再開発事業により実施する。 地区面積:約0.3ha 敷地面積:約2,500㎡ 延床面積:約18,000㎡ 駐車台数:約428台</p> <p>●実施時期 H18年度～H20年度</p>	<p>●橋通東三丁目地区第一種市街地再開発事業 施行者会</p>	<p>①位置付け 多様な主体の社会的、経済的、文化的活動の活発化による活力ある地域経済社会の確立、合併に伴う新市の市民の交流の促進、自家用車での中心市街地へのアクセス性向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 宮崎市駐車場整備計画（H17.4）では、当地区を含む橋通西3丁目、中央通り、橋通東3丁目の周辺地区において、将来的に約1,000台の駐車台数が不足すると予測しており、H17宮崎市政100名モニターアンケートで「駐車場が少ない」という意見が多い結果となっている。また（仮称）アートセンター来場者用の駐車場として、さらに、地権者の一人である大型店も、増床によって大店立地法に適合する駐車台数の確保が急務であり、早期に本事業を実施することが必要である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H18年度 ～H20年度</p>	
<p>●事業名 地域生活基盤施設・広場 橘公園噴水広場</p> <p>●内容 交流・休憩スペースの確保及び向上のため、中心市街地内に広場空間を確保改善する。 敷地面積:約2,500㎡</p> <p>●実施時期 H19年度～H20年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 花と緑につつまれた美しい都市空間の創出するために、個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくりの事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の緑化空間の確保や通りにおける交流休憩場所の創出を行う事により、休憩・交流機能を向上させ、中心市街地の魅力を向上を図り、美しく個性ある都市景観の創出を行うために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H19年度 ～H20年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 高質空間形成施設・緑化施設等 上野町通線 橘通老松1号線</p> <p>●内容 道路工作物・付属物の美装化（カラー舗装・ストリートファニチャー等）、道路緑化 延長：304m(上野町通線) 延長：230m(橘通老松1号線)</p> <p>●実施時期 H19年度～H21年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 美しい都市空間の創出をするために、個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくりの事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 街に彩りを与える要素となる部分を充足させ、中心市街地の魅力の向上を図り、美しく個性ある都市景観の創出を行うために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H22年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金（国土交通省）</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H19年度～ H21年度</p>	
<p>●事業名 道路・街路 県庁前通線 上野町通線</p> <p>●内容 道路改築 道路工作物・付属物の美装化、電線類地中化、道路緑化、歩道等のバリアフリー化 延長：177m(県庁前通線) 延長：304m(上野町通線)</p> <p>●実施時期 H18年度～H19年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 美しい都市空間を創出するために、個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくりの事業として位置付けているとともに、歩いて暮らせる生活空間を創出するために、来街者の誰もが安全かつ快適に移動できる歩行空間を確保する事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 災害に強いまちづくりの推進のため、中心市街地の防災機能を向上させるとともに、中心市街地の魅力の向上を図り、美しく個性ある都市景観の創出を行うために必要な事業である。 また、交通バリアフリー法に基づきH15年度に策定した宮崎市移動円滑化基本構想において、中心市街地は重点整備地区として位置付けられており、誰もが移動しやすいバリアフリー化された歩行空間の確保を図るだけでなく、高齢者や障害者の社会参加の促進などに対応するためにも行う事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H20年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金（国土交通省）</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H18年度～ H19年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 道路・道路 川原通線外1線</p> <p>●内容 電線類地中化による 中心市街地の景観向上 全長：約180m</p> <p>●実施時期 H19年度～H21年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 美しい都市空間を創出するために、個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくりの事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 災害に強いまちづくりの推進のため、中心市街地の防災機能を向上するとともに、中心市街地の魅力を向上し、美しく個性ある都市景観の創出を行うために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H22年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H19年度 ～H21年度</p>	
<p>●事業名 高質空間形成施設・ 電線類地下埋設施設 橘通老松1号線</p> <p>●内容 電線類地中化による 中心市街地の景観向上 全長：約230m</p> <p>●実施時期 H18年度～H20年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 美しい都市空間を創出するために、個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくりの事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 災害に強いまちづくりの推進のため、中心市街地の防災機能を向上するとともに、中心市街地の魅力を向上し、美しく個性ある都市景観の創出を行うために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H18年度 ～H20年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 地域生活基盤施設・ 自転車駐車場 宮崎駅西口駐輪場</p> <p>●内容 中心市街地に自転車がアクセスしやすい環境とするため、自転車駐車場の整備を推進する。また、歩行空間における放置自転車を減らすことで歩行者の安全性や景観面の向上につなげる。 駐輪台数 ：100台（宮崎駅西口）</p> <p>●実施時期 H22年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体の社会的、経済的、文化的活動の活発化による活力ある地域経済社会を確立するために、自転車での中心市街地へのアクセス性及び回遊性向上、歩行者の安全性向上、景観の向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の放置自転車禁止区域周辺では、多くの自転車（約1,100台）が放置されており、交通安全のみならず景観面においても問題が顕在化していることから、より一層の駐輪スペース確保が必要である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） （国土交通省）</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H22年度</p>	
<p>●事業名 事業活用調査・宮崎駅西口拠点施設民間資金等活用事業 JR宮崎駅西口公有地</p> <p>●内容 鉄道とバス交通のシームレス化を図り、中心市街地へのアクセス性を向上させるため、宮崎駅西口に複合交通センターを整備する（当該事業では施設整備に向けた民間事業者の選定を実施）。 敷地面積：約10,570㎡</p> <p>●実施時期 H18年度～H19年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な都市機能がコンパクトに集積し歩いて暮らせる生活空間を創出するとともに、合併に伴う市域拡大への対応への観点から、公共交通機関による中心市街地へのアクセス性向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 交通結節点の整備を行うことで公共交通機関の利便性の向上を図り、中心市街地へのアクセス性向上や高齢者等の移動手段を確保する。特に、合併した旧佐土原町・田野町はJR日豊本線沿線にあり、中心市街地へのアクセスの重要な交通結節点として、新市の一体感の醸成のため、早期の整備が必要である。また、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を促すことで、地球環境問題の改善にも資する事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H20年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 （国土交通省）</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H18年度 ～H19年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 高次都市施設 複合交通センター・ (仮称)宮崎駅西口 複合交通センター</p> <p>●内容 民間活力の導入により整備するJR宮崎駅西口の拠点施設の一部にバスセンターを整備し、鉄道・バス・自動車の交通結節機能を高め公共交通の利便性の向上を図る。 バスターミナル ：約1,400㎡</p> <p>●実施時期 H20年度～H23年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な都市機能がコンパクトに集積し歩いて暮らせる生活空間を創出するとともに、合併に伴う市域拡大への対応への観点から、公共交通機関による中心市街地へのアクセス性向上を図る事業として位置付けている。 なお、本事業と関連して、当該拠点施設の整備により、来街者の交流拠点として大幅な魅力向上が図られるように、バスダイヤの改正や、中心市街地で導入を検討する循環バスとの接続によって回遊性を高めるなど、中心市街地の利便性や魅力の再発見につなげるための検討を行う。</p> <p>②必要性 交通結節点の整備を行うことで公共交通機関の利便性の向上を図り、中心市街地へのアクセス性向上や高齢者等の移動手段を確保する。特に、合併した旧佐土原町・田野町はJR日豊本線沿線にあり、中心市街地へのアクセスの重要な交通結節点として、新市の一体感の醸成のため、早期の整備が必要である。また、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を促すことで、地球環境問題の改善にも資する事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 1. 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画) (国土交通省) 2. 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) 1. H20年度 ～H22年度 2. H23年度</p>	
<p>●事業名 高松通線 (高質空間形成施設)</p> <p>●内容 安心・安全な交通環境、快適な走行空間を確保するため車道・路肩の再整備を実施する。 整備計画延長：330m 幅員：8m</p> <p>●実施時期 H24年度～H26年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 歩いて暮らせる生活空間を創出するために、来街者の誰もが安全かつ快適に移動できる歩行空間を確保する事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の歩車共存道路として、自動車とともに歩行者・自転車も安心・安全に利用できる道路空間の確保を図るため必要な整備である。</p> <p>●フォローアップの時期 平成24年度</p>	<p>●措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (宮崎市中心市街地地区)) (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H24年度 ～H26年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 一般県道宮崎港宮崎 停車場線 バリアフリー化事業</p> <p>●内容 改築等（カラー舗 装・街路樹植栽・段 差解消等）</p> <p>位置 宮崎市老松</p> <p>全延長:1,130m</p> <p>●実施時期 H17年度～H20年度</p>	<p>●宮崎県</p>	<p>①位置付け 美しい都市空間を創出するために、個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくりの事業として位置付けているとともに、歩いて暮らせる生活空間を創出するために、来街者の誰もが安全かつ快適に移動できる歩行空間を確保する事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 街に彩りを与える要素となる部分を充足し、中心市街地の魅力を向上し、美しく個性ある都市景観の創出を行うために必要な事業である。 また、交通バリアフリー法に基づきH15年度に策定した宮崎市移動円滑化基本構想において、中心市街地は重点整備地区として位置付けられており、誰もが移動しやすいバリアフリー化された歩行空間の確保を図るだけでなく、高齢者や障害者の社会参加の促進などに対応するためにも行う事業である。</p> <p>● フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●措置の内容 道路事業 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受け る時期) H17年度 ～H20年度</p> <p>中心市街地の 区域にかかる 延長 1,130m</p> <p>計画期間にか かる事業期間 H19年度 ～H20年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 交通安全施設等整備事業（段差改善） 錦町通線</p> <p>●内容 電線類が地中化された錦町通線の歩道の段差を改善することにより、歩道等のバリアフリー化を実施する。 全体計画延長 1,030m （内基本計画区域内延長 L=430m）</p> <p>●実施時期 H22年度～H25年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 歩いて暮らせる生活空間を創出するために、来街者の誰もが安全かつ快適に移動できる歩行空間を確保する事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 交通拠点としての宮崎駅と国道10号を連絡する幹線道路であり、誰もが移動しやすいバリアフリー化された歩行空間の確保を図るだけではなく、高齢者や障害者の社会参加の促進などに対応するためにも行う事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 社会資本整備総合交付金（道路事業（道路）） （国土交通省）</p> <p>●実施時期（措置を受ける時期） H22年度～H25年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 橘通東2丁目地区市街地再開発事業</p> <p>●内容 再開発事業により、居住・商業・公益施設の複合施設を整備する。 地区面積：約0.5ha 敷地面積：約2,900㎡</p> <p>●実施時期 H21年度～</p>	<p>●橘通東2丁目地区市街地再開発準備組合</p>	<p>①位置付け コンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を創出するために、中心市街地の居住推進策の先導的な事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 まちなか居住のモデル的事業として、中心市街地の居住者の増加を図るとともに、商業・公益施設を備えた複合施設として、交流の場を創出するために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 緑のネットワーク形成 二葉街区公園 別府街区公園 栄町街区公園 橋公園 国道10号 橋通り(国道220号)</p> <p>●内容 道路・公園への植栽による中心市街地の景観向上</p> <p>●実施時期 H5年度～</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 花と緑につつまれた美しい都市空間の創出するために、個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくりの事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 彩りを与える要素の充足により、中心市街地の魅力を向上し、美しく個性ある都市景観の創出を行うために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		
<p>●事業名 パブリックアート設置事業</p> <p>●内容 市街地の公共空間へのパブリックアートの設置</p> <p>●実施時期 H18年度～</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間の創出を目指し、個性や魅力にあふれ人が集うまちづくりとして位置付けている。</p> <p>②必要性 市民が親しみをもって接することができ、魅力ある景観を創出する作品設置が望まれている。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 安全かつバリアフリーな歩行者ネットワークの整備推進（歩道等のバリアフリー化） 県庁前通線 恵美須通線 本町通線 上野町通線</p> <p>●内容 歩道等のバリアフリー化 （歩道巻き込み部の段差・勾配の改善、歩道の横断勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの改善、植樹柵蓋の改善）</p> <p>●実施時期 H19年度～H22年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 歩いて暮らせる生活空間を創出するために、来街者の誰もが安全かつ快適に移動できる歩行空間を確保する事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 交通バリアフリー法に基づきH15年度に策定した宮崎市移動円滑化基本構想において、中心市街地は重点整備地区として位置付けられており、誰もが移動しやすいバリアフリー化された歩行空間の確保を図るだけではなく、高齢者や障害者の社会参加の促進などに対応するためにも行う事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>		
<p>●事業名 安全かつバリアフリーな歩行者ネットワークの整備推進 宮崎税務署南西交差点 旭通り交差点 瀬頭西交差点</p> <p>●内容 横断歩道標識の高輝度化、横断歩道表示の高輝度化、音響機能を持った信号機への改善を図る。</p> <p>●実施時期 H19年度</p>	<p>●宮崎県 公安委員会</p>	<p>①位置付け 歩いて暮らせる生活空間を創出するために、来街者の誰もが安全かつ快適に移動できる歩行空間を確保する事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 交通バリアフリー法に基づきH15年度に策定した宮崎市移動円滑化基本構想において、中心市街地は重点整備地区として位置付けられており、誰もが移動しやすいバリアフリー化された歩行空間の確保を図るだけではなく、高齢者や障害者の社会参加の促進などに対応するためにも行う事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H20年度</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 駐車場と目的地間の移動円滑化の推進</p> <p>●内容 本町通線（カーリーノ・郵便局間）に歩道を整備することで、駐車場から目的地までの移動における抵抗感をなくし、既存駐車場の有効利用を図る。 全長：約110m</p> <p>●実施時期 H19年度～H21年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体の社会的、経済的、文化的活動の活発化による活力ある地域経済社会を確立するために、自家用車での中心市街地へのアクセス性向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 歩道整備により、目的地から離れた場所にある既存駐車場の利便性向上を図り、自家用車でのアクセス性を向上させる。また、歩行者の安全性確保やバリアフリー化にも資することで、来街者の増加を図るためにも必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H22年度</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 宮崎駅西口拠点施設整備事業（複合交通センターの整備）</p> <p>●内容 鉄道とバス交通のシームレス化を図り、中心市街地へのアクセス性を向上させるとともに、民間活力を活用し宮崎駅周辺のにぎわい・交流機能を担う拠点として、宮崎駅西口拠点施設を整備する。</p> <p>敷地面積 ：約 10,570 m²</p> <p>●実施時期 H21年度～H23年度</p>	<p>●宮崎商工会議所グループが設立した特別目的会社</p>	<p>①位置付け 多様な都市機能がコンパクトに集積し歩いて暮らせる生活空間を創出するとともに、合併に伴う市域拡大への対応への観点から、公共交通機関による中心市街地へのアクセス性向上を図る事業として位置付けている。 なお、本事業と関連して、当該拠点施設の整備により、来街者の交流拠点として大幅な魅力向上が図られるように、バスダイヤの改正や、中心市街地で導入を検討する循環バスとの接続によって回遊性を高めるなど、中心市街地の利便性や魅力の再発見につなげるための検討を行う。</p> <p>②必要性 交通結節点の整備を行うことで公共交通機関の利便性の向上を図り、中心市街地へのアクセス性向上や高齢者等の移動手段を確保する。特に、合併した旧佐土原町・田野町はJR日豊本線沿線にあり、中心市街地へのアクセスの重要な交通結節点として、新市の一体感の醸成のため、早期の整備が必要である。また、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を促すことで、地球環境問題の改善にも資する事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(背景)

中心市街地区域内には、国、県、市の行政関連施設が集中立地しているほか、市役所に隣接して、宮崎市民プラザ（ホール、ギャラリー、市民活動センター等）がある。

区域に隣接して東側には、宮崎市保健所、宮崎県体育館、宮崎市総合体育館、宮崎市中央公民館、宮崎厚生年金会館、宮崎科学技術館等が立地しており、西側には宮崎県立宮崎病院が隣接している。（参照 P31 「公共公益施設等の立地状況」）

また、デイサービス施設や介護療養型医療施設及びグループホーム施設についても、中心市街地区域内に数多く立地している。

(課題)

現状で多くの都市福利施設が整備されているものの、文化・芸術の拠点としての機能は、中心部から約3km北にある宮崎県立芸術劇場及び宮崎県立美術館、同じく3km南にある宮崎市民文化ホールがその役割を担っており、合併による新市の一体性を高めるためには、新市の市民が交流できる機能をまちなかに確保することが必要であるが、現在の中心市街地区域内には、市民が気軽に立ち寄り芸術・文化に触れることのできる場が少ない状況であり、重要な課題となっている。

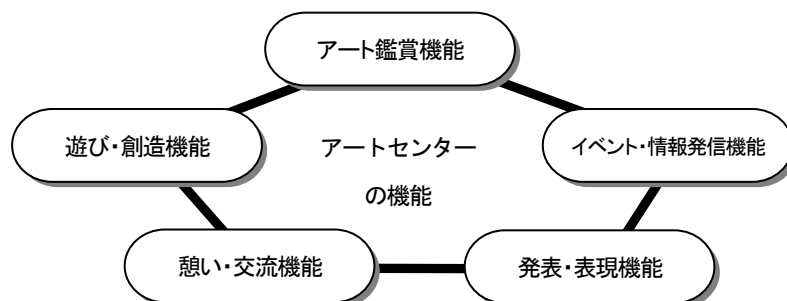
(都市福利施設の整備の方針)

中心市街地活性化基本計画では、『橋通りを中心とした公園化』の理念の下、豊かな人間性の回復をまちなかから発信することがテーマの一つである。

そのため、文化・芸術を通じて心の豊かさを充実させることができ、更には世代を超えたコミュニティ回復の拠点となり得る施設として、(仮称) アートセンターの整備を行うこととしている。

(主要な都市福利施設の整備事業)

- 仮称・アートセンターの整備（橋通西三丁目地区第一種市街地再開発事業）※再掲／参照 P67
→文化・芸術によるコミュニティの再生拠点づくり



- 橋通東2丁目地区市街地再開発事業／参照 P68
→居住・商業・公益施設による複合施設の整備

※参考（仮称）アートセンターについて

1. 経緯

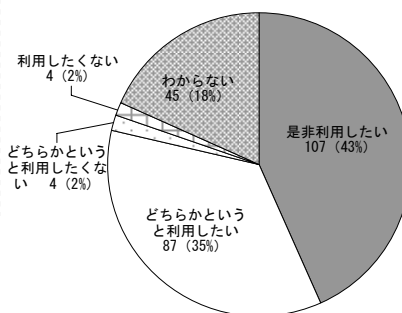
- 平成16年度 当地区の公共施設には「文化芸術によるコミュニティの再生拠点」として「（仮称）アートセンター」がふさわしいと、橘通西3丁目地区公共施設検討委員会（市民11名）の検討報告書が提出される。
- 平成17年度 平成16年度の報告書を受け、「橘通西3丁目地区公共施設整備計画策定委員会」（市民15名）を設置し、「（仮称）アートセンター」の基本的考え方や具備すべき機能、ゾーン構成などについて検討した結果が整備計画書としてとりまとめられる。また、本委員会の検討過程において、市民アンケートを実施し、どのような施設が望まれているのかについて市民意向の把握を行っている。
- 平成18年度 市街地再開発事業の建築計画と並行し、（仮称）アートセンターの基本設計を進めるとともに、管理運営等について検討している。

橘通西3丁目地区公共施設整備計画策定に係るアンケート（H17.12～H18.1）

【総括】

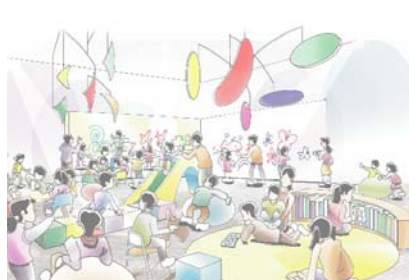
- ・橘通り周辺への集客・にぎわいを促進する施設が望まれている。
- ・多くの市民が気軽に訪れ、交流できる施設、家族で楽しめる施設が望まれている。
- ・様々な教室・講座の開催など、体験や活動ができるプログラムの提供が望まれている。
- ・子どもたちがアートに触れるためには、クラブ活動やものづくり体験が重要と考えられている。

問：文化芸術に関する公共施設が当地区に整備された場合、この施設を利用したいと思いますか。



2. （仮称）アートセンターの概要

橘通西三丁目地区第一種市街地再開発事業（H18.3.1都市計画決定）の保留床を取得し、（仮称）アートセンターとして整備する。約2,800㎡の床に次のような諸室を配置する。



【遊び・創造機能】キッズアート



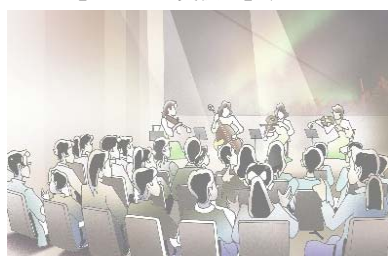
【アート鑑賞機能】展示室



【イベント・情報発信機能】広場



【遊び・創造機能】創作アトリエ



【発表・表現機能】ホール



【憩い・交流機能】
交流サロン、まちなか図書館

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 市街地再開発事業・橋通西3丁目地区 【※再掲】</p> <p>●内容 橋通西3丁目地区において、市街地再開発事業により、公共機能と商業機能を併せ持った複合建築物を整備する。 地区面積:約0.3ha 敷地面積:約1,600㎡ 延床面積:約5,400㎡</p> <p>●実施時期 H18年度～H21年度</p>	<p>●橋通西3丁目地区第一種市街地再開発事業個人施行者</p>	<p>①位置付け 多様な主体の社会的、経済的、文化的活動の活発化により活力ある地域経済社会を確立し、合併に伴う新市の市民の交流を図るため、文化・芸術を基調とした魅力ある複合施設を整備する。</p> <p>②必要性 地区内の建物の多くが築後40年程度経過しており、老朽化が進んでいる。また、地区内にあった銀行の本店機能の移転により、建物が十分利用されていない状況であるため、健全な市街地形成のため土地の有効利用が求められている。</p> <p>●フォローアップの時期 H22年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H18年度～H21年度</p>	
<p>●事業名 高次都市施設・地域交流センター・橋通西3丁目(仮称・アートセンター) 【※再掲】</p> <p>地域創造支援事業・(仮称)アートセンター</p> <p>●内容 橋通西3丁目地区において、市街地再開発事業の保留床を取得し、公共施設(仮称アートセンター)として整備する。 専有面積:約2,800㎡</p> <p>●実施時期 H19年度～H21年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体の社会的、経済的、文化的活動の活発化により活力ある地域経済社会を確立し、合併に伴う新市の市民の交流を図るため、文化・芸術を基調とした魅力ある複合施設を整備する。</p> <p>②必要性 中心市街地には、現状で多くの都市福利施設が整備されているものの、市民が気軽に立ち寄り芸術・文化に触れることのできる場が少ない状況であるため、「文化・芸術」という新たな魅力を加え、にぎわい創出の拠点を整備するものである。</p> <p>●フォローアップの時期 H22年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H19年度～H21年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業該当なし。

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 橋通東2丁目地区市街地再開発事業 【※再掲】</p> <p>●内容 再開発事業により、居住・商業・公益施設の複合施設を整備する。 地区面積:約0.5ha 敷地面積:約2,900㎡</p> <p>●実施時期 H21年度～</p>	<p>●橋通東2丁目地区市街地再開発準備組合</p>	<p>①位置付け コンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を創出するために、中心市街地の居住推進策の先導的な事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 まちなか居住のモデル的事業として、中心市街地の居住者の増加を図るとともに、商業・公益施設を備えた複合施設として、交流の場を創出するために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

(背景)

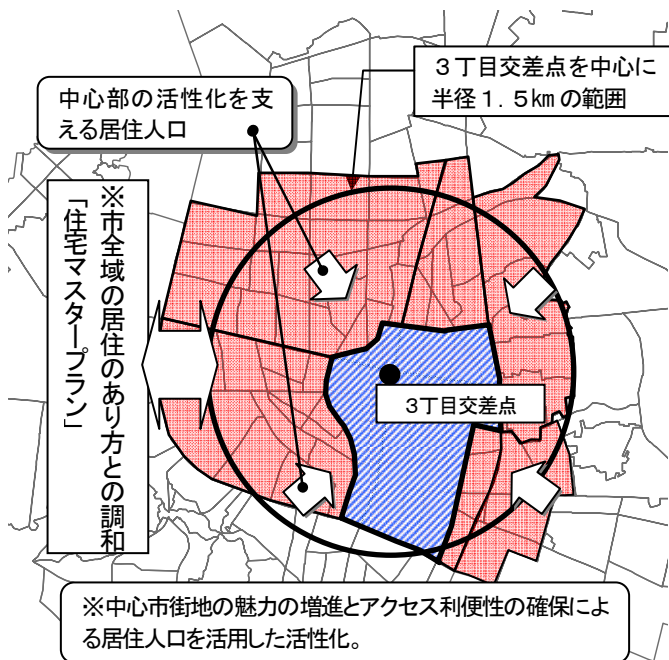
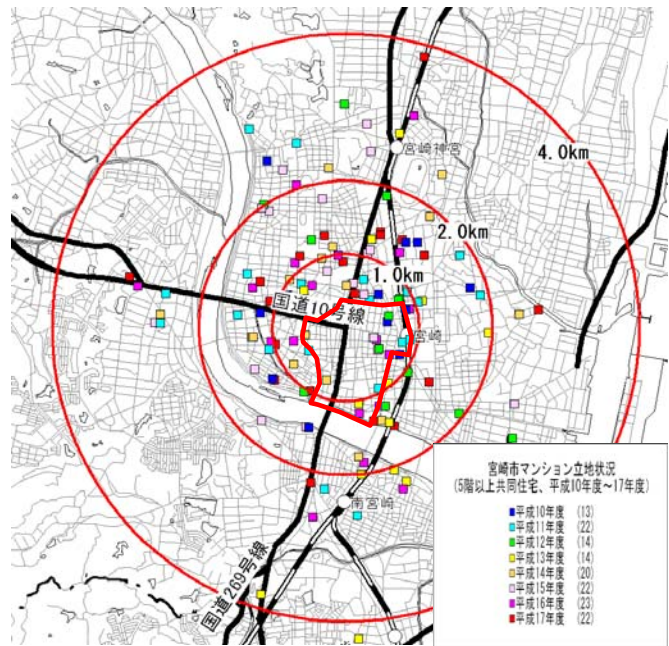
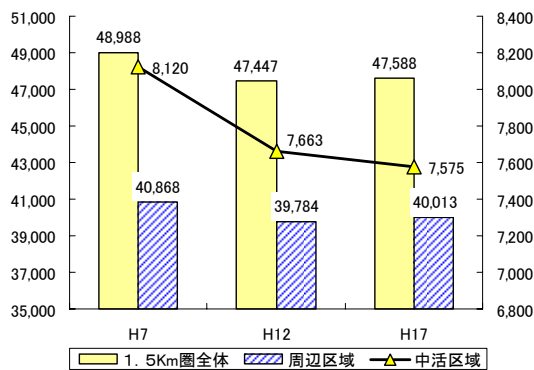
近年、中心市街地地域の周辺部において、民間の分譲マンションが増加しており、中心部から半径1.5kmの区域では、人口も増加に転じている。この都心回帰の状況は、今後も続くものと予想される。

(課題)

しかしながら、中心市街地区域内では、狭小な敷地に対し、容積率が十分に活用されないまま、市街化が進んでいる状況がみられ、子どもや高齢者にとって、必ずしも、良好な居住環境とはなっていない側面も見受けられる。

(まちなか居住の推進の方針)

良好な居住環境の改善を図るため、市街地再開発事業を推進するとともに、高齢者や子育て世帯に対する家賃負担軽減等につながる、優良な賃貸住宅の供給を促進するものとする。



(主要なまちなか居住の事業)

●橋通東2丁目地区再開発事業 ※再掲/参照 P71

→市街地再開発事業により、居住・商業・公益施設の複合施設を整備する。

●高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業、特定優良賃貸住宅供給促進事業、地域優良賃貸住宅供給促進事業 / 参照 P70

→高齢者、子育て世帯等に対する入居者の負担軽減のための家賃助成と、事業主への整備費用に係る一部助成

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし。

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 ・特定優良賃貸住宅供給促進事業 ・地域優良賃貸住宅供給促進事業 <p>●内容</p> <p>高齢者、子育て世帯等に対する入居者の負担軽減のための家賃助成と、事業主に対し、整備費用に係る一部助成を行う。</p> <p>●実施時期</p> <p>H12年度～</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け</p> <p>まちなか居住を推進し、にぎわいを創出させるとともに、歩いて暮らせる生活空間を創出するための事業として位置付けている。</p> <p>②必要性</p> <p>民間活力を利用し、中心市街地内の居住人口増加を図るとともに、高齢者の居住の安定を確保するために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期</p> <p>H21年度</p>	<p>●措置の内容</p> <p>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） （国土交通省）</p> <p>●実施時期</p> <p>（措置を受ける時期） H17年度～</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし。

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 橘通東2丁目地区市街地再開発事業 【※再掲】</p> <p>●内容 再開発事業により、居住・商業・公益施設の複合施設を整備する。 地区面積:約0.5ha 敷地面積:約2,900㎡</p> <p>●実施時期 H21年度～</p>	<p>●橘通東2丁目地区市街地再開発準備組合</p>	<p>①位置付け コンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を創出するために、中心市街地の居住推進策の先導的な事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 まちなか居住のモデル的事業として、中心市街地の居住者の増加を図るとともに、商業・公益施設を備えた複合施設として、交流の場を創出するために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(背景)

平成3年から平成16年までの中心市街地における商業店舗の減少数(246店舗)は、本市全体の減少数(1,064店舗)の約2割に相当する(参照P11「(3)商業」)。

複合的な要因による消費の郊外化傾向は強く、個店や商店街単位のみでの取組では、郊外の大型店等には対抗できない状況にある。

(課題)

消費の多様化への対応が不可欠であり、平成18年9月に増床オープンした宮崎山形屋は、本県初出店のブランドショップなどにより吸引力を強化しており、隣接する大型店や周辺の個店では、ターゲットとなる客層の差別化や個店の魅力化など活性化への相乗効果がみられる。

今後は、この効果を中心市街地全体の活性化につなげていくことが必要であり、若年層やファミリー層等の多様な顧客をまちなかに誘引する取組を強化するなど、中心市街地の特徴をいかした商業機能の強化が課題である。

(商業の活性化の方針)

中心市街地の商業機能は、商品の販売だけでなく情報・文化の発信機能として、また都市の楽しみやにぎわいを創出させる重要な要素である。

『橋通りを中心とした公園化』の理念の下、文化や地域性をいかすとともに、多様な主体が一体となって各種イベント事業等を展開し、市民の愛着を得ながらまちなかの魅力的な商業機能の再生を図っていく。

(主要な商業の活性化事業)

●宮崎駅前商店街整備事業(電線類地中化、カラー舗装、オーニング設置事業等) / 参照P74~78, 87
→平成18年度に実施した老朽化したアーケードの撤去に併せ、電線類地中化やカラー舗装等を施してコミュニティ道路化を図り、併せて各店舗協調によるファサード整備。

●民間駐車場整備事業(カリーノ立体駐車場整備) / 参照P78
→複合的な機能を有する利便性の高い立体駐車場の整備。

●駐車場共同利用システム支援事業 / 参照P79
→商店街のどこにとめても同じ駐車サービスを受けられるシステムを構築・稼働させる。

●空店舗対策事業(空店舗対策事業・空店舗支援事業、ランドオーナー研修事業、橋通りよってンプラザ運営事業、レンタサイクル事業、まちなかプレイパーク事業、ガガイト運営事業等) / 参照P80~83
→市民の交流拠点の創出・運営支援、空き店舗対策としての事業研究費補助、地権者を巻き込んだ活性化研究会・懇談会の開催。

●中心市街地にぎわい事業(中心市街地イベント事業、先進的商店街等活性化事業、みやざき夏の夜祭、光のファンタジー事業、市街地活性化モデル事業、宮崎たまゆら温泉かぐらまつり) / 参照P80, 84, 85, 88
→商店街の枠を越え市民団体やNPOが協力して参加できるイベントの開催支援、先進的なモデル事業を実施する商業団体への支援、宮崎の地域性をいかした祭りなどによる活性化等。

駐車場の利便性の向上

●**駐車場共同利用システム支援**
 官民共同の大型駐車場を核に周辺民間駐車場との面的な共同利用を具体化し、商店街・大型店・駐車場が一体となって中心市街地の魅力を創出。共通の無料駐車券の導入によりサービスを提供。



情報発信の拠点

●**よってんプラザ**
 イベント・観光等に関する様々な情報の発信、車椅子対応トイレ完備



民間駐車場の整備

●**カーリーノ 立体駐車場整備イメージ図(案)**
 平面駐車場を立体化、複合的な機能を付加



回遊性の向上

●**レンタサイクル**
 自転車の貸出し



= 貸出し拠点

地域住民との交流

●**先進的商店街等活性化支援**
 灯台ひるば朝市の開催(毎週末)



親子のふれあい・子育て支援

●**まちなかプレイパーク**
 NPOによる一時預かり・交流



にぎわいの創出

●**光のファンタジー**
 橋通りをイルミネーションで装飾



観光・交流の場の創出

●**みやざき夏の夜祭** ●**宮崎たまゆら温泉かぐらまつり**
 ホテル街を舞台に、観光客をターゲットにしたイベントの開催



商業基盤の整備

●**宮崎駅前商店街整備**
 電線地中化、カラー舗装、街路灯等の整備等



土地建物所有者の参画

●**ランドオーナー研修**
 一番街や若草通りの商店街振興組合でオーナー会が発足、空き店舗の組合賦課金をオーナーが負担するなど協力体制が充実

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項																																																													
<p>●事業名 宮崎駅前商店街整備事業 (街路灯等の整備等)</p> <p>●内容 商店街の電線地中化、カラー舗装等の基盤整備事業に併せて、街路灯等を新設し、イベント(仮称・あみだ市)を実施する。 延長：230m</p> <p>●実施時期 H20年度～</p>	<p>●宮崎駅前商店街振興組合</p>	<p>①位置付け 消費者の多様なニーズに応えることのできる活力ある商店街にするための対策事業で、商店街の付加価値を高めるものとして位置付けている。</p> <p>②必要性 平成18年度に実施したアーケードの撤去に併せ、商店街のカラー舗装、電線地中化、街路灯等の整備等を一体的に行うことで、商店街をリニューアルし、魅力ある都市空間の形成及び中心市街地の回遊性・にぎわいを高めるために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H20年度～</p>	<p>●戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 (経済産業省)</p>																																																													
<p>●当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響(当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該商店街の通行量調査地点(①広島通)における通行量は、休日・平日とも毎年減少している。 ・当該商店街に隣接する宮崎駅前の通行量調査地点(②～④)における通行量も減少傾向にある。 ・当該事業の実施により、宮崎駅前エリアを含む中心市街地の回遊性が高まり、商業活性化に寄与することが期待される。 <p>宮崎市主要商店街の通行量調査(宮崎駅前エリア抜粋) 単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査ポイント</th> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①広島通</td> <td>休日</td> <td>3,522</td> <td>3,163</td> <td>2,885</td> <td>2,707</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>3,767</td> <td>3,959</td> <td>3,577</td> <td>2,997</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②高千穂通2丁目</td> <td>休日</td> <td>3,791</td> <td>2,681</td> <td>3,049</td> <td>2,104</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>4,786</td> <td>3,866</td> <td>4,018</td> <td>3,814</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③宮崎駅(南)</td> <td>休日</td> <td>2,170</td> <td>2,090</td> <td>2,313</td> <td>1,903</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>2,909</td> <td>3,413</td> <td>3,073</td> <td>2,613</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④宮崎駅(北)</td> <td>休日</td> <td>3,161</td> <td>2,939</td> <td>2,453</td> <td>1,146</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>2,075</td> <td>2,064</td> <td>1,269</td> <td>686</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>休日</td> <td>12,644</td> <td>10,873</td> <td>10,700</td> <td>7,860</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>13,537</td> <td>13,302</td> <td>11,937</td> <td>10,110</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料：宮崎市</p>					調査ポイント		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	①広島通	休日	3,522	3,163	2,885	2,707	平日	3,767	3,959	3,577	2,997	②高千穂通2丁目	休日	3,791	2,681	3,049	2,104	平日	4,786	3,866	4,018	3,814	③宮崎駅(南)	休日	2,170	2,090	2,313	1,903	平日	2,909	3,413	3,073	2,613	④宮崎駅(北)	休日	3,161	2,939	2,453	1,146	平日	2,075	2,064	1,269	686	計	休日	12,644	10,873	10,700	7,860	平日	13,537	13,302	11,937	10,110
調査ポイント		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度																																																												
①広島通	休日	3,522	3,163	2,885	2,707																																																												
	平日	3,767	3,959	3,577	2,997																																																												
②高千穂通2丁目	休日	3,791	2,681	3,049	2,104																																																												
	平日	4,786	3,866	4,018	3,814																																																												
③宮崎駅(南)	休日	2,170	2,090	2,313	1,903																																																												
	平日	2,909	3,413	3,073	2,613																																																												
④宮崎駅(北)	休日	3,161	2,939	2,453	1,146																																																												
	平日	2,075	2,064	1,269	686																																																												
計	休日	12,644	10,873	10,700	7,860																																																												
	平日	13,537	13,302	11,937	10,110																																																												

●個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結びついているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

- ・当該商店街においては、自主的な「まちづくり計画」を推進するため、商業者、地権者、地域住民、行政等と共に検討を重ねている。現在、老朽化したアーケードの撤去が終了し、魅力ある商店街の実現に向け活動している。(歩行者に配慮した環境整備により、来街者が増え、にぎわいの創出が期待される。)
- ・当該事業を含む駅前商店街の取組は、先駆的な活性化の取組として、本市の中心市街地への波及的な効果が期待される。特に「共同的な取組」については、隣接する団体と一体となった取組を推進するとともに、地元住民や大学生との協働によるまちづくりに鋭意取り組んでいる。

「個々の取組」

- ・空き店舗を、地域住民の交流拠点（フリースペース「ふーが」）として開放している。
- ・宮崎駅前商店街整備事業の一環として、個店がオーニングテントを設置し、商店街の統一感に配慮した取組を予定している。

「共同的な取組」

- ・宮崎駅前活性化連合会の設立（駅周辺の面的な活性化を目指し、「宮崎駅前商店街振興組合」、「JR宮崎フレスタ商店会」、「ギャゼットマーケットプレイス」の3団体が一体となって協力）
- ・商店街の再生（老朽化したアーケードを撤去し、新たな商店街の再生を目指している。)
- ・地元大学生との協働の取組（イベント、地域通貨「ちやが」の発行、情報誌の発行等）
- ・地元住民との協働の取組（市民事業「まちななかフラワーパーク」における植栽活動）

●当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

- ・平成16年度以降、空き店舗数が増加し、平成18年度には、約20%が空き店舗となっている。
- ・当該事業を含む基盤整備事業により、改善が期待される。

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
宮崎駅前商店街 空き店舗率	18.2% (8/44)	9.1% (4/44)	13.6% (6/44)	20.5% (9/44)

資料：宮崎商工会議所

●文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

- ・当該事業は、宮崎駅前商店街の基盤整備の一環として実施する事業であり、先駆的な取組をバックアップするため、市の実施する事業（電線地中化、カラー舗装等）と連動させて実施する。

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 宮崎駅西口拠点施設整備事業（コンベンション整備運営事業）</p> <p>●内容 商工会議所、商業施設、コミュニティ施設からなる複合商業施設に、会議スペースを設置し、各種団体や一般市民への貸出、会議等の誘致を行うことで、来街者を増やし、商業活性化・中心市街地活性化を図る。</p> <p>●実施時期 H23年度</p>	<p>●宮崎商工会議所</p>	<p>①位置付け 宮崎駅前にふさわしい都市機能の導入を目指すとともに、地域の利便性向上やにぎわいづくりに資する施設の整備として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地へのアクセスの重要な交通結節点にコンベンション施設を整備することで、利用者の利便性や中心市街地内の回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H23年度</p>	<p>●戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金（経済産業省）</p>

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 宮崎駅前商店街整備事業 （街路灯等の整備等） 【※再掲】</p> <p>●内容 商店街に街路灯等を新設し、イベント（仮称・あみだ市）を実施する。 延長：230m</p> <p>●実施時期 H20年度～</p>	<p>●宮崎駅前商店街振興組合</p>	<p>①位置付け 消費者の多様なニーズに応えることのできる活力ある商店街にするための対策事業で、商店街の付加価値を高めるものとして位置付けている。</p> <p>②必要性 商店街のカラー舗装、電線地中化、街路灯等の整備等を一体的に行うことで、商店街をリニューアルし、中心市街地のにぎわいを高めるために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●措置の内容 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金（経済産業省）</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H20年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 宮崎駅西口拠点施設整備事業（コンベンション整備運営事業） 【※再掲】</p> <p>●内容 商工会議所、商業施設、コミュニティ施設からなる複合商業施設に、会議スペースを設置し、各種団体や一般市民への貸出、会議等の誘致を行うことで、来街者を増やし、商業活性化・中心市街地活性化を図る。</p> <p>●実施時期 H23年度</p>	<p>●宮崎商工会議所</p>	<p>①位置付け 宮崎駅前にふさわしい都市機能の導入を目指すとともに、地域の利便性向上やにぎわいづくりに資する施設の整備として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地へのアクセスの重要な交通結節点にコンベンション施設を整備することで、利用者の利便性や中心市街地内の回遊性の向上を図るために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 戦略的中心市街地商業等活性化事業費補助金 (経済産業省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H23年度</p>	
<p>●事業名 高質空間形成施設・電線類地下埋設施設 橘通老松1号線 (宮崎駅前通り) 【※再掲】</p> <p>●内容 電線類地中化による中心市街地の景観向上 延長：230m</p> <p>●実施時期 H18年度～H20年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 美しい都市空間を創出するために、個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくりの事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 災害に強いまちづくりの推進のため、中心市街地の防災機能を向上するとともに、中心市街地の魅力を向上し、美しく個性ある都市景観の創出を行うために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H18年度 ～H20年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 高質空間形成施設・緑化施設等 橘通老松1号線 (宮崎駅前通り) 【※再掲】</p> <p>●内容 道路工作物・付属物の美装化(カラー舗装・ストリートファニチャー等)、道路緑化 全長:230m</p> <p>●実施時期 H19年度～H21年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 美しい都市空間の創出をするために、個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくりの事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 街に彩りを与える要素となる部分を充足し、中心市街地の魅力を向上し、美しく個性ある都市景観の創出を行うために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H22年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H19年度～ H21年度</p>	
<p>●事業名 民間駐車場整備事業 (カーリーノ立体駐車場整備)</p> <p>●内容 現在の平面駐車場を立体化し、子育て支援機能や来街者への便宜提供機能など複合的な機能を有する利便性の高い駐車場として整備する。 敷地面積:約5,400㎡ 駐車台数:約500台</p> <p>●実施時期 H22年度～</p>	<p>●株式会社CFC</p>	<p>①位置付け 消費者の多様なニーズに応えることのできる活力ある中心市街地にするための対策事業で、駐車場不足を解消するための整備として位置付けている。</p> <p>②必要性 単なる立体駐車場としてではなく、そこに複合的な機能を有することも計画しているため、中心市街地の魅力・利便性を高める事業として必要である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 (経済産業省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H22年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 駐車場共同利用システム支援事業</p> <p>●内容 消費者がどこにとめても同じ駐車サービスを受けられるシステムを構築・稼働させる。 駐車台数:約2,800台</p> <p>●実施時期 H17年度～</p>	<p>●宮崎商工会議所</p> <p>●D o まんなかモール委員会</p>	<p>①位置付け 消費者の多様なニーズに応えることのできる活力ある商店街にするための対策事業で、消費者、商業者、駐車場経営者の3者の利便性を高めるシステムとして位置付けている。</p> <p>②必要性 駐車場の共同利用を進めることで、中心市街地を一つのモールとしてとらえることで郊外大型店の無料駐車場に対抗でき、中心市街地への来易さを高めるために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 1. 中心市街地活性化ソフト事業(総務省) 2. 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金(経済産業省) (措置対象:宮崎商工会議所)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) 1. H19年度 2. H22年度～</p>	
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業「ITを活用した情報提供事業」</p> <p>●内容 中心市街地に関する情報をHP上で発信していく。</p> <p>●実施時期 H18年度～</p>	<p>●1. 宮崎商工会議所(宮崎TMO)</p> <p>●2. D o まんなかモール委員会</p>	<p>①位置付け 多様な主体による社会・経済的活動により、活力ある地域経済社会を確立するために、中心市街地の魅力・機能・利便性を高める事業の情報発信のツールとして位置付けている。</p> <p>②必要性 多様な消費者に対し中心市街地の情報を伝えるのに最もポピュラーで効果的な方法であり、今後ますますの利用が見込まれるため必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) 1. H18年度～H22年度 2. H19年度～H21年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業「中心市街地イベント事業」</p> <p>●内容 商店街の垣根を越え、一つのショッピングモールとして一体的にイベントを行っていく。</p> <p>●実施時期 H19年度～</p>	<p>●D o まんなかモール委員会</p>	<p>①位置付け 多様な主体による社会・文化的活動により、活力ある地域経済社会を確立するために、中心市街地の交流人口を高めるにぎわい事業の広域的な取組のイベントとして位置付けている。</p> <p>②必要性 多様な消費者を満足させるためには、多様な商業者の集まりをもって事業を行うことが効率・効果的であり、その先進事例として必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容</p> <p>1. 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）（国土交通省）</p> <p>2. 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）</p> <p>●実施時期（措置を受ける時期）</p> <p>1. H19年度～H22年度</p> <p>2. H23年度～H24年度</p>	
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業 1. 「空店舗対策事業」 2. 「空店舗支援事業」</p> <p>●内容 中心市街地に点在する空店舗へ出店する事業者に対し、一部事業研究費として補助を行う。</p> <p>●実施時期 H18年度～H27年度</p>	<p>●1. 宮崎商工会議所（宮崎TMO） H22年度まで</p> <p>2. 宮崎市 H23年度から</p>	<p>①位置付け 消費者の多様なニーズに応えることのできる活力ある商店街にするための対策事業で、その商店街において最も必要なテナントミックスを形成する支援として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の商業は、商店数・年間商品販売額など年々減少が続いている。また、就業者についても減少が続いており、中心市街地におけるにぎわいを回復するためには、市民を中心市街地へ引きつける魅力的な店舗が必要である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●措置の内容</p> <p>1. 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）（国土交通省）</p> <p>2. 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）</p> <p>●実施時期（措置を受ける時期）</p> <p>1. H18年度～H22年度</p> <p>2. H23年度～H27年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業「ランドオーナー研修事業」</p> <p>●内容 商業基盤整備事業や家賃について商業者や地権者等のコンセンサス形成を図るために研修会や懇談会等を開催する。</p> <p>●実施時期 H19年度～H22年度</p>	<p>●宮崎商工会議所(宮崎TMO)</p>	<p>①位置付け 消費者の多様なニーズに応えることのできる活力ある商店街にするための対策事業で、さまざまな立場の人達で魅力的な商店街を形成するための研修事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 懇談会や研修会を通して商業者や地権者等の意識改革・協力体制の充実を図ることで、自らが主体となる事業を推進していく。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金(国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H19年度～H21年度</p>	
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業「橋通りよってンプラザ運営事業」</p> <p>●内容 中心市街地内の空店舗を活用し、中心市街地の各店舗の場所、取扱商品、駐車場、イベント等の情報を提供し、来街者の利便性を向上させる。</p> <p>●実施時期 H18年度～</p>	<p>●宮崎市</p> <p>○委託先 D o まんなかモール委員会</p>	<p>①位置付け 消費者の多様なニーズに応えることのできる活力ある商店街にするための対策事業で、情報の収集・提供を一体的に行う施設として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の情報を一元管理していき、来街者の利便性を向上させるのに必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 1. 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)(国土交通省) 2. 中心市街地活性化ソフト事業(総務省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) 1. H18年度～H22年度 2. H24年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業「レンタサイクル事業」</p> <p>●内容 来街者に対して、市街地での回遊性・利便性の向上を図るため、自転車の貸出サービスを行う。</p> <p>●実施時期 H18年度～</p>	<p>●1. 宮崎市 H23年度まで</p> <p>○委託先 NPO法人宮崎文化本舗</p> <p>●2. NPO法人宮崎文化本舗他 H24年度から</p>	<p>①位置付け 消費者の多様なニーズに応えることのできる活力ある商店街にするための対策事業で、自動車や電車などの交通手段で来た消費者の利便性の向上を図るための支援策として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地に自動車や電車で来た消費者に自転車をレンタルすることで、中心市街地における行動範囲が広がり、回遊性の向上を図っていくために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H18年度～H20年度</p>	
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業「まちななかプレイパーク事業」</p> <p>●内容 子どもの一時預かりや子供向け親子向けのイベントを実施することで、交流や情報交換の場としていく。</p> <p>●実施時期 H18年度～</p>	<p>●宮崎市</p> <p>○委託先 NPO法人みやざき子ども文化センター</p> <p>○委託先 NPO法人ドロップインセンター H23年度まで</p>	<p>①位置付け 消費者の多様なニーズに応えることのできる活力ある商店街にするための対策事業で、親子連れの消費者が買い物をしやすいように子どもの一時預かりや子供の向けのイベントをする場として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地に来た親子連れなどの消費者が子どもを預けたり、親同士、子同士の交流の場として活用できるため、中心市街地の利便性を高めるために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 1. まちづくり交付金 (国土交通省) 2. 中心市街地活性化ソフト事業 (総務省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) 1. H18年度～H21年度 2. H22年度～H23年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業「ガガエイト運営事業」</p> <p>●内容 中心市街地にコミュニティスペースを確保し、来街者に憩いの空間やまちなかイベント等を開催することができる空間の提供を行う。</p> <p>●実施時期 H18年度～H23年度</p>	<p>●宮崎商工会議所 (宮崎TMO)</p>	<p>①位置付け 消費者の多様なニーズに応えることのできる活力ある商店街にするための対策事業で、消費者がいつでも来て気軽に相談ができる場として位置付けている。</p> <p>②必要性 消費者が気軽に相談できる場を中心市街地に設けることで、買い物場としてだけでなく、コミュニティの場としても利便性を高めるために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画) (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H18年度 ～H22年度</p>	
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業「まちの保健室事業」</p> <p>●内容 中心市街地に来た消費者が健康や育児、DVについての相談をできる場の提供を行う。</p> <p>●実施時期 H18年度～H21年度</p>	<p>●宮崎市 ○委託先 宮崎県看護協会</p>	<p>①位置付け 消費者の多様なニーズに応えることのできる活力ある商店街にするための対策事業で、消費者がいつでも来て気軽に相談ができる場として位置付けている。</p> <p>②必要性 消費者が気軽に相談できる場を中心市街地に設けることで、買い物場としてだけでなく、コミュニティの場としても利便性を高めるために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H18年度 ～H20年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 先進的商店街等活性化支援事業</p> <p>●内容 先進的なモデル事業を実施する商業団体に対し、選考委員会を通じ採択を行い、支援する。</p> <p>●実施時期 H18年度～</p>	<p>●各商店街等</p>	<p>①位置付け 多様な主体による社会・文化的活動により、活力ある地域経済社会を確立するために、中心市街地の交流人口を高めるにぎわい事業のモデル的なイベントとして位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の魅力を高めるため、商業者自らが考え実施したいモデル性の高い事業を支援していくことで、その活動を周辺商店街に波及させていくためにも必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H19年度～H24年度</p>	
<p>●事業名 みやざき夏の夜祭</p> <p>●内容 花火の打ち上げやステージイベント等</p> <p>●実施時期 S58年度～H20年度</p>	<p>●みやざき夏の夜祭実行委員会</p>	<p>①位置付け 中心市街地への集客を図り、にぎわいを回復するための事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の魅力を高めるためのイベントを行い、中心市街地の来街者を増やすために必要な事業。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H19年度～H20年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 光のファンタジー事業</p> <p>●内容 商店街の夜の景観を向上させるため、中心市街地をイルミネーションで彩る。</p> <p>●実施時期 H10年度～</p>	<p>●宮崎市商店街振興組合連合会</p> <p>●ニシタチまちづくり協同組合</p>	<p>①位置付け 多様な主体による文化的活動により、活力ある地域経済社会を確立するために、中心市街地の交流人口を高めるにぎわい事業の補助的な取組として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の風物詩として、市民に認知されている事業であり、中心市街地のにぎわいの創出を補助する事業として必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H19年度～H24年度</p>	
<p>●事業名 市街地活性化モデル事業 （ふるさと物産館「海幸・山幸」）</p> <p>●内容 県内3市町村の産品を販売し、PRするとともに空スペースを利用してイベントを開催する。</p> <p>●実施時期 H12年度～</p>	<p>●ふるさと物産館「海幸・山幸」運営協議会</p>	<p>①位置付け 多様な主体による経済的活動により、活力ある地域経済社会を確立するために、中心市街地の交流人口を高めるにぎわい事業の3市町村の情報発信の場として位置付けている。</p> <p>②必要性 地元商店街と3市町村が協力して地場産品のPRやイベント開催をすることで、集客力をアップし、回遊性を高めるために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H19年度～H24年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 市民活動拠点支援事業 (NPOオフィス支援事業)</p> <p>●内容 中活エリアにおいて、NPOが事務所を借り上げる際の家賃を補助する。</p> <p>●実施時期 H17年度～H21年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体の経済的活動により、活力ある地域経済社会の確立のため、様々な人が集い、また多世代交流が具現化できる有効的手段の一つと位置付ける。</p> <p>②必要性 市内NPO法人の半数以上が事務所を持っていない。また、約7割の団体がこの制度に賛同している。</p> <p>●フォローアップの時期 H22年度</p>	<p>●措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業(総務省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H19年度～H21年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業該当なし。

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 宮崎駅前商店街整備事業（オーニング設置）</p> <p>●内容 商店街にオーニングテントを設置することで通りの統一感を出す。</p> <p>●実施時期 H19年度</p>	<p>●宮崎駅前商店街振興組合</p>	<p>①位置付け 消費者の多様なニーズに応えることのできる活力ある商店街にするための対策事業で、商店街のイメージアップ事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 商店街の統一感、イメージアップを図るモデル的な事業であり、また、商店街の結束を高める為に必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H20年度</p>	<p>●措置の内容 宮崎県地域商業づくり総合支援事業費補助金</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H19年度</p>	
<p>●事業名 産業誘致育成事業</p> <p>●内容 企業立地奨励金交付事業等を活用し、中心市街地に新たな産業の誘致を行う。</p> <p>●実施時期 H19年度～</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体による社会・経済的活動により、活力ある地域経済社会を確立するために、中心市街地の魅力・機能・利便性を高める事業の魅力ある企業を増やす施策として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地に新たな企業を誘致することは、雇用の場が広がることにより昼間人口の増加につながるため必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 宮崎たまゆら温泉かぐらまつり</p> <p>●内容 神楽公演、灯りのオブジェの展示等</p> <p>●実施時期 H13年度～</p>	<p>●宮崎たまゆら温泉祭実行委員会</p>	<p>①位置付け 中心市街地への集客を図り、にぎわいを回復するための事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の魅力を高めるためのイベントを行い、中心市街地の来街者を増やすために必要な事業。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		
<p>●事業名 まちかどギャラリー開催事業</p> <p>●内容 宮崎市が所有する美術作品を、中心市街地の商業店舗や事務所のショウウィンドウに展示する。</p> <p>●実施時期 H18年度～</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体による文化的活動により、活力ある地域社会を確立するために、市民活動・文化活動を通じた多世代交流によるにぎわいを創出し楽しむまちづくりとして位置付ける。</p> <p>②必要性 都市空間における文化的気風が高まり、郷土の作家の支援や顕彰ができるとともに、市民が気軽に芸術作品に親しむ心が醸成される環境の実現のために必要な事業。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 公共交通機関の利便性の増進に関するもの

(背景) 本市の幹線道路の整備進展や車の利便性向上に伴い、中心市街地への依存度が低下しており、歩行者通行量の減少に歯止めがかからない状況である (※参照 P16 「(5) 交通」)。

(課題) 車社会への現実的な対応と環境負荷の小さな交通体系への転換が課題である。

(公共交通機関の利便性の増進の方針) 複合交通センターの整備 (バスダイヤの改正検討を含む) によるバスと鉄道の交通結節機能の強化、利便性の高い循環バスの導入検討などにより、世代を問わず、郊外住宅団地はもとより合併旧町域など市内のどこからでも中心市街地に行くことがより容易になるよう、また、合併に伴う市域の拡大に伴う課題 (新市住民の交流) に対応できるよう、公共交通機関の利便性の増進を図る。また、『橋通りを中心とした公園化』の基本理念の下、橋通りの新たな活用に向けた社会実験を行うことにより、過度な車依存社会からの脱却を企図する。

(2) その他の一体的に推進する事業に関するもの

本市では、「九州一の景観都市」「九州一のボランティア都市」づくりを推進しており、『橋通りを中心とした公園化』の基本理念の下、まちなか緑化やそのルールづくり、交流の活性化策としての各種イベント事業等について、積極的な市民協働により実施していくこととする。

(主要な公共交通機関の利便性の増進に関する事業)

●鉄道・バスの乗り換え、利便性の向上 (宮崎駅西口拠点整備事業) ※再掲/参照 P93, 94, 101 →鉄道、バス交通のシームレス化を図る複合交通センターの整備。
●橋通り公園化の社会実験 (基礎調査、既存ストックの有効活用社会実験) /参照 P95 →道路空間という社会資本ストックの活用及び交通への影響等についての検証。
●駐車場と目的地間の移動円滑化対策の推進/参照 P102 →既存駐車場の有効活用を図る横断歩道等の設置の可能性調査。
●循環バスの社会実験/参照 P94 →中心市街地の回遊性を向上させる循環バス導入に向けた検討、社会実験の実施。
●交通需要マネジメント施策の推進/参照 P102 →公共交通機関の活性化対策として、車から公共交通機関への利用の転換をPR。

(その他、一体的に推進する事業)

●景観モデル地区デザインづくり事業/参照 P97 ●中心市街地緑化事業/参照 P96
●市民によるまちなか緑化の推進/参照 P103 ●ごみのぼい捨て・路上喫煙対策事業/参照 P110 →橋通りを中心とした公園化を促進する良好な景観づくりのルール化、緑化支援、公共マナーの向上
●中心市街地にぎわい事業 (みやざき国際ストリート音楽祭開催事業、まつりえれこっちゃみやざき、フェニックスリーグ開幕祭、ジャイアンツプラザ運営等) /参照 P96~99, 104~106 →宮崎の地域性をいかしたイベント等の実施支援等。
●まちづくり専門家派遣事業/参照 P110 ●まちなか起業家養成塾/参照 P108
●協働まちづくり活動支援/参照 P107 ●協働コーディネーターの育成/参照 P107
●市民文化創造人材育成事業/参照 P108 ●市民活動拠点支援事業 ※再掲/参照 P100 →市民参加・市民協働に関する人材育成、活動支援等。
●パブリックアート設置事業 ※再掲/参照 P109 ●まちかどギャラリー開催事業 ※再掲/参照 P109 →市街地の公共空間やショーウィンドウを利用したアートの展示。

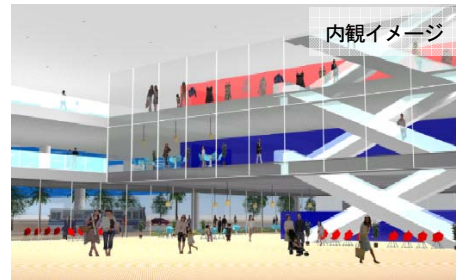
公共交通機関の利便性の増進

鉄道・バスの乗換え利便性の向上

○宮崎駅西口拠点施設整備事業 (複合交通センターの整備)

交通結節機能の強化(快適・便利な交通結節施設)

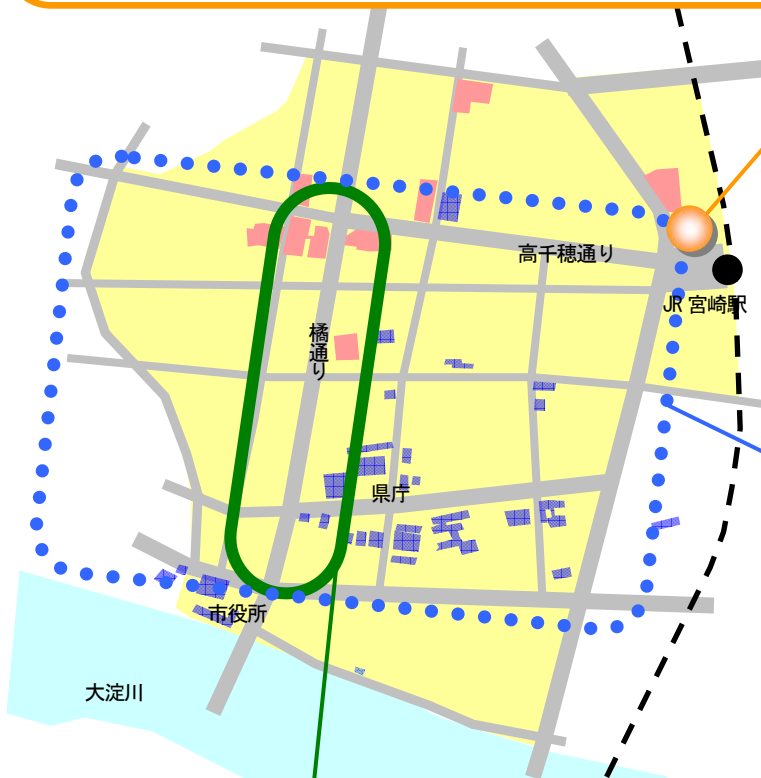
現在分散しているバスの発着機能を集約しJR宮崎駅に近接化することにより、来街者や観光客にわかりやすく便利な交通結節施設とするとともに、民間活力を活用し宮崎駅周辺のにぎわい・交流機能を担う拠点を形成することにより中心市街地の回遊性の向上を図る。(次頁参照)



内観イメージ



外観イメージ



回遊性の向上



○循環バスの社会実験

中心市街地の回遊性を向上させる循環バス導入に向けた検討、社会実験の実施

既存ストックを活用した中心市街地の再生



○橋通り公園化の社会実験

中心市街地のにぎわい再生のため、道路空間という既存の社会資本ストックの有効活用策を社会実験により検証する。



1. 施設のコンセプト

「宮崎の陸の玄関口：にぎわい、快適、憩いの交流拠点」

1) 宮崎の「顔」となる施設

少子化・高齢化社会の到来、市町村合併等地方分権の進展など社会のシステムが大きく変化するなか、これからの地方都市では地域の主体的な取組による個性的な地域経営が求められている時代である。これに対応し宮崎が存在感のある地域であるためには、宮崎の持つ特性を最大限にいかし「宮崎らしさ」をアピールし続ける必要がある。このため、本施設では宮崎の陸の玄関口として「交通の拠点」ならびに宮崎の「顔」となる施設づくりを目指す。

2) にぎわい・交流拠点となる施設

空洞化・活力低下などの課題が見受けられる宮崎市の中心市街地において、宮崎駅前商店街をはじめとする周辺の商業施設や高千穂通り・老松通りに集積する業務施設・専門学校等と有機的に結びつくことにより、JR 宮崎駅前の「にぎわい」を創出するとともに、橘通3丁目周辺に集積する商業施設と連携して「いつも歩いて楽しめるまち」を形成し、中心市街地全体の活力強化に資する施設づくりを目指す。

3) 快適・便利な交通結節施設

現在の駅前広場と駅前営業所に分散しているバスの発着機能を集約し、鉄道駅とバス乗降所との近接化により乗り換えの利便性の向上を図るとともに、駐車施設等の併設により交通結節機能を強化し、公共交通機関の利用促進に資する施設づくりを目指す。

4) 安心・憩いのまちなか環境の形成

本市の都市景観軸の一つ、『にぎわい景観を象徴する「市街地景観軸」』でありシンボルロードでもある高千穂通りの起点部に位置する本施設では、駅前広場と一体となった景観空間としての整備が求められる。このため、本施設では緑化施設やオープンスペースを積極的に取り入れ、また夜間の景観にも配慮した潤いのあるまちなか環境の形成を目指す。

2. 考えられる機能

施設のコンセプトを実現するため、宮崎駅西口地区の立地特性をいかし、交通機能(バスターミナル、駐車場)を中心に付加機能(広場機能、行政サービス提供機能、商業・業務機能等)を地区周辺の既存施設等と機能補完しながら形成する。これにより中心市街地東北部の拠点を強化し、更に橘通三丁目地区等と連携することで中心市街地全体の活性化に寄与する。

その他の一体的に推進する事業

宮崎の地域性をいかしたイベント等の実施支援

みやざき国際ストリート音楽祭



まつり えれこっちやみやざき



秋の商工観光まつり



(宮崎神宮大祭)

橋通りを中心とした公園化を促進する良好な景観づくり



ごみのぼい捨て・
路上喫煙対策事業



中心市街地緑化事業



市民によるまちなか緑化の推進



パブリックアート設置事業



楠並木コリドー



みやざき納涼花火大会

市民参加・市民協働に関する人材育成、活動支援



まちなか起業家養成塾



まちづくり専門家派遣事業

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 事業活用調査・宮崎駅西口拠点施設民間資金等活用事業 JR 宮崎駅西口公有地 【※再掲】</p> <p>●内容 鉄道とバス交通のシームレス化を図り、中心市街地へのアクセス性を向上させるため、宮崎駅西口に複合交通センターを整備する（当該事業では施設整備に向けた民間事業者の選定を実施）。 敷地面積：約10,570㎡</p> <p>●実施時期 H18年度～H19年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な都市機能がコンパクトに集積し歩いて暮らせる生活空間を創出するとともに、合併に伴う市域拡大への対応への観点から、公共交通機関による中心市街地へのアクセス性向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 交通結節点の整備を行うことで公共交通機関の利便性向上を図り、中心市街地へのアクセス性向上や高齢者等の移動手段を確保する。特に、合併した旧佐土原町・田野町は JR 日豊本線沿線にあり、中心市街地へのアクセスの重要な交通結節点として、新市の一体感の醸成のため、早期の整備が必要である。また、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を促すことで、地球環境問題の改善にも資する事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H20年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金（国土交通省）</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H18年度 ～19年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 高次都市施設 複合交通センター・ (仮称) 宮崎駅西口 複合交通センター 【※再掲】</p> <p>●内容 民間活力の導入により整備するJR宮崎駅西口の拠点施設の一部にバスセンターを整備し、鉄道・バス・自動車の交通結節機能を高め公共交通の利便性の向上を図る。 バスターミナル ：約1,400㎡</p> <p>●実施時期 H20年度～H23年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な都市機能がコンパクトに集積し歩いて暮らせる生活空間を創出するとともに、合併に伴う市域拡大への対応への観点から、公共交通機関による中心市街地へのアクセス性向上を図る事業として位置付けている。 なお、本事業と関連して、当該拠点施設の整備により、来街者の交流拠点として大幅な魅力向上が図られるように、バスダイヤの改正や、中心市街地で導入を検討する循環バスとの接続によって回遊性を高めるなど、中心市街地の利便性や魅力の再発見につなげるための検討を行う。</p> <p>②必要性 交通結節点の整備を行うことで公共交通機関の利便性の向上を図り、中心市街地へのアクセス性向上や高齢者等の移動手段を確保する。特に、合併した旧佐土原町・田野町はJR日豊本線沿線にあり、中心市街地へのアクセスの重要な交通結節点として、新市の一体感の醸成のため、早期の整備が必要である。また、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を促すことで、地球環境問題の改善にも資する事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 1. 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画) (国土交通省) 2. 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) 1. H20年度 ～H22年度 2. H23年度</p>	
<p>●事業名 循環バスの社会実験</p> <p>●内容 中心市街地内の回遊性を向上させるための循環バス導入に向けた検討、社会実験を実施する。</p> <p>●実施時期 H22年度～H23年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な都市機能がコンパクトに集積し歩いて暮らせる生活空間を創出するために、中心市街地内の回遊性向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地内の回遊性向上を図り、にぎわい回復と活性化につなげるのみならず、公共交通機関の利用を促す意味でも必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画) (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H22年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 事業活用調査「社会実験実施に向けた基礎調査」</p> <p>●内容 道路空間という既存の社会資本ストックを、中心市街地のにぎわいづくりのため、また地域コミュニティの再生の場としてどのように活用できるかを検証する。 また、次年度における「橋通り公園化の社会実験」のスケジュール案を作成する。</p> <p>●実施時期 H19年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 花と緑につつまれた美しい都市空間の創出、多様な主体による活力ある地域経済社会の確立、歩いて暮らせる生活空間の創出のために、中心市街地のにぎわいづくりと地域コミュニティの再生に向けた事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 道路空間という既存の社会資本ストックを、中心市街地のにぎわいづくりや地域コミュニティの再生の場としてどのように活用できるかを検証するとともに、公共交通機関の利用促進や自転車など環境負荷の低い交通手段への転換を図る新しい仕組みへの変革を図るためにも、当該事業により、それらの効果を測定し関係者の合意形成を進めることが必要である。</p> <p>●フォローアップの時期 H20年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H19年度</p>	
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業「既存ストックの有効活用社会実験」</p> <p>●内容 道路空間という既存の社会資本ストックを、中心市街地のにぎわいづくりのため、また地域コミュニティの再生の場としてどのように活用できるかを検証する。</p> <p>●実施時期 H20年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 花と緑につつまれた美しい都市空間の創出、多様な主体による活力ある地域経済社会の確立、歩いて暮らせる生活空間の創出のために、中心市街地のにぎわいづくりと地域コミュニティの再生に向けた事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 道路空間という既存の社会資本ストックを、中心市街地のにぎわいづくりや地域コミュニティの再生の場としてどのように活用できるかを検証するとともに、公共交通機関の利用促進や自転車など環境負荷の低い交通手段への転換を図る新しい仕組みへの変革を図るためにも、当該事業により、それらの効果を測定し関係者の合意形成を進めることが必要である。</p> <p>●フォローアップの時期 H22年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H20年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業「みやざき国際ストリート音楽祭開催事業」</p> <p>●内容 中心市街地のにぎわい創出を図るため、本県のメインストリートである橋通り（国道 220 号）を歩行者天国にして、音楽祭を開催する。</p> <p>●実施時期 H18 年度～</p>	<p>●みやざき国際ストリート音楽祭実行委員会</p>	<p>①位置付け 多様な主体による文化的活動により、活力ある地域経済社会を確立するために、中心市街地の交流人口を高めるにぎわい事業の核的なイベントとして位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地が多種多様な人々の共有体験の場であるという認識を確立し、中心市街地への来街者の増加を図るとともに、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりを実現させるために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21 年度</p>	<p>●措置の内容 1. 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）（国土交通省） 2. 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）</p> <p>●実施時期（措置を受ける時期） 1. H19 年度～H22 年度 2. H23 年度～H24 年度</p>	
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業「中心市街地緑化事業」</p> <p>●内容 市民ボランティア等による歩道空間等への植栽活動「まちなかフラワーパーク」の定期的開催により、中心市街地の景観向上を図る。</p> <p>●実施時期 H18 年度～</p>	<p>●1. 宮崎市 H23 年度まで</p> <p>○活動団体 みやざきフラワーロードネットワーク</p> <p>●2. みやざきフラワーロードネットワーク H24 年度から</p>	<p>①位置付け 花と緑につつまれた美しい都市空間の創出するために、個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくりの事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 緑地不足の解消と彩りを与える要素の充足により、中心市街地の魅力を向上し、美しく個性ある都市景観の創出を行うために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21 年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金（国土交通省）</p> <p>●実施時期（措置を受ける時期） H18 年度～H21 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 事業活用調査「景観モデル地区デザインづくり事業」</p> <p>●内容 中心市街地の景観形成を効果的に向上させるため、地域住民や関係者との協働により、将来の景観イメージを設定するとともに、イメージの実現に向けたルールづくりを行う。</p> <p>●実施時期 H19年度～H23年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 花と緑につつまれた美しい都市空間を創出するために、個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくりの事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 統一感のある景観形成に向けたルールづくりを行う事により、中心市街地の魅力を向上し、美しく個性ある都市景観の創出を行うために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>	<p>●措置の内容 まちづくり交付金 (国土交通省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H20年度～H21年度</p>	
<p>●事業名 まつりえれこっちゃんみやざき</p> <p>●内容 本県のメインストリートである橋通り(国道220号)や県庁楠並木通りを会場としたダンスコンテストや各種イベントの開催</p> <p>●実施時期 H14年度～</p>	<p>●まつりえれこっちゃんみやざき振興会</p>	<p>①位置付け 中心市街地への集客を図り、にぎわいを回復するための事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の魅力を高めるためのイベントを行い、中心市街地の来街者を増やすために必要な事業。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業(総務省)</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H19年度～H24年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 秋の商工観光まつり</p> <p>●内容 本県のメインストリートである橋通り（国道 220 号）を歩行者天国にした、古代行列や郷土芸能の披露等</p> <p>●実施時期 S28 年度～</p>	<p>●宮崎商工会議所</p>	<p>①位置付け 中心市街地への集客を図り、にぎわいを回復するための事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の魅力を高めるためのイベントを行い、中心市街地の来街者を増やすために必要な事業。</p> <p>●フォローアップの時期 H21 年度</p>	<p>●措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H19 年度～H24 年度</p>	
<p>●事業名 新成人応援イベント「20 祭 in Miyazaki」</p> <p>●内容 中心市街地で組織する D o まんなかモール委員会に委託して、新成人応援イベントの企画・立案・運営を行う。</p> <p>●実施時期 H14 年度～</p>	<p>●宮崎市</p> <p>○委託先 D o まんなかモール委員会</p>	<p>①位置付け 多様な主体による文化的活動により、活力ある地域経済社会を確立するために、中心市街地の交流人口を高めるにぎわい事業のメモリアル的なイベントとして位置付けている。</p> <p>②必要性 人生における一つの節目を中心市街地で祝う事で、消費者にとって中心市街地が大切な場であることの認識を確立すること及び行政の協働によるまちづくりを実現させるために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21 年度</p>	<p>●措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H19 年度～H24 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 みやざき市民活動フェスティバル</p> <p>●内容 市民に対し、市民活動団体の活動内容や関連するイベント等を開催し、市民活動に対する認識を深めてもらう。</p> <p>●実施時期 H12年度～H21年度</p>	<p>●宮崎市</p> <p>○委託先 NPO法人NPOみやざき</p>	<p>①位置付け 多様な主体による市民活動により、活力ある地域経済社会を確立するため、多世代交流によるにぎわいを創出するための有効的手段の一つとして位置付けている。</p> <p>②必要性 九州一のボランティア都市実現に向けた取組により、市民活動に対する認識は高まっている。また、市民活動推進基本方針にも基づいている。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H19年度～H21年度</p>	
<p>●事業名 地域とNPOとの架け橋事業</p> <p>●内容 地域活動の事例発表や市民活動団体の活動発表、紹介、体験コーナーなどのイベントを開催する。</p> <p>●実施時期 H22年度～</p>	<p>●宮崎市</p> <p>○委託先 NPO法人NPOみやざき</p>	<p>①位置付け 活力のある住みよいまちづくりの実現のため、地域活動と市民活動の交流を図る事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 住民主体のまちづくりを推進し、地域活動や市民活動に対する市民の認識を深める効果がある。</p> <p>●フォローアップの時期 H24年度</p>	<p>●措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H24年度</p>	
<p>●事業名 ゴルフマンス観光イベントキャンペーン</p> <p>●内容 本市において開催されるプロゴルフトーナメントの開催に併せた、まちなかにおけるチャリティオークション等のステージイベント</p> <p>●実施時期 H16年度～</p>	<p>●みやざきゴルフマンス実行委員会</p>	<p>①位置付け 中心市街地への集客を図り、にぎわいを回復するための事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の魅力を高めるための情報発信を行い、中心市街地の来街者を増やすために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>	<p>●措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）</p> <p>●実施時期 （措置を受ける時期） H19年度～H24年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 市民活動拠点支援事業 (NPOオフィス支援事業) 【※再掲】</p> <p>●内容 中活エリアにおいて、NPOが事務所を借り上げる際の家賃を補助する。</p> <p>●実施時期 H17年度～H21年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体の経済的活動により、活力ある地域経済社会の確立のため、様々な人が集い、また多世代交流が具現化できる有効的手段の一つと位置付ける。</p> <p>②必要性 市内NPO法人の半数以上が事務所を持っていない。また、約7割の団体がこの制度に賛同している。</p> <p>●フォローアップの時期 H22年度</p>	<p>●措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）</p> <p>●実施時期 (措置を受ける時期) H19年度～H21年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業該当なし。

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 宮崎駅西口拠点施設整備事業（複合交通センターの整備） 【※再掲】</p> <p>●内容 鉄道とバス交通のシームレス化を図り、中心市街地へのアクセス性を向上させるとともに、民間活力を活用し宮崎駅周辺のにぎわい・交流機能を担う拠点として、宮崎駅西口拠点施設を整備する。</p> <p>敷地面積： 約 10,570 m²</p> <p>●実施時期 H21 年度～H23 年度</p>	<p>●宮崎商工会議所グループが設立した特別目的会社</p>	<p>①位置付け 多様な都市機能がコンパクトに集積し歩いて暮らせる生活空間を創出するとともに、合併に伴う市域拡大への対応への観点から、公共交通機関による中心市街地へのアクセス性向上を図る事業として位置付けている。 なお、本事業と関連して、当該拠点施設の整備により、来街者の交流拠点として大幅な魅力向上が図られるように、バスダイヤの改正や、中心市街地で導入を検討する循環バスとの接続によって回遊性を高めるなど、中心市街地の利便性や魅力の再発見につなげるための検討を行う。</p> <p>②必要性 交通結節点の整備を行うことで公共交通機関の利便性の向上を図り、中心市街地へのアクセス性向上や高齢者等の移動手段を確保する。特に、合併した旧佐土原町・田野町は JR 日豊本線沿線にあり、中心市街地へのアクセスの重要な交通結節点として、新市の一体感の醸成のため、早期の整備が必要である。また、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を促すことで、地球環境問題の改善にも資する事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23 年度</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 駐車場と目的地間の移動円滑化対策の推進（横断歩道設置検討のための交通シミュレーション）</p> <p>●内容 中心市街地内の回遊性向上や既存駐車場の有効活用を図るため、高千穂通り（橋通東3・4丁目）における横断歩道設置の可能性について調査する。</p> <p>●実施時期 H22年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体の社会的、経済的、文化的活動の活発化による活力ある地域経済社会を確立するために、自家用車による中心市街地へのアクセス性向上及び中心市街地内の回遊性向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 当該地区における横断歩道の設置により、既存駐車場の有効活用や中心市街地内の回遊性向上が期待されるが、設置に当たっては交通処理上の問題も考えられるため、その事前調査として必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H23年度</p>		
<p>●事業名 交通需要マネジメント施策の推進</p> <p>●内容 公共交通機関の活性化を図り中心市街地へのアクセス性を向上させるため、中心市街地内の企業等に対して、パークアンドバスライド・パークアンドライト等の推進やノーマイカーデーの実施拡大、時差出勤・フレックスタイムの導入推進をPRしていく。</p> <p>●実施時期 H19年度～H23年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な都市機能がコンパクトに集積し歩いて暮らせる生活空間を創出するために、公共交通機関の活性化を図る事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 自家用車利用から公共交通機関利用への転換を促すことで公共交通を活性化させ、中心市街地へのアクセス性向上や高齢者等の移動手段確保を図る。また、地球環境問題の改善にも資する事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 既存駐車場（公用、専用、月極）の有効活用</p> <p>●内容 中心市街地への自家用車によるアクセス性を高めるため、中心市街地エリア内における公用駐車場の休日開放や、専用駐車場・月極駐車場の有効活用を図るための実施案を作成し、官庁、民間企業等にPRを行う。</p> <p>●実施時期 H19年度～H23年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体の社会的、経済的、文化的活動の活発化による活力ある地域経済社会を確立するために、自家用車による中心市街地へのアクセス性向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 宮崎市駐車場整備計画（H17.4）では、橘通西3丁目、中央通り、橘通東3丁目の周辺で、将来的に約1,000台の駐車台数が不足すると予測している。また、H17 宮崎市政100名モニターアンケートで「駐車場が少ない」という意見が多いことから中心市街地内での駐車場確保が求められており、当該事業はこれらの課題解決のための有効な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		
<p>●事業名 市民によるまちなか緑化の推進（民有地の緑化の推進）</p> <p>●内容 民有空間の緑化による中心市街地の景観向上</p> <p>●実施時期 H19年度～</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 花と緑にまつまれた美しい都市空間の創出するために、個性や魅力にあふれ人が住まい・集うまちづくりの事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 緑地不足の解消と彩りを与える要素の充足により、中心市街地の魅力を向上し、美しく個性ある都市景観の創出を行うために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 みやざき納涼花火大会</p> <p>●内容 約5000発の花火打ち上げ</p> <p>●実施時期 S24年度～</p>	<p>●宮崎商工会議所、みやざき納涼花火大会実行委員会</p>	<p>①位置付け 中心市街地への集客を図り、にぎわいを回復するための事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の魅力を高めるためのイベントを行い、中心市街地の来街者を増やすために必要な事業。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		
<p>●事業名 みやざきフェニックス・リーグスペシャルイベント</p> <p>●内容 プロ野球ファーム秋季教育リーグの開催に併せて、まちなかでイベントを実施する。</p> <p>●実施時期 H18年度～</p>	<p>●みやざきフェニックス・リーグ支援実行委員会</p>	<p>①位置付け 中心市街地への集客を図り、にぎわいを回復するための事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の魅力を高めるためのイベントを行い、中心市街地の来街者を増やすために必要な事業。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 楠並木コリドール</p> <p>●内容 県民に親しまれている県庁前の楠並木通りを、県民が憩い、交流し、文化に親しむ場として育てていくため、まちかどの野外音楽祭を開催</p> <p>●実施時期 S61年度～H22年度</p>	<p>●楠並木コリドール実行委員会</p>	<p>①位置付け 多様な主体による文化的活動により、活力ある地域経済社会を確立するために、中心市街地の交流人口を高めるにぎわい事業の緑化空間をいかしたイベントとして位置付けている。</p> <p>②必要性 市民に親しまれている楠並木を利用したイベントを開催することで、中心市街地と緑という新しい魅力を市民が気づき、協働でまちづくりを実現させるために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		
<p>●事業名 市観光案内所運営(駅)</p> <p>●内容 観光客及び来街者への案内業務</p> <p>●実施時期 S33年度～</p>	<p>●(社)宮崎市観光協会</p>	<p>①位置付け 中心市街地への集客を図り、にぎわいを回復するための事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 観光客等の利便性の向上と観光情報の発信などの案内業務を行い、中心市街地の来街者を増やすために必要な事業。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 ジャイアンツプラザ運営</p> <p>●内容 ジャイアンツタウン構想の一環として若草通にてグッズ販売・軽食の提供を行う。</p> <p>●実施時期 H14年度～H23年度</p>	<p>●（社） 宮崎市観光協会</p>	<p>①位置付け 中心市街地への集客を図り、にぎわいを回復するための事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の魅力を高めるための情報発信を行い、中心市街地の来街者を増やすために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		
<p>●事業名 「スポーツプラザ 宮崎 JERSEY」運営</p> <p>●内容 宮崎駅西口拠点施設「KITEN」内において、スポーツグッズ等の販売を行う。</p> <p>●実施時期 H23年度～</p>	<p>●（社） 宮崎市観光協会</p>	<p>①位置付け 中心市街地への集客を図り、にぎわいを回復するための事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の魅力を高めるための情報発信を行い、中心市街地の来街者を増やすために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H24年度</p>		
<p>●事業名 中心市街地パンフレット作成（観光客誘致宣伝物作成事業）</p> <p>●内容 観光客等を対象とした情報発信と受入サービスの向上を図るためのパンフレットの作成</p> <p>●実施時期 H11年度～</p>	<p>●（社） 宮崎市観光協会</p>	<p>①位置付け 中心市街地への集客を図り、にぎわいを回復するための事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 中心市街地の魅力を高めるための情報発信を行い、中心市街地の来街者を増やすために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		

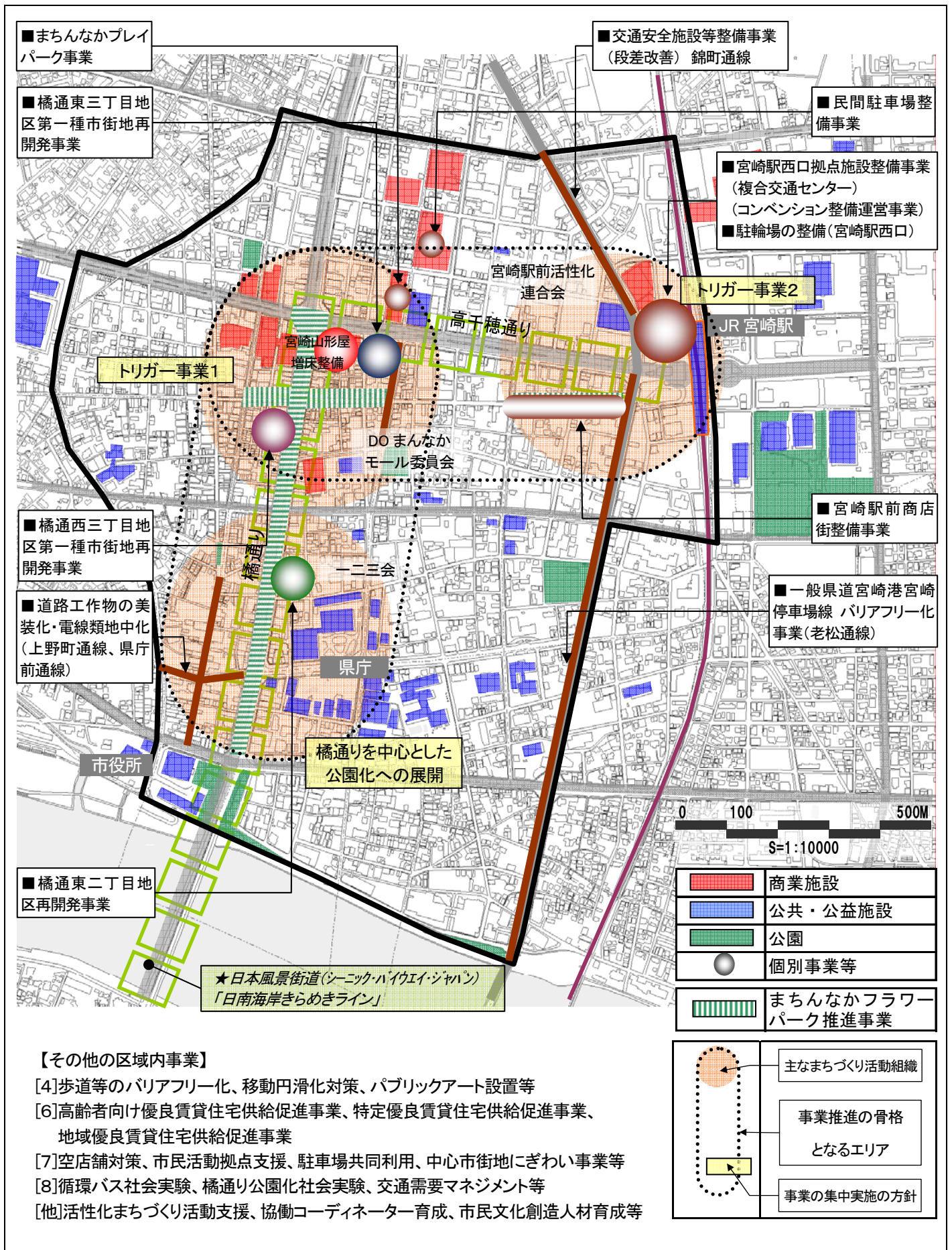
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 協働まちづくり活動支援 (市民活動支援補助金)</p> <p>●内容 市民活動支援補助制度の一つとして、中心市街地の活性化に効果的な事業を行う団体に補助を行う。</p> <p>●実施時期 H18年度～H20年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体による市民活動により、活力ある地域経済社会を確立するため、多世代交流によるにぎわいを創出するための有効的手段の一つとして位置付けている。</p> <p>②必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決と行政機能の限界 ・中心市街地の活性化が喫緊の課題 ・市民自らがまちづくりに参画する体制を整えることが重要 <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		
<p>●事業名 協働コーディネーターの育成</p> <p>●内容 協働(地域)コーディネーター研修の開催</p> <p>●実施時期 H18年度～</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体の地域活動により、活力ある地域経済社会の確立のため、多世代交流によるにぎわいを創出するための中心的手段として位置付けている。</p> <p>②必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決と行政機能の限界 ・市民自らがまちづくりに参画する体制を整えることが重要 ・行政に頼らず、市民の手で問題を解決する意識の改革が必要 <p>●フォローアップの時期 H20年度</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 まちなか起業家養成塾</p> <p>●内容 団塊世代等に対するコミュニティビジネス関連講座。修了生が企画案を具現化する。</p> <p>●実施時期 H18年度～H19年度</p>	<p>●NPO 法人宮崎文化本舗</p>	<p>①位置付け 多様な主体による経済活動により、活力ある地域経済社会を確立するため、様々な人が満足できる空間づくりのための有効的手段の一つとして位置付けている。</p> <p>②必要性 ・退職後の団塊世代活用がこれからの課題 ・中心市街地の活性化が喫緊の課題 ・地域課題解決の方策としてのコミュニティビジネスの推進</p> <p>●フォローアップの時期 H20年度</p>		
<p>●事業名 市民文化創造人材育成事業</p> <p>●内容 複合的な文化イベントやプロジェクトをプロデュースし、一般市民とアーティストをつなぐコーディネーターの育成、支援を行う。</p> <p>●実施時期 H19年度～H21年度</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体による文化的活動により、活力ある地域社会を確立するために、市民活動・文化活動を通じた多世代交流によるにぎわいを創出し楽しむまちづくりとして位置付けている。</p> <p>②必要性 市民活動も芸術の各ジャンルにおいては、経験やノウハウをもった人材がいるがジャンルを超えたプロジェクトやイベントをコーディネートしていく人材が育っていないために、当該人材育成事業は必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 パブリックアート設置事業</p> <p>【※再掲】</p> <p>●内容 市街地の公共空間へのパブリックアートの設置</p> <p>●実施時期 H18年度～</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間の創出を目指し、個性や魅力にあふれ人が集う街づくりとして位置付けている。</p> <p>②必要性 市民が親しみをもって接することができ、魅力ある景観を創出する作品設置が望まれている。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		
<p>●事業名 まちかどギャラリー開催事業</p> <p>【※再掲】</p> <p>●内容 宮崎市が所有する美術作品を、中心市街地の商業店舗や事務所のショーウィンドウに展示する。</p> <p>●実施時期 H18年度～</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体による文化的活動により、活力ある地域社会を確立するために、市民活動・文化活動を通じた多世代交流によるにぎわいを創出し楽しむまちづくりとして位置付ける。</p> <p>②必要性 都市空間における文化的気風が高まり、郷土の作家の支援や顕彰ができるとともに、市民が気軽に芸術作品に親しむ心が醸成される環境の実現のために必要な事業。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 ごみのぼい捨て ・路上喫煙対策事業 橋通り(国道220号)等</p> <p>●内容 中心市街地エリア内に「美化推進区域」及び「路上喫煙制限区域」を指定し、ごみのぼい捨てや路上における喫煙行為を規制する。</p> <p>●実施時期 H19年度～</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間において、美しい都市空間を創出するための事業として位置付けている。</p> <p>②必要性 美しい中心市街地のまちづくりを推進し、都市空間における快適な生活環境を確保するために必要な事業である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		
<p>●事業名 まちづくり活動推進事業「まちづくり専門家派遣事業」</p> <p>●内容 自主的なまちづくりを目指した団体を対象に要請のあった地区(団体)にまちづくりに関する専門家を派遣する。</p> <p>●実施時期 H18年度～</p>	<p>●宮崎市</p>	<p>①位置付け 多様な主体の社会的、経済的、文化的活動の活発化による活力ある地域経済社会の確立と、多様な都市機能がコンパクトに集積し歩いて暮らせる生活空間の創出を目指し、様々な目的の人が満足できる楽しみ憩える商業を核とした空間づくりと、個性や魅力にあふれ人が住まい・集う街づくりを形成する。</p> <p>②必要性 まちづくりに関わる多様な人々の機運を高めるとともに、具体的な活性化事業を推進するため、市の積極的な支援が必要である。</p> <p>●フォローアップの時期 H21年度</p>		

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 「中心市街地活性化推進室」の設置（平成15年度～）

本市では、当初の中心市街地活性化基本計画を平成10年に策定し、各種プロジェクトを推進してきた。平成15年度には、より一層の活性化に取り組むため、企画部に「中心市街地活性化推進室」を設置し、関係部局の一本化による推進体制の強化を図っている。

平成19年度時点における要員は6名である。

(2) 「新中心市街地活性化基本計画策定体制」（平成17～18年度）

新たな中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、都市の持つ機能に着目し4つの専門部会を設置し、各都市機能の増進を図る観点から施策構築の議論を行った。

加えて、専門部会の議論を集約・調整する組織として合同部会、計画案を最終的に承認する組織として対策委員会を設置しており、それぞれの委員は、商業者団体、NPO、市民団体、学識経験者、関係行政機関等により構成している。なお、これらの検討組織は基本的に中心市街地活性化協議会へ移行している。

このほか、市内部に部長級による庁内推進会議と、課長級からなる同幹事会を設置している。

（参照 P109 「中心市街地活性化基本計画策定体制」）

（各委員会開催数と検討項目）

- | | | | |
|--------------|-----|---|-------------------|
| ・専門部会 | 25回 | — | 都市機能を高めるプロジェクトの作成 |
| ・合同部会 | 5回 | — | 専門部会の集約・調整 |
| ・対策委員会 | 2回 | — | 最終的な計画案の承認 |
| ・庁内推進会議・同幹事会 | 2回 | — | 行政施策との調整 |

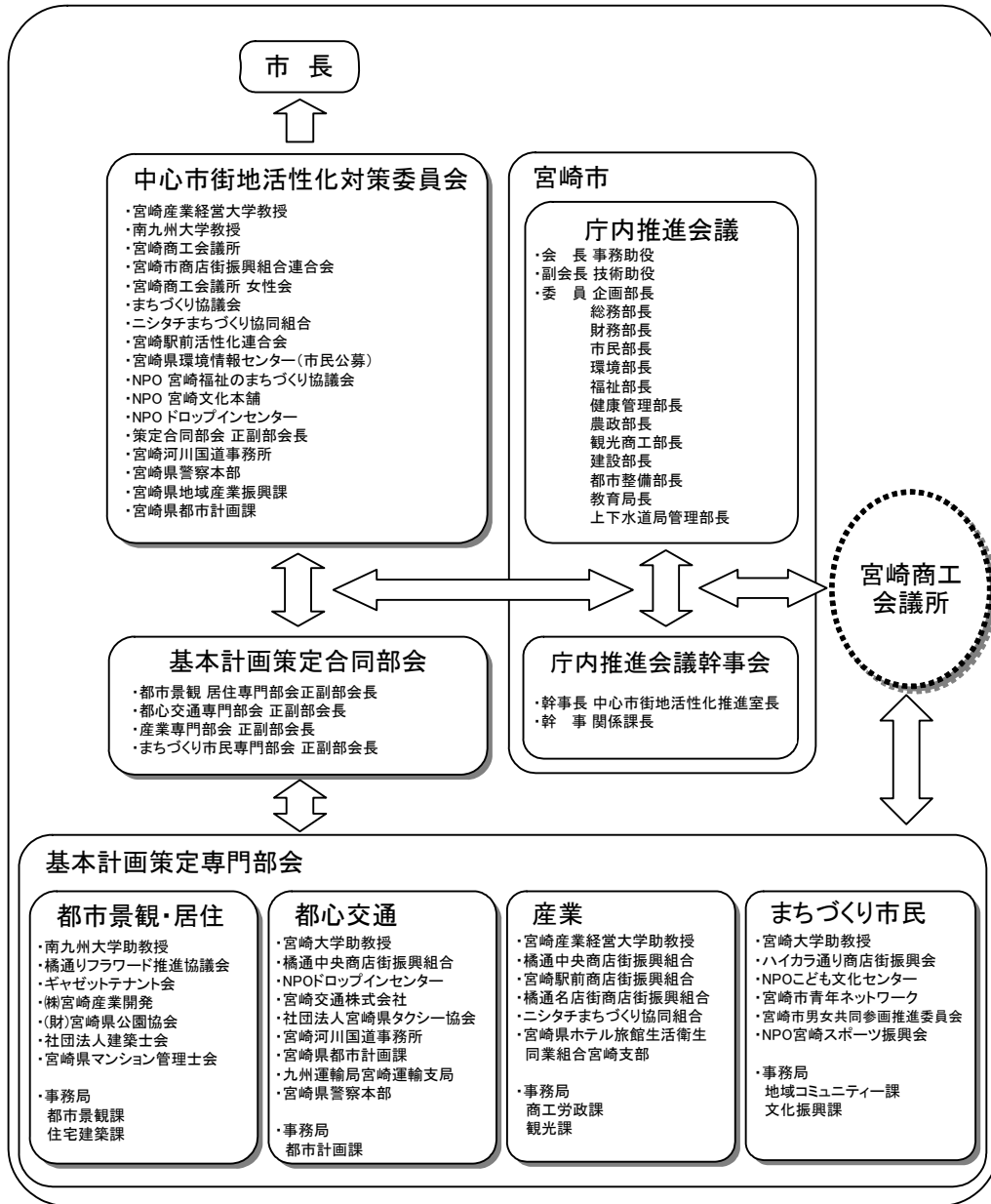
(3) 議会関係「地域活性化対策特別委員会」（平成15年～）

中心市街地及び地域の活性化と基幹産業の振興策に対する調査・研究を目的に設置されている。市が取り組んでいる施策の内、「中心市街地活性化基本計画の見直し」については、「中心市街地を取り巻く環境の変化を十分に踏まえたものとするとともに、商店街や市民の意見を反映させ、実現可能な施策を十分に盛り込まれたい」と報告されており、また、「橘通東3丁目の駐車場整備」については、「その緊急性を十分認識され、早急な実現に向け鋭意取り組まれたい」としており、「橘通西3丁目地区（仮称アートセンター）」については、「地元商店街の意向をできる限り尊重するとともに、ハード・ソフトの両面にわたり市が果たすべき役割を整理しながら、中心市街地の活性化に寄与する効果的な施設となるよう、より具体的な検討を進められたい」との報告がなされている。（平成17年5月「中間報告」）

(4) 中心市街地活性化基本計画のパブリックコメントの実施

平成18年度において、中心市街地活性化基本計画（案）のパブリックコメントを実施。

(中心市街地活性化基本計画策定体制)



[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

本市では、従来から多様な主体の参加によって基本計画の策定を行ってきたが、中心市街地活性化協議会の法制化により、その仕組みと役割が明確化された。

必須構成員については、「経済活力の向上の柱」として宮崎商工会議所、「都市機能の増進の柱」となる組織については、「財団法人宮崎市花のまちづくり公社」を中心市街地整備推進機構に指定し、任意構成員については、現行の「中心市街地活性化対策委員会等」をベースに、幅広い主体の参画により構成した。

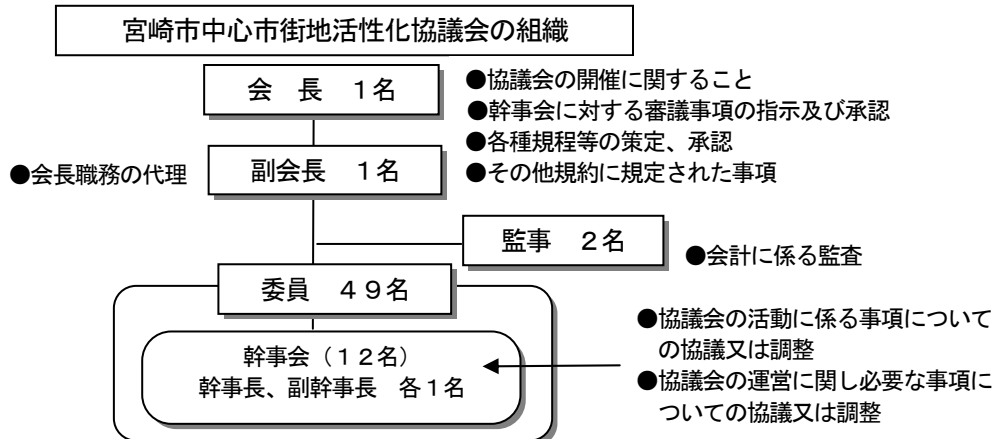
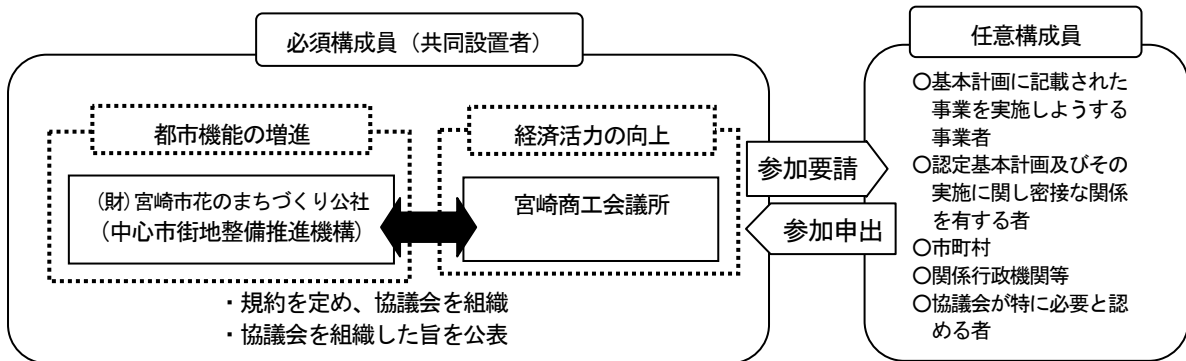
平成19年2月8日設立の「宮崎市中心市街地活性化協議会」において、本計画（案）について説明を行い、委員から意見を聴取した。幹事会が3回開催され、協議会意見書の内容についての協議・調整が行われ、第2回協議会において承認された。3月28日、「宮崎市中心市街地活性化基本計画（案）」についての意見が提出された。

●「対策委員会等」と「協議会」の役割及び構成

対策委員会・合同部会・専門部会		協議会	
役割	専門部会で具体案を練り上げ、合同部会で整合性が検討された基本計画(案)について、協議を行う。	役割	・市町村が作成する基本計画、認定基本計画の実施等について、市町村に意見を述べる。 ・民間事業者が事業計画を作成する際の協議。
構成	学識経験者や各種団体、関係機関、市民代表等により構成。	構成	・商業の活性化を担う主体、市街地の整備を行う主体、各種の事業に関係する事業者など、幅広い多様な主体の参画。

「対策委員会」は基本計画策定の諮問機関としての役割を終え、「協議会」に移行した。「協議会」は、市が策定する基本計画に対して意見を述べるとともに、民間事業者の策定する事業計画（特定民間事業計画）についても協議を行う。「協議会」のメンバーは、「専門部会」「合同部会」「対策委員会」をベースに、市民やNPO、学識者、関係行政機関等で構成され、基本計画のフォローアップを行う場として設立されるとともに、まちづくりの調整役としての機能も発揮する。

●活性化協議会のしくみ



●宮崎市中心市街地活性化協議会委員（平成19年2月23日現在）

No.	構成員		協議会委員		備考
	団体名	根拠法令	職名	氏名	
1	宮崎商工会議所	法第15条 第1項	副会頭	手塚 剛一	会長
			専務理事	倉掛 正志	幹事長
2	財団法人宮崎市花のまちづくり公社	法第15条 第4項	副理事長	小田原 員人	副会長
			専務理事	大島 時夫	副幹事長
3	橋通東3丁目地区第一種市街地再開発事業施行者会	法第15条 第4項 第1号・2号	代表	佐多 芳大	幹事
4	橋通東2丁目地区市街地再開発準備組合		理事長	山口 耕司	監事
5	橋通西3丁目地区市街地再開発準備協議会		代表	日高 晃	
6	宮崎駅前商店街振興組合		理事長	小田 照夫	
7	宮崎市商店街振興組合連合会		理事長	宮下 廣計	
8	Doまんなかモール委員会		委員長	村岡 浩司	幹事
9	宮崎市観光協会		専務理事	松浦 俊典	
10	ニシタチまちづくり協同組合		理事長	岩元 久俊	
11	中央通商店街振興会		会長	野村 利弘	
12	ひふみ会		会長	清水 岩生	
13	宮崎駅前活性化連合会		顧問	川畑 清嗣	幹事
14	まちづくり協議会		会長	日高 耕平	
15	宮崎交通株式会社		自動車運送部 自動車企画課課長補佐	鳩山 政秀	
16	社団法人宮崎県タクシー協会		宮崎支部長	吉本 悟朗	
17	宮崎市	法第15条 第4項第3号	企画部長	高瀬 晶介	
18	国土交通省宮崎河川国道事務所	法第15条 第7項	企画部参事兼中心市街地活性化推進室長	山田 義郎	幹事
19	国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局		調査第二課長	次郎丸 敬太	幹事
20	宮崎県警察本部		首席運輸企画専門官	福山 二也	
21	宮崎北警察署		交通規制課課長補佐	大野 正人	
22	宮崎県商工観光労働部		交通課長	前田 礼司	
23	宮崎県土木部		地域産業振興課長	工藤 良長	幹事
24		法第15条 第8項	都市計画課長	河野 大樹	
25			宮崎市市政推進アドバイザー	田中 薫	
26			宮崎大学助教授	出口 近士	幹事
27			宮崎大学助教授	根岸 裕孝	幹事
28			宮崎産業経営大学教授	眞嶋 一郎	幹事
29			宮崎産業経営大学教授	日高 光宣	
30	NPO宮崎福祉のまちづくり協議会			南九州大学教授	北川 義男
31	NPO宮崎文化本舗		理事長	土肥 雅郎	
32	NPOドロップインセンター		代表理事	石田 達也	
33	NPOみやざき子ども文化センター		理事	門田 紀子	
34	NPO宮崎スポーツ振興会		代表理事	片野坂 千鶴子	幹事
35	NPOみやざき		副理事長	兵頭 健一	
36	みやざきフラワーロード・ネットワーク		事務局長	松田 慎介	
37	宮崎市男女共同参画推進委員会		代表	若松 茂	
38	財団法人宮崎県公園協会		会長	小城 久美子	
39	宮崎県マンション管理士会		事務局次長	吉田 晋弥	
40	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合宮崎支部		会長	松尾 雄一	
41	中央東地区自治会連合会		支部長	松下 龍夫	監事
42	社団法人宮崎青年会議所		副会長	佐原 俊雄	
43	宮崎商工会議所青年部		理事	井上 弘之	
44	宮崎商工会議所女性会			村上 晶彦	
45	宮崎商工会議所不動産部会		会長	日高 美恵子	
46	国民生活金融公庫宮崎支店	法第15条第7項	部会長	長友 孝允	
			融資第一課長	高橋 公一	

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

(参照 P9 「中心市街地の現状分析」、P19 「市民意向の把握」)

① ニーズ分析に基づく事業

ニーズ分析によると、中心市街地に求められる役割として、「買物をする場」「京都の顔・シンボル」に次いで、「情報発信の場(a)」、「文化・創造活動の場(b)」が上位となっており、必要な活性化策としては、「魅力的な店舗」に次いで「大型駐車場の整備(c)」が多く、「イベントの開催(d)」「交通機関の利便性(e)」「商店街の活気(f)」「市民・行政・事業者の協働活動(g)」と続いている。



- (a・b)⇒仮称・アートセンター整備 (橘通西三丁目地区第一種市街地再開発事業) /参照 P65, 66, 67
- (c) ⇒官民共同による立体駐車場整備 (橘通東三丁目地区第一種市街地再開発事業) /参照 P51, 54
- (d) ⇒中心市街地にぎわい事業等 (中心市街地イベント事業等) /参照 P72, 80, 84, 85
- (e) ⇒駐輪場整備/参照 P51, 57 交通機関の利便性増進に関する事業/P89~91, 93, 94, 101~103
- (f) ⇒空店舗対策事業等/参照 P72, P80~83
- (g) ⇒中心市街地にぎわい事業及び市民によるまちなか緑化の推進等/参照 P89, 96~99, 103~106

② 事業・措置の集中実施の方針

(第一段階「にぎわいの回復」)

平成 18 年 9 月、橘通 3 丁目に宮崎山形屋が増床オープンしており、このにぎわいを中心市街地の活性化にいかすことが重要である。そのため、橘通西・東三丁目地区における 2 つの再開発事業及び、駐車場共同利用システム構築事業 (参照 P72, 79) を、【トリガー事業 1】として早期に事業着手する。

また、「D o まんなかモール委員会」のイベント活動等を引き続き支援し、にぎわいを維持するとともに、将来的なまちづくりに向けて「橘通りの公園化」の社会実験を行う (参照 P89, 95)。

以上のハード・ソフト事業を、橘通 3 丁目周辺において集中的に実施することで、新たな魅力を創出し中心市街地活性化の起爆剤とする。

(第二段階「昼間人口と夜間人口の増加、及び中心市街地公園化への基礎づくり」)

次に、宮崎駅前西口拠点整備 (複合交通センター) 事業 (参照 P51, 57, 58, 64, 89~91, 93, 94, 101) により、交通結節機能の強化と商業・文化・情報・交流など、多面的な都市機能の充実を図り新たな交流の拠点とする。また、この新たな拠点を含む高千穂通り沿道等に対して、産業誘致育成事業 (参照 P87) を推進し従業者人口の増加を図る。

これらの事業を【トリガー事業 2】と位置付ける。

このトリガー事業 1、2 で創出した新たな拠点を、有機的に連携する回遊空間整備として、バリアフリーな歩行空間整備 (参照 P51, 55, 59, 60, 62) や緑のネットワーク整備 (参照 P51, 55, 59, 61) を実施し、併せて沿道の空き店舗の有効活用 (参照 P72, 80~83) を行う。

これらの事業を、総合的・一体的に実施することによって、魅力的で美しい街並み・都市景観を創出し、中心市街地活性化基本計画の基本理念『橋通りを中心とした公園化』の具現化と目標の達成を目指す。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業との連携・調整について

中心市街地活性化基本計画の基本理念『橋通りを中心とした公園化』の具現化に向けた様々な主体の巻き込みによる各種事業との連携・調整については次のとおりである。

① 橋通り公園化プロジェクトチーム（平成 16 年度）

（商業者、NPO、学識経験者、関係行政機関）

「橋通りの公園化」の骨格は、橋通り沿道の商店街を中心とした検討組織において平成 3 年に「橋通デザイン基本計画」（平成 3 年）としてまとめられていたが、平成 16 年、地元商店街に市民団体等を加えて「橋通り公園化プロジェクトチーム」が結成され、関係行政機関や学識経験者等をゲストとして招きながら、約 1 年間のワークショップを行っている。

この中で、橋通りの公園化のアイディアの抽出や実現に向けた条件についての一定の整理がなされ、橋通りは幹線道路としての重要な役割を持ち、道路・交通管理者との綿密な協議が必要であり、もとより、橋通りを利用する市民の理解が不可欠であることから、実施に当たっては解決すべき多くの課題があることが認識された。

② みやざきフラワーロードネットワーク（平成 16 年度～）

（商業者、NPO、市民ボランティア）

しかし、出来ることから始めることが大切ということで、“百の議論より一輪の花”を合言葉に、市民を巻き込んで橋通り周辺における花の植栽ボランティア活動が始まった。

本事業については、「まちななかフラワーパーク」の名称で、市民事業として引継がれ、現在も年 2 回の事業が実施されている（参照 P96）。

③ 橋通り公園化検討会（平成 15 年度～）

（国土交通省、宮崎県、宮崎県警、宮崎市）

一方、行政側の対応として、関係行政機関からなる「橋通り公園化検討会」を設置し、この中で、新たな中心市街地活性化基本計画においては、『橋通りを中心とした公園化』をコンセプトとすることについて了承された。

橋通りは本県の重要な幹線道路であり、現在でも 1 日 4 万台を超える交通量があることから、先ずは、社会実験に向けた調査（参照 P95）を行うこととしている。

(3) 市民等を対象とした主なフォーラム等

- ・「イオンショッピングセンター出店構想と中心市街地の活性化を考えるフォーラム」（平成 14 年 2 月 27 日）
- ・「元気なまちづくりフォーラム」（平成 18 年 10 月 19 日）
- ・「まちづくりシンポジウム－新生宮崎市のまちづくりを考える－」（平成 19 年 1 月 19 日）

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 将来都市構造

宮崎市都市計画マスタープランにおける将来都市構造の基本的な考え方は、「南九州の中核にふさわしい都市として、広域商業・業務機能や情報機能等の様々な機能を持つ中核拠点を中心に、文化、学術、観光リゾート等の特化した機能を持つ拠点と自立的な生活・居住拠点、集落拠点が、道路系交通網による都市軸によって連携する都市構造を目指す」としており、また、「この都市拠点と都市軸による都市の骨格の形成を基本に、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にした都市構造とする」としている。

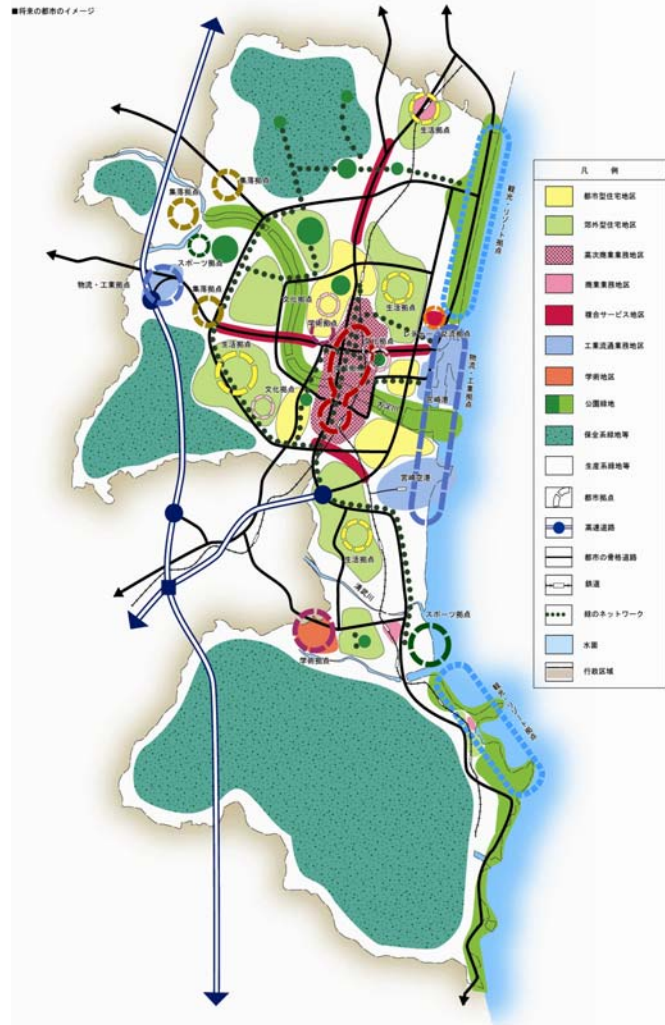


※見直し前の都市計画マスタープランより

(2) 中核拠点の整備の方針

「中核拠点」は、商業・業務をはじめとする多様な都市機能が集積しており、本市のメインストリートである「橋通り」を中心とした中心市街地活性化区域は、この「中核拠点」の中核となっている。

「中核拠点」の整備の方針としては、「中心市街地において、進行する空洞化に対して既成市街地の再構築や、現在進んでいる宮崎駅周辺の整備を推進するとともに中心市街地活性化に取り組み、活力ある中心市街地として拠点性を高める。このため、中心商業の活性化に加え都市機能の高質化策として、高次商業・業務、情報、交流等の様々な機能を備えた施設の集積や都市空間の有効・高度利用、及び良好な景観形成に努める。また、快適・便利な都心の居住環境の形成や交通利便性の向上を図り、都心部としての魅力を高める」としている。



※見直し前の都市計画マスタープランより

(3) ゾーンによる空間構成及び土地利用と整備の方針

また、「中核拠点内」のゾーン構成は「高次商業・業務地」としており、その土地利用と整備の方針としては、「南九州の中核都市として、活力があり、都市機能が充実した中心市街地形成のため、商業・業務系市街地を中心にした複合的な土地利用を図る。基本的には、広域都市圏を視野に入れた複合商業施設（芸術・文化・交流・福祉機能等を併設した商業店舗）やインテリジェントオフィスビル・アミューズメント施設等の集積を促進するとともに、情報受発信機能等の向上も図り、利便性及び快適性を増進させて、地域の魅力を高める」としている。

(4) 都市計画マスタープランの見直しについて

現在、1市3町合併に伴う都市計画マスタープランの見直しに着手しており、「宮崎市におけるコンパクトなまちづくりのあり方」を重点検討項目の一つに掲げ、議論を行っているところであり、新市の都心部に都市機能をコンパクトに集約するまちづくりの方向性を明確にしたいと考えている。

[2] 都市計画手法の活用

(1) 準工業地域における大規模集客施設の立地規制について

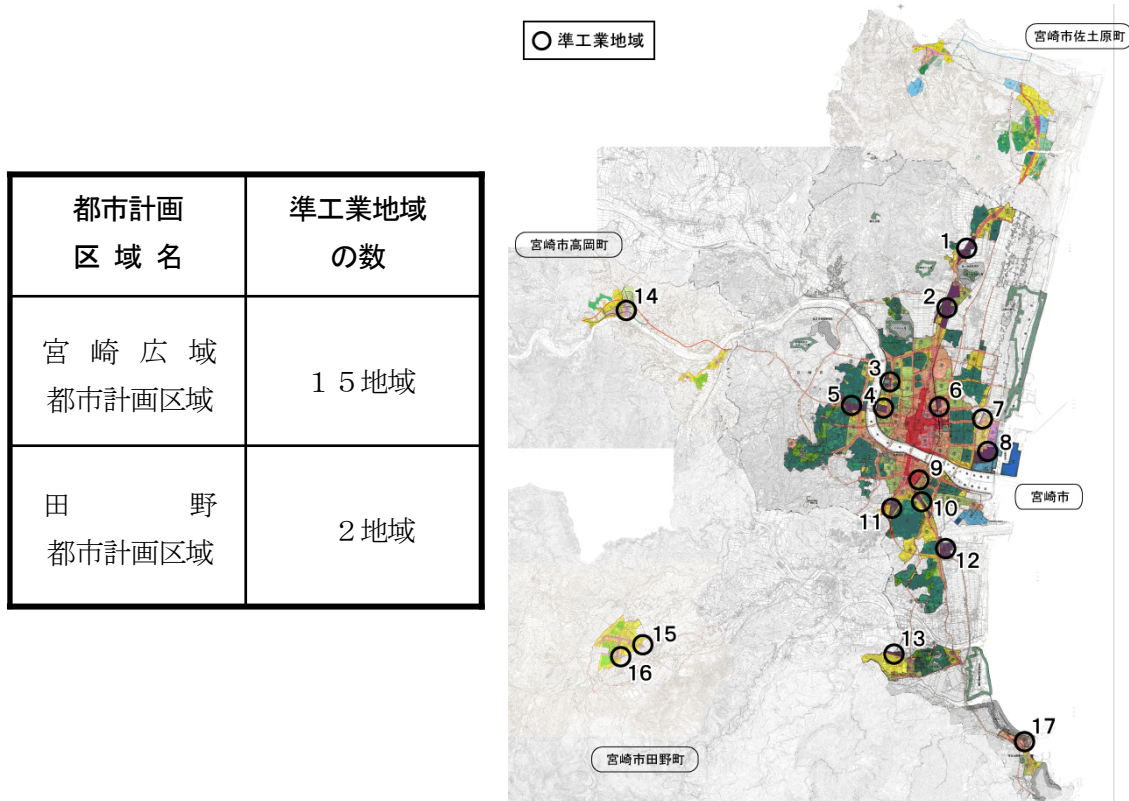
本市には準工業地域が 17 地区に分散、配置されているが、中核拠点の役割をより明確化するため、準工業地域全てについて、特別用途地区の都市計画決定と併せて建築基準法に基づく条例により、大規模集客施設の制限を行う方針である。

なお、現在、見直しを進めている都市計画マスタープランの中にその方針を明確に盛り込むこととしており、学識経験者等で組織する「宮崎市都市計画マスタープラン策定検討委員会」において、その方針について既に説明を行ったところであり（H18.9.29）、また、「宮崎市都市計画審議会」においても、都市計画マスタープラン見直しの経過報告の中で説明を行ったところである。

（H18.11.22）

宮崎市都市計画マスタープラン策定検討委員会資料（一部抜粋・加筆）

新宮崎市では、宮崎広域都市計画区域内に 15 地域、田野都市計画区域内に 2 地域の準工業地域があり、これらの準工業地域に対して特別用途地区の指定を図る。



本市における特別用途地区の都市計画決定イメージ

種類	大規模集客施設制限区域（約 336ha）
目的	準工業地域における大規模集客施設の立地を制限し、都市機能の拡散防止と集約的な市街地の形成を図る。
制限する用途	店舗、飲食店、劇場、映画館等の用途に供する床面積（劇場、映画館等については客席部分）の合計が 1 万㎡を超える建物

※参考

【平成18年9月29日 第2回宮崎市都市計画マスタープラン策定検討委員会議事録（抄）】

現在、準工業地域につきましては宮崎広域都市計画区域では15地区、それから田野都市計画区域につきましては2地区ございます。合わせて17の準工業地域が新市の中に点在しているということで、図面の中に1から17まで番号が打ってございますが、こういった形で準工業地域がございまして、これが現状でございます。こういったところを具体的に準工業の取り扱いということで今後進めていきます。これは一つの例として示しておりますが、いわゆる特別用途地区ということで設定をする。特別用途と言いますと、今有ります用途にいわゆる制限をかける、強化する、緩和するというお話でございますが、今回の場合につきましては制限を強化していった大規模集客施設こういったものについて制限をしていこうということで、イメージ的には下に示してございますように、大規模集客施設制限区域といったようなものを設定いたしまして、都市機能拡散の防止、それから集約的な都市機能の形成といったものを図っていくということで、制限する用途につきましては店舗を含めて1万㎡を超えるような建物については制限をしますということで、これはイメージの案として提示しております。今後、中心市街地活性化の見直しが進んで参りますので、このマスタープランにおきましても見直しの最重要取組の一つでございますので、これと合わせた準工業の取り扱いにつきまして、早急にご検討いただき方向性をご検討いただければと考えているところでございます。（特段の異論なし。）

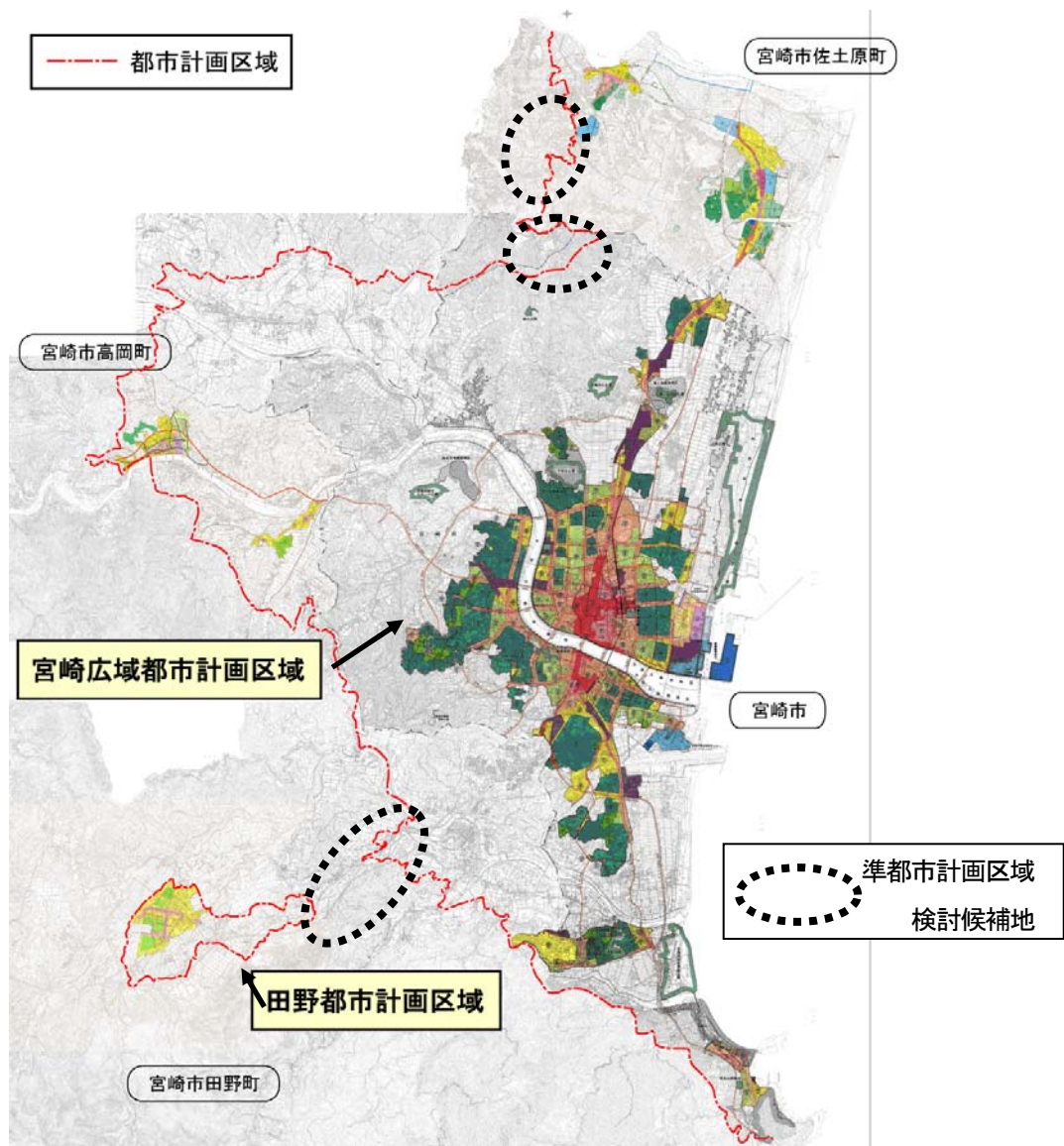
(2) 準工業地域における特別用途地区の都市計画決定等について

具体の都市計画決定及び建築条例制定は、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」が全面施行される平成19年11月30日までに完了する。

(3) 都市計画区域外の土地利用規制誘導について

都市計画区域外の一部地域においては、道路整備の進捗を背景とした無秩序な開発が実際に進行又は懸念される区域があり、都市計画マスタープランの見直しの中でも重点検討項目として将来の規制強化の必要性を議論しているところである。今後、指定権者の県とも調整を図りながら、準都市計画区域の指定を検討していきたいと考えている。都市計画区域外において許可が不要となっている1ha未満の開発行為については、準都市計画区域に準じた0.3ha以上を対象とする開発指導要綱を制定し、平成19年4月1日から施行しているところである。これにより、開発行為の規制・誘導の面からは、準都市計画区域へのスムーズな移行が期待されるところである。

準都市計画区域候補地



[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等既存ストックの現況

中心市街地における10,000㎡以上の大規模小売店舗の立地状況

区分	店舗名等	店舗面積 (㎡)	開店年	備考
中心市街地	宮崎山形屋	16,493	S31	立体都市計画制度を活用し 4,018㎡増床、H18.9にオープン
	カリーノ宮崎 (旧壽屋)	16,899	S48 (旧壽屋)	<ul style="list-style-type: none"> ・H13.12に民事再生手続申立てを行いH14.2に一旦閉店 ・H15.3カリーノ宮崎として再開。市はコミュニティースペース「ガガエイト」の賃貸で支援 ・商業テナントの撤退が相次ぐ一方で、パソコン販売世界最大手 DELL の日本法人のカスタマーセンターを誘致、商業と業務の複合化が進んでいる。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> H15.6 : 65 店舗 ↓ H18.6 : 40 店舗 (新聞報道) </div>
	ボンベルタ橋	19,861	S63	(株)イオンの関連会社
	イヅミヤ	10,908	S47	近隣商業地域
上記以外の 商業地	宮交シティー (ダイエー)	33,119	S48	商業地域 (バスターミナル併設)
	・デオデオ宮崎 ・イエローハット 宮崎	12,581	H11	近隣商業地域
市街化 調整区域	イオン宮崎SC	60,000	H17	

(2) 庁舎などの行政機関、病院・学校等の立地状況

主な公共公益施設等

区分	設置者	名称	施設規模 (延べ床面積)	備考
中心市街地	市	宮崎市役所	22,579.67 m ²	本庁舎 S38 年完成
	市	宮崎市民プラザ	12,129.79 m ²	H12 年完成 (市民会館移転跡地)
	市	宮崎市教育情報研修センター	4,029.61 m ²	H14 年完成
	県	宮崎県庁	52,355.53 m ²	本館 S7 年完成
	県	宮崎県警察本部	20,351.66 m ²	H11 年完成
	国	宮崎簡易裁判所 宮崎家庭裁判所 宮崎地方裁判所 福岡高等裁判所宮崎支部	6,565 m ² 3,272 m ²	H2 年完成 S37 完成
	国	宮崎中央郵便局	17,558.50 m ²	S62 完成
中心市街地外	市	宮崎市立図書館	6,106.03 m ²	H6 年完成
	市	宮崎市総合福祉保健センター	6,149.05 m ²	H6 年完成
	市	宮崎市民文化ホール	13,846.41 m ²	H8 年完成
	市	宮崎市保健所 中央保健センター	8,841.25 m ²	H11 年完成
	県	宮崎県立図書館	9,729 m ²	S63 年完成 (宮崎大学移転跡地)
	県	宮崎県立芸術劇場	21,990 m ²	H5 年完成 (同上)
	県	宮崎県立美術館	10,333 m ²	H7 年完成 (同上)

ベッド数100床以上の病院

	中心市街地	中心市街地外
施設数	2	15 (内中心市街地隣接1)

教育施設 (合併旧3町除く)

施設区分	中心市街地	中心市街地外
幼稚園	1 (私)	35 (国1、市1、私33)
小学校	1 (市)	35 (国1、市34)
中学校	0	24 (国1、市18、私5)
高等学校	0	15 (県9、私6)
各種学校	0 (私)	6 (私)
専修学校	5 (私)	11 (私)
大学・短大	0	7 (国1、県1、公1、私3、他1)

※現段階においては、上記公共公益施設等で移転計画があるものは無い。

(3) 宮崎市及び周辺の大規模集客施設の立地状況

県内の大規模集客施設（店舗面積10,000㎡以上）

市町村名	施設名	店舗面積
宮崎市	前掲	前掲
都城市	イオン都城ショッピングセンター	28,834 ㎡
〃	都城大丸	14,615 ㎡
〃	都城ショッパーズプラザ（ダイエー都城）	11,921 ㎡
〃	都城ショッピングセンター （ホームワイドプラス都城店）	11,345 ㎡
延岡市	延岡ニューシティー （ジャスコ延岡ニューシティー）	25,611 ㎡
〃	南延岡ショッピングセンター （HIヒロセスーパーコンボ南延岡店）	10,787 ㎡
日南市	プラッセだいわ日南店	11,147 ㎡
日向市	ロックタウン日向	19,991 ㎡
〃	ハイパーモールメルクス日向	10,431 ㎡

※現在、上記以外に新たな大規模集客施設の立地計画は把握していない。

※店舗面積：大規模小売店舗立地法に基づく届出面積。

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積のための主要な事業としては、新たな集客のための拠点整備事業、交通結節点の機能強化や移動円滑化によって活性化を支える交通環境整備事業及び住環境をはじめ商業・業務等の受け皿となる、市街地再開発事業や空き店舗対策事業等を位置付けている。

(1) 主要な市街地整備改善事業

新たな集客を促進する拠点の創出、交通結節点機能やアクセス性の向上により交通利便性を向上させ、都市機能の集積を促進させる。

- 橋通西三丁目地区第一種市街地再開発事業（仮称・アートセンター整備事業）／参照 P53

→文化・芸術によるコミュニティの再生拠点づくり

- 橋通東三丁目地区第一種市街地再開発事業（立体駐車場整備事業）／参照 P54

→橋通3丁目周辺の駐車場不足を解消し来街者のアクセス性を向上させる

- 安全かつバリアフリーな歩行者ネットワークの整備推進（歩道等の段差・勾配の解消、視覚障害者誘導ブロックの設置等）／参照 P55, 59, 60, 62

→超高齢社会への対応、ユニバーサルな都市空間の形成

- 鉄道・バスの乗り換え、利便性の向上（宮崎駅西口拠点整備事業）／参照 P57, 58, 64

→鉄道、バス交通のシームレス化を図る複合交通センターの整備

- 利便性の高い駐輪場の整備／参照 P57

→自転車利用の促進と放置自転車の解消

(2) 主要な都市福利施設整備事業

新たな都市機能集積のための事業。

- 仮称・アートセンターの整備（橋通西三丁目地区第一種市街地再開発事業） ※再掲／参照 P67

→文化・芸術によるコミュニティの再生拠点づくり

- 橋通東2丁目地区市街地再開発事業／参照 P68

→居住・商業・公益施設による複合施設の整備

(3) 主要なまちなか居住の事業

新たな都市機能集積のための事業。

- 橋通東2丁目地区市街地再開発事業 ※再掲／参照 P71

→居住・商業・公益施設による複合施設の整備

(4) 主要な商業の活性化事業

新たな商業機能を集積させるための事業。

- 宮崎駅前商店街整備事業（電線類地中化、カラー舗装、オーニング設置事業等）／参照 P74～78、P87
→平成 18 年度に実施した老朽化したアーケードの撤去に併せ、電線類地中化やカラー舗装等を施してコミュニティ道路化を図り、併せて各店舗協調によるファサード整備。
- 民間駐車場整備事業（カーリーノ立体駐車場整備）／参照 P78
→複合的な機能を有する利便性の高い立体駐車場の整備。
- 駐車場共同利用システム支援事業／参照 P79
→商店街のどこにとめても同じ駐車サービスを受けられるシステムを構築・稼働させる。
- 空店舗対策事業（空店舗対策事業・空店舗支援事業、ランドオーナー研修事業、橋通りよってンプラザ運営事業、レンタサイクル事業、まちななかプレイパーク事業、ガガイト運営事業等）／参照 P80～83
→市民の交流拠点の創出・運営支援、空き店舗対策としての事業研究費補助、地権者を巻き込んだ活性化研究会・懇談会の開催。
- 中心市街地にぎわい事業（中心市街地イベント事業、先進的商店街等活性化事業、みやざき夏の夜祭、宮崎たまゆら温泉かぐらまつり、光のファンタジー事業、市街地活性化モデル事業）／参照 P80, 84, 85, 88
→商店街の枠を越え市民団体やNPOが協力して参加できるイベントの開催支援、先進的なモデル事業を実施する商業団体への支援、宮崎の地域性をいかした祭りなどによる活性化等。

(5) 4 から 7 までに掲げる事業と一体的に推進する事業

都市機能の集積を支える交通環境の整備事業。

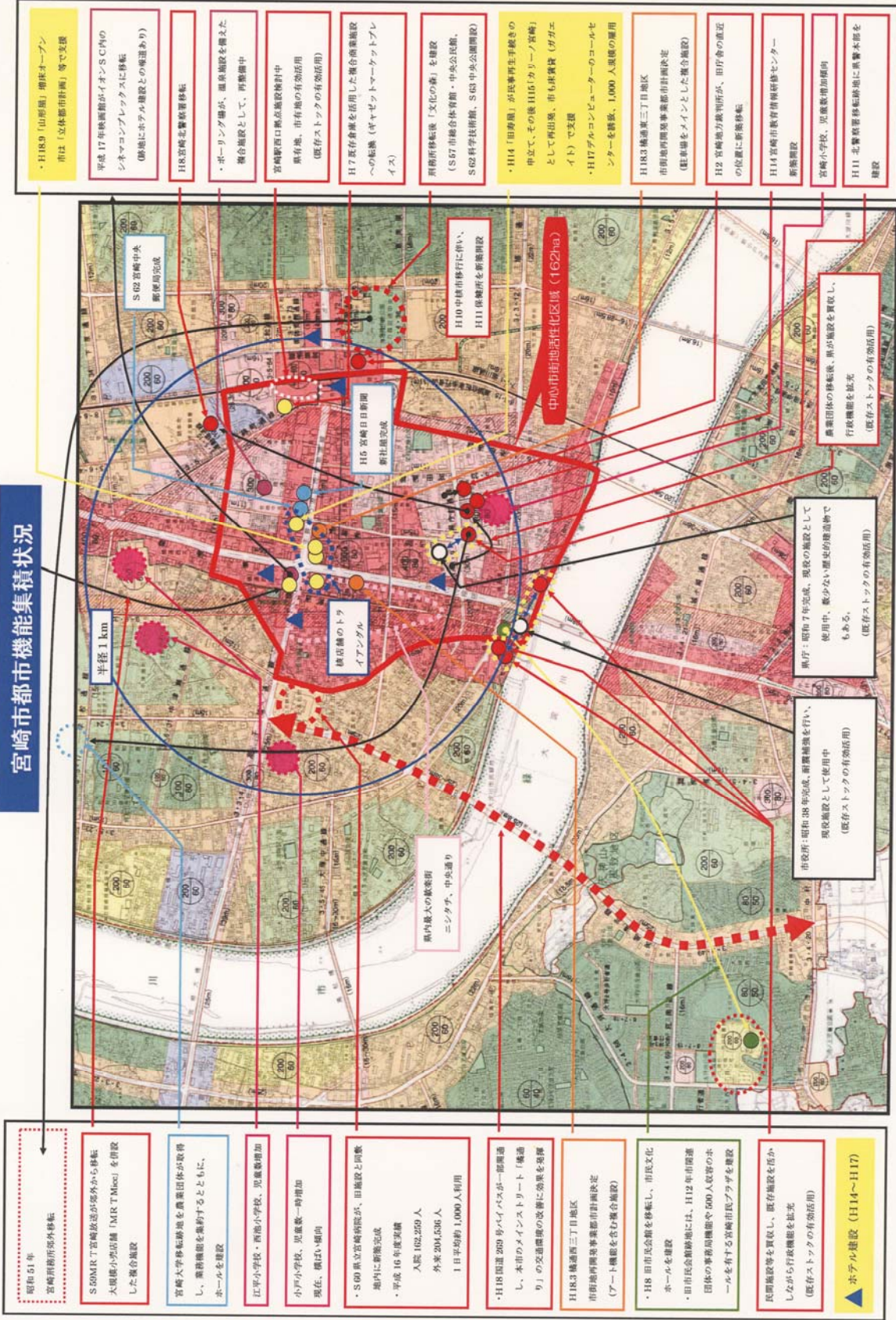
- 鉄道・バスの乗り換え、利便性の向上（宮崎駅西口拠点整備事業）※再掲／参照 P93, 94, 101
→鉄道、バス交通のシームレス化を図る複合交通センターの整備。
- 橋通り公園化の社会実験（基礎調査、既存ストックの有効活用社会実験）／参照 P95
→道路空間という社会資本ストックの活用及び交通への影響等についての検証。
- 駐車場と目的地間の移動円滑化対策の推進／参照 P102
→既存駐車場の有効活用を図る横断歩道等の設置の可能性調査。
- 循環バスの社会実験／参照 P94
→中心市街地の回遊性を向上させる循環バス導入に向けた検討、社会実験の実施。
- 交通需要マネジメント施策の推進／参照 P102
→公共交通機関の活性化対策として、車から公共交通機関への利用の転換をPR。

(6) その他、一体的に推進する事業

- 景観モデル地区デザインづくり事業／参照 P97 ●中心市街地緑化事業／参照 P96
- 市民によるまちなか緑化の推進／参照 P103 ●ごみのぼい捨て・路上喫煙対策事業／参照 P110
→橋通りを中心とした公園化を促進する良好な景観づくりのルール化、緑化支援、公共マナーの向上
- 中心市街地にぎわい事業（みやざき国際ストリート音楽祭開催事業、まつりえれこっちゃみやざき、フェニックスリーグ開幕祭、ジャイアンツプラザ運営等）／参照 P96～99, 104～106
→宮崎の地域性をいかしたイベント等の実施支援等。
- まちづくり専門家派遣事業／参照 P110 ●まちなか起業家養成塾／参照 P108
- 協働まちづくり活動支援／参照 P107 ●協働コーディネーターの育成／参照 P107
- 市民文化創造人材育成事業／参照 P108 ●市民活動拠点支援事業／参照 P100
→市民参加・市民協働に関する人材育成、活動支援等。
- パブリックアート設置事業／参照 P109 ●まちかどギャラリー開催事業／参照 P109
→市街地の公共空間やショーウィンドウを利用したアートの展示。

■都市機能集積状況

宮崎市都市機能集積状況



- ・H18「山形屋」単体オープン
市は「立体都市計画」等で支援
- 平成17年映画館がイオンSC内の
シネマコンプレックスに移転
(跡地にホテル建設との報道あり)
- H18宮崎北警察署移転
- ・ポーンディング場が、商業施設を備えた
複合施設として、再整備中
- 宮崎駅西口拠点施設設計中
所有地、市有地の有効活用
(既存ストックの有効活用)
- H7既存倉庫を活用した複合商業施設
への転換(ギャゼントマーケットアプレ
イス)
- 新館所移転後「文化の森」を建設
(S57市総合体育館・中央公民館、
S02科学技術館、S09中央公園開設)
- ・H14「田島屋」が民事再生手続きの
申立て、その後H16(フリーア宮崎)
として再出発、市も低賃料(ガガエ
イト)で支援
- ・H17デジタルコンピューターの運用
センターを誘致、1,000人規模の雇用
- H183橋通第三丁目地区
市街地再開発事業都市計画決定
(アート機能を含む複合施設)
- H12宮崎地方裁判所が、田庁舎の周辺
の位置に新築移転
- H14宮崎市教育情報研修センター
新築開設
- 宮崎小学校、児童数増加傾向
- H11北警察署移転跡地に警察本部を
建設

- 昭和51年
宮崎県庁南外移転
- S59MR7宮崎放送局外から移転
大黒屋小学店舗(MRT Mice)を開設
した複合施設
- 宮崎大学移転跡地を農業団体が取得
し、業務機能を集約するとともに、
ホールを建設
- 江戸小学校、西館小学校、児童数増加
- 小戸小学校、児童数一時増加
現在、増加傾向
- S00系立宮崎病院が、旧施設と同敷
地内に新築完成
・平成16年度実績
入居102,259人
外来204,536人
1日平均約1,000人利用
- H18国道29号バイパスが一部開通
し、本市のメインストリート「橋通
り」の交通機能の改善に効果発揮
- H183橋通第三丁目地区
市街地再開発事業都市計画決定
(アート機能を含む複合施設)
- ・H18 田市民会館を移転し、市民文化
ホールを建設
- ・田市民会館跡地には、H12年市関連
団体の事務局機能や600人収容の本
ホールを有する宮崎市民プラザを建設
- 民間施設等を買収し、既存施設を活か
しながら行政機能を拡充
(既存ストックの有効活用)
- ▲ホテル建設(H14~H17)

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

基本計画に掲げる事業については、実践的・試行的な活動に裏打ちされるなど厳選されたものであることに留意した。また、実施に当たっては、『橋通りを中心とした公園化』の理念の下、宮崎の歴史的・文化的資源の活用及びイベントとの連携など、その効果を高めるための創意工夫に努めるものとする。

○橋通りの公園化に向けた実践的・試行的活動

橋通りの公園化を象徴する取組として実践的・試行的に実施している事業は次のとおり。

1) 「まちななかフラワーパーク推進事業」(参照 P96)

平成 16 年から春と秋の年 2 回実施、市民ボランティア約 300 人の参加実績。

2) 「みやざき国際ストリート音楽祭開催事業」(参照 P96)

平成 18 年第 1 回開催、雨天時プログラムとなるも約 3 万人の人出。

3) 「まつりえれこっちやみやざき」(参照 P97)

平成 14 年から実施、2 日間で約 20 万人の人出。

4) 「秋の商工観光まつり」(参照 P98) 「宮崎神宮大祭」に併せ実施

宮崎神宮大祭は 3 日間で約 30 万人の人出。(現在の形「御神幸行列」は明治 42 年から)

※その他、関連する事業として、県庁前の楠並木通りをはじめ若草通りや一番街、四季通りにおいては、車の通行を一時的に封鎖し各種イベントを実施している。

○駐車場共同利用システム構築に向けた実践的・試行的活動

平成 17 年度から「駐車場共同利用システム検討部会」において社会実験を実施し、具体的な料金負担の検討や利用者数の把握、利用者ニーズの把握を行っている。

- ・平成 17 年 3 日間のイベント“Do まんなか 3 days”にあわせ年 3 回の実験。
- ・平成 18 年 平成 17 年より長期間(24~72 日間:延べ 183 日)の実験を年 4 回実施。
- ・平成 19 年 4 月 1 日より年間を通して試行運用。

[2] 都市計画との調和

- ・総合計画との調和 ⇒ 「宮崎市の都市空間の将来構図」(参照 P3)
- ・都市計画マスタープランとの調和 ⇒ 「都市計画マスタープラン」(参照 P4、P118~119)
- ・都市計画区域マスタープランとの調和 ⇒ 「都市計画区域の整備、開発、保全の方針」(参照 P35)

[3] その他の事項

本市の中心市街地は、ヒートアイランド対策等を背景に、緑の基本計画に基づく「緑化重点地区」に指定し、緑と花のみちづくりや花の商店街づくり、公共施設や民有地の緑化等を進めることとしている。また、大淀川沿いや高千穂通り沿道を「都市景観形成地区」に指定し、景観形成に関する一定の地区基準を定めている。

観光施策と連携し交流人口を中心市街地活性化にいかすため、フェニックスリーグ開幕祭やゴルフマンス観光イベントキャンペーン等を中心市街地で実施するほか、観光スポットとしてのジャイアンツプラザの運営を行っている。

これらの施策と十分に連携しながら、活性化事業を効果的に実施する。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明 (本文中の記載頁)
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	P24～26、P38～50
	認定の手続き	①協議会 平成19年2月8日 設立 ②厳選された事業 P45～111 ③達成目標と数値目標及び計画期間 P38～50 ④区域設定 P28～36 ⑤事業の活性化への寄与 P51～117
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	P27～36
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的な推進に関する事項	P112～117
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	P118～128
	その他の中心市街地の活性化に関する重要な事項	P129
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	P51～111
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	P25、26、38～50
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	P51～111
	事業の実施スケジュールが明確であること	P51～111